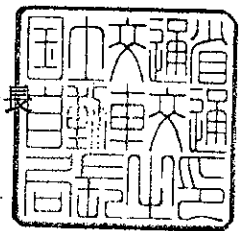




国自技第183号の3
国自審第1207号の3
平成17年11月28日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「装置型式指定実施要領について（依命通達）」の一部改正
について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第1337号）の制定に伴い、今般、「装置型式指定実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付け自審第1253号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴会関係会員に対して周知方お願いします。

装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成10年11月12日自技第215号自審第1253号自環第222号）新旧対照表

平成17年11月28日国自技第183号国自審第1207号

新	旧
別添1～2 (略)	別添1～2 (略)
別添3 トラック、バス及びトレーラ用空気入ゴムタイヤの装置型式指定基準	別添3 トラック、バス及びトレーラ用空気入ゴムタイヤの装置型式指定基準
1.～2. (略)	1.～2. (略)
3.～3.1.8. (略)	3.～3.1.8. (略)
3.1.9. 新たに溝を掘ることが可能なタイヤの場合、直径20mm以上の記号「 <u>Ⓞ</u> 」又は文字「REGROOVABLE」をサイドウォール両面に刻印すること。	3.1.9. 新たに溝を掘ることが可能なタイヤの場合、直径20mm以上の記号「 <u>Ω</u> 」又は文字「REGROOVABLE」をサイドウォール両面に刻印すること。
3.1.10.～3.4.1. (略)	3.1.10.～3.4.1. (略)
4.～10. (略)	4.～10. (略)
別紙1～8 (略)	別紙1～8 (略)
別添4～6 (略)	別添4～6 (略)
別添7 乗用車の制動装置の装置型式指定基準	別添7 乗用車の制動装置の装置型式指定基準
1.～4. (略)	1.～4. (略)
5.1.～5.2.21 (略)	5.1.～5.2.21 (略)
5.2.22. 制動灯点灯信号の発生	5.2.22. 制動灯点灯信号の発生
5.2.22.1. 運転者が主制動装置を作動させた場合に、制動灯及び補助制動灯の点灯信号を発するものとする。	5.2.22.1. 運転者が主制動装置を作動させた場合に、制動灯及び補助制動灯の点灯信号を発するものとする。
5.2.22.2. 自動指令制動により主制動装置が作動した場合に、制動灯及び補助制動灯の点灯信号を発するものとする。ただし、50km/hを超える速度で0.7m/sec ² 未満の減速度の場合にあつては、当該信号を発しなくてもよい。	5.2.22.2. 自動指令制動により主制動装置が作動した場合に、制動灯及び補助制動灯の点灯信号を発するものとする。ただし、50km/hを超える速度で0.7m/sec ² 未満の減速度の場合にあつては、当該信号を発しなくてもよい。
5.2.22.3. 選択制動により主制動装置の一部が作動した場合に、制動灯及び補助制動灯の点灯信号を発してはならない。	5.2.22.3. 選択制動により主制動装置の一部が作動した場合に、制動灯及び補助制動灯の点灯信号を発してはならない。
5.2.22.4. アクセル操作装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置	5.2.22.4. アクセル操作装置の解除により制動効果を発生させる電気式回生制動装置

が作動した場合に、制動灯及び補助制動灯の点灯信号を発してはならない。

別紙 1～7 (略)

別紙 8

1.～2.5.

2.6. 「伝達リンク」とは、信号、動作データ又は供給エネルギーの伝送のために、分散配置されたユニットを相互接続するために使用する手段をいう。

この手段は、一般的に電気式が用いられるが、部分的に機械式、空気圧式、油圧式又は光学式が用いられる場合もある。

2.7.～3.3.2. (略)

3.3.3. 相互接続

「当該システム」内の相互接続は、電気式による伝達リンクについては回路図で、光学式による伝達リンクについては光ファイバー配線図で、空気圧式又は油圧式による伝達リンクについては配管図で、機械式による伝達リンクについては略図レイアウトで表示しなければならない。

別紙 9

1.～7. (略)

別添 1 (略)

別添 2

1.～11. (略)

別添 2－付録 1～3 (略)

別添 2－付録 4

図 1

別紙 1～7 (略)

別紙 8

1.～2.5.

2.6. 「伝達リンク」とは、信号、動作データ又は供給エネルギーの伝送のために、分散配置されたユニットを相互接続するために使用する手段をいう。

この装置は、一般に電気式をいうが、部分的に機械式、空気圧式、油圧式又は光学式の場合もある。

2.7.～3.3.2. (略)

3.3.3. 相互接続

「当該システム」内の相互接続は、電気式伝達リンクについては回路図で、光学リンクの場合は光ファイバー図で、空気圧式または油圧式伝達装置については配管図で、機械式リンクについては略図レイアウトで表示しなければならない。

別紙 9

1.～7. (略)

別添 1 (略)

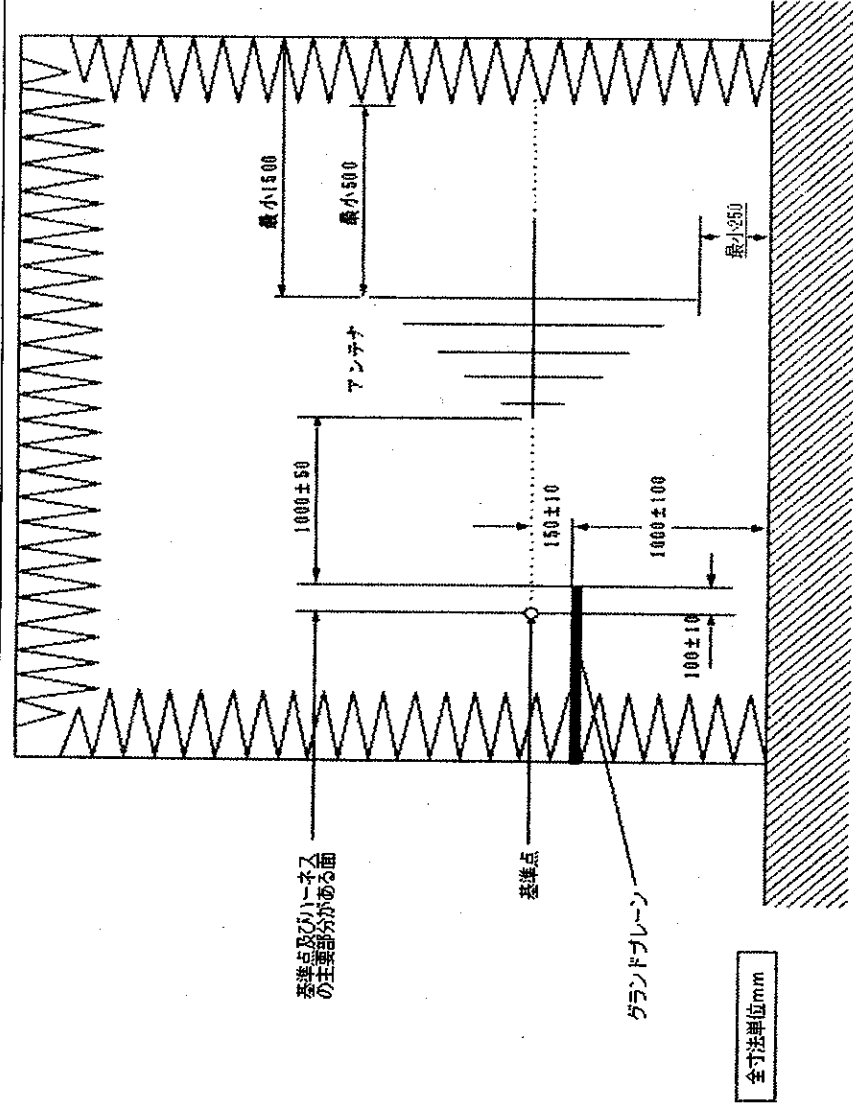
別添 2

1.～11. (略)

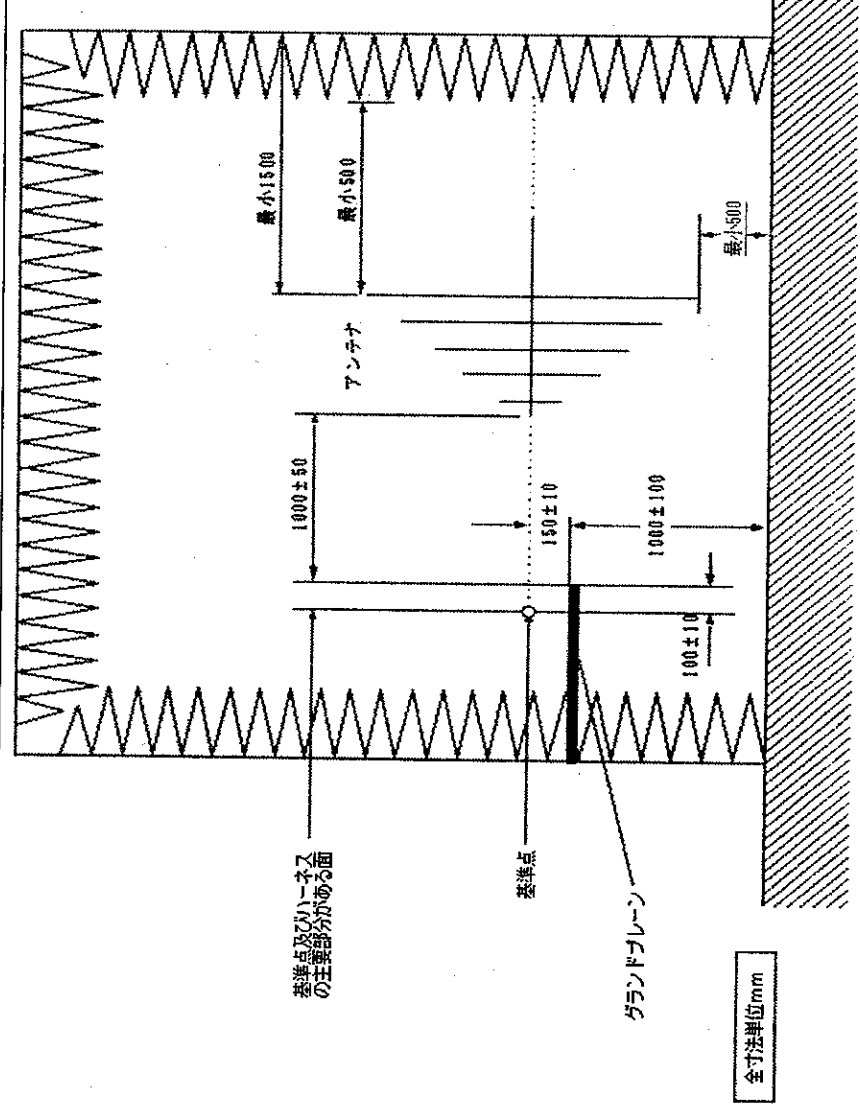
別添 2－付録 1～3 (略)

別添 2－付録 4

図 1



E SA照射イコニチイ試験 試験名の縦断面図



E SA照射イコニチイ試験 試験名の縦断面図

別添 8 側面衝突時の乗員保護装置の装置型式指定基準

1.～9. (略)

別紙 1

{ (略)

1.～5. (略)

6. 使用する側面衝突ダミー ES-1 / ES-2 / 2

7. (略)

8. (略)

9. (略)

10. (略)

11. (略)

12. (略)

13. (略)

14. (略)

15. (略)

別紙 2 (略)

別紙 3

1.～4.3. (略)

4.4. 三次元マネキンが接触する着座位置の範囲は、十分な大きさと適当な生地のモスリンコットン (18.9糸/cm²かつ0.228kg/m²) 又は同時の特性をもつメリヤス若しくは不織布で被うものとする。試験を試験自動車以外の座席で行う場合には、座席を置く

別添 8 側面衝突時の乗員保護装置の装置型式指定基準

1.～9. (略)

別紙 1

{ (略)

1.～5. (略)

6. (略)

7. (略)

8. (略)

9. (略)

10. (略)

11. (略)

12. (略)

13. (略)

14. (略)

別紙 2 (略)

別紙 3

1.～4.3. (略)

4.4. 三次元マネキンが接触する着座位置の範囲は、十分な大きさと適当な生地のモスリン (1.89糸/cm²かつ0.228kg/m²) コットン又は同時の特性をもつメリヤス若しくは不織布で被うものとする。試験を試験自動車以外の座席で行う場合には、座席を置く

床は、その座席を使用する予定の試験自動車の床と同じ本質的特性（注2）をもつものとする。

4.5.～4.16.2. (略)

付録1～3 (略)

別紙4～5 (略)

別紙6 ダミーの技術的説明

1. 一般規程

1.1. ダミーの寸法と質量は50パーセントの成人男性に該当するもので、下腕部を有さない。

1.2. (略)

1.3. ダミーの仕様については、構成及び検定を含めて、技術図面及びユーザーマニュアルに規定されている。1/

1/ ダミーの仕様はES-2ダミーと同じである。技術図面の目録番号はE-AA-DRAWING-L IST-7-25-032で、日付は2003年7月25日である。ES-2技術図面一式とES-2ユーザーマニュアルはスイス、ジュネーブ、パレ・デ・ナシオンに所在する国連欧州経済委員会（UNECE）に寄託されており、その事務局に申し込んで入手できる。

2. 構造

2.1. ダミーの構成は、図1及び表1に示す。

2.2. 頭部

2.1. 頭部は、図1のNo.1に示す。

2.2.2. 頭部はアルミニウムの骨格とそれを被う柔軟なビニールの皮膚からなる。骨格の内部は空洞となっており、そこに三軸加速度計とバラストが収納できる構造となっている。

2.2.3. 頭部/首部接触部には、ロードセルの代替品を装備する。代替品に代えて、上部ロードセルを備えることができる。

床は、その座席を使用する予定の試験自動車の床と同じ本質的特性（注2）をもつものとする。

4.5.～4.16.2. (略)

付録1～3 (略)

別紙4～5 (略)

別紙6 ダミーの技術的説明

1. 一般規程

1.1. ダミーの寸法と質量は50パーセントの成人男性に該当する。ただし、下腕部はない。

1.2. (略)

1.3. ダミーについては、計装と較正を含めて、技術図面とユーザーのマニュアルに規定される。1/

1/ 該当するISO規格が発表されるまでは、これらの文書（ユーロシッド-1ユーザーマニュアル：デルフト、1990年11月）は下記で入手出来る。
TNO Road Vehicles Reswearch Institute P.O. Box 6033, 2600 JA
Delft, Schoemakerstraat 97, 2628 VK Delft, The Netherlands.

2. 構造

2.1. ダミーの概要については、本別紙の図1及び表1を参照するものとする。

2.2. 頭部

2.1. 頭部は、本別紙の図1にNo.1の部分として示す。

2.2.2. 頭部はアルミニウムの外殻とそれを被う柔軟なビニールの皮膚からなる。外殻の内部は空洞で、そこに三軸加速度計とバラストを入れる。

2.3. 首 部

2.3.1. 首 部は、図1のNo. 2に示す。

2.3.2. 首 部は、頭部／首部接触部、首部／胸部接触部及び中央部から構成される。

2.3.3. 頭部／首部接触部 (No. 2a) と首部／胸部接触部 (No. 2c) はどちらも、2個のアルミニウムの円板を半球ネジ (1本) と緩衝ゴム (8個) で結合されている。

2.3.4. 円筒形の中央部 (No. 2b) はゴム製である。上記の両接触部のアルミニウムの円板の2個のうち1個がゴム部に密着している。

2.3.5. 首 部は、図1のNo. 2dに示す首部ブラケット上に取り付ける。首部ブラケットに代えて下首部ロードセルを使用することができる。

2.3.6. 首部ブラケットの上面及び下面の角度差は25°であること。また、肩ブロックは後方に5°傾いており、首部と上体の間の合成角度は20°である。

2.4. 肩 部

2.4.1. 肩 部は、図1のNo. 3に示す。

2.4.2. 肩 部は、肩ブロック (1個)、鎖骨 (2個) 及びフォーム製肩キャップ (1個) から構成される。

2.4.3. 肩ブロック (No. 3a) はアルミニウムのスペーサーブロック (1個)、スペーサーブロック上部のアルミニウム板 (1枚) 及び下部のアルミニウム板 (1枚) から構成される。各アルミニウム板はポリテトラフルオロエチレンコーティングで被われている。

2.4.4. 鎖骨 (No. 3b) はポリウレタン樹脂製であり、スペーサーブロックに結合される。鎖骨は、肩ブロックの後部に固定した弾力性のある2本のコード (No. 3c) でニュートラルの位置に固定する。両鎖骨の外端は、標準的な腕の位置に合わせる。

2.4.5. 肩キャップ (No. 3d) は低密度ポリウレタンフォーム製で、肩ブロックに取り付けられる。

2.3. 首 部

2.3.1. 首 部は本別紙の図1のNo. 2の部分として示す。

2.3.2. 首 部は、頭部／首部接触部、首部／胸部接触部及び両接触部を結ぶ中央部から構成される。

2.3.3. 頭部／首部接触部 (No. 2aの部分) と首部／胸部接触部 (No. 2cの部分) はどちらも、2個のアルミニウムの円板を半球ネジ1本と8個の緩衝ゴムで結合して出来ている。

2.3.4. 円筒形の中央部 (No. 2bの部分) はゴム製である。

2.3.5. 首 部は、本別紙の図1にNo. 3の部分として示した首部ブラケット上に取り付ける。

2.3.6. 首部ブラケットの二つの面の角度は25°である。肩ブロックが後方に5°傾いているので、首部と上体の間の合成角度は20°である。

2.4. 肩 部

2.4.1. 肩 部は本別紙の図1にNo. 4の部分として示す。

2.4.2. 肩 部は、肩ブロック1個と鎖骨2個及びフォーム製肩キャップ1個から成る。

2.4.3. 肩ブロック (No. 4aの部分) はアルミニウムのスペーサーブロック1個、スペーサーブロック上部のアルミニウム板1枚及び下部のアルミニウム板1枚から構成される。

2.4.4. 鎖骨 (No. 4bの部分) はポリプロピレン製である。鎖骨は、肩ブロックの後部に固定した弾力性のある2本のコード (No. 4cの部分) でニュートラルの位置に固定する。両鎖骨の外端は、標準的な腕の位置を見込んだ設計に合わせる。

2.4.5. 肩キャップ (No. 4dの部分) は低密度のポリウレタンフォーム製で、肩ブロックに取り付ける。

2.5. 胸部

- 2.5.1. 胸部は、図1のNo. 4に示す。
- 2.5.2. 胸部は、剛性の胸椎ボックス (1個)と3本の同じ肋骨モジュールから構成される。
- 2.5.3. 胸椎ボックス (No. 4a) はスチール製であり、その背面に、スチール製のスペーサーを介して、湾曲したポリウレタン樹脂製の背板 (No. 4b) を取り付ける。
- 2.5.4. 胸椎ボックスの上面は後方に5° 傾いている。
- 2.5.5. 胸椎ボックスの下側に、T12ロードセル又は代替品 (No. 4j) を取り付ける。
- 2.5.6. 肋骨モジュール (No. 4c) は肉質を模したオープンセルポリウレタンフォームで被われたスチール製肋骨 (No. 4d)、肋骨と胸椎ボックスを結合するリニアガイドアセンブリー (No. 4e)、油圧ダンパー (No. 4f) 及び堅いダンパースプリング (No. 4g) から構成される。
- 2.5.7. リニアガイドアセンブリー (No. 4e) は、胸椎ボックス (No. 4a) 及び非計測側に肋骨 (No. 4d) の計測側をたわませる構造となっている。リニアガイドアセンブリーはリニアニードルベアリングを備えている。
- 2.5.8. リニアガイドアセンブリーの中には調節スプリング (No. 4h) が備えられている。
- 2.5.9. 肋骨変位トランスデューサ (No. 4i) をリニアガイドアセンブリー (No. 4e) の胸椎ボックス取付部及び計測側の肋骨に取り付ける。

2.6. 腕部

- 2.6.1. 腕部は、図1のNo. 5に示す。
- 2.6.2. 腕部は、プラスチックの骨格、それを被うポリウレタンの肉質及びポリ塩化ビニール (PVC) の皮膚から構成される。肉質の表面は高密度ポリウレタン製で、内部はポリウレタンフォーム製である。
- 2.6.3. 肩部と腕部の関節は、腕の位置をトルソラインに対し概ね0°、40°及び90°の位置にセットすることができる。

2.5. 胸部

- 2.5.1. 胸部は本別紙の図1にNo. 5の部分として示す。
- 2.5.2. 胸部は、剛性の胸部脊柱ボックス1個と3本の同じ肋骨モジュールから成る。
- 2.5.3. 胸部脊柱ボックス (No. 5aの部分) はスチール製である。その背面には、鉛を詰めたプラスチックの背板を取り付ける (No. 5bの部分)。
- 2.5.4. 胸部脊柱ボックスの上面は後方に5° 傾いている。
- 2.5.5. 肋骨モジュール (No. 5cの部分) は肉質を模したポリウレタンフォームで被ったスチール製肋骨 (No. 5dの部分)、肋骨と脊柱ボックスを結ぶピストンシリンダーアセンブリー (No. 5eの部分)、油圧ダンパー (No. 5fの部分) 及び堅いダンパースプリング (No. 5gの部分) から構成される。
- 2.5.6. ピストンシリンダーアセンブリーの中には調節スプリング (No. 5hの部分) がある。
- 2.5.7. 変位トランスデューサ (No. 5iの部分) をシリンダーの正面に取り付け、肋骨の内部に接続することができる。

2.6. 腕部

- 2.6.1. 腕部は本別紙の図1にNo. 6の部分として示す。
- 2.6.2. 腕部は、プラスチックの骨格をポリウレタンの肉とPVCの皮膚で被う。
- 2.6.3. 肩と腕の関節は、トルソラインに対して0°と40°と90°の非連続的な腕の位置を見込んでいる。

2.6.4. 肩部と腕部の関節は、回転方向のみ動かすことができる。

2.7. 腰 椎

2.7.1. 腰椎は、図1のNo.6に示す。

2.7.2. 腰椎は、内部にスチールケーブルが通った中実のゴム製円筒であり、各先端に2枚のスチール製の接触板が取り付けられている。

2.8. 腹 部

2.8.1. 腹部は、図1のNo.7に示す。

2.8.2. 腹部は、剛体の中央部とフォームの外皮から構成される。

2.8.3. 腹部の中央部 (No.7a) は金属の鋳物であり、鋳物の上部にカバープレートを取り付ける。

2.8.4. 外皮 (No.7b) はポリウレタンフォーム製である。鉛粒を詰めた曲線形のゴム製厚板がフォームと一体になって両側を被っている。

2.8.5. 腹部の各々の側のフォーム製外皮と剛性の鋳物との間には、荷重トランスデューサ (No.7c) 3個又はトランスデューサの代替品3個を取り付ける。

2.9. 骨 盤

2.9.1. 骨盤は、図1のNo.8に示す。

2.9.2. 骨盤は、仙骨(1個)、腸骨翼(2個)、股関節アセンブリー(2個)及び肉質を模したフォーム製外皮から構成される。

2.9.3. 仙骨 (No.8a) は、質量を調整した金属ブロックとその上部に取り付けた金属板から構成される。金属ブロックの後側には、計測装置の装着のための空洞がある。

2.9.4. 腸骨翼 (No.8b) は、ポリウレタン樹脂製である。

2.9.5. 股関節アセンブリー (No.8c) は、スチール製である。股関節アセンブリーは1個の上大腿骨のブロック及びダミーのヒップポイントを通る軸に結合するボールジョイントから構成される。動作範囲の終端にあるラバーストッパーにより、上大腿骨ブラケットの内転及び外転能力を制限する。

2.6.4. 肩と腕の関節は屈曲／伸張回転だけを見込んでいる。

2.7. 腰 椎

2.7.1. 腰椎は本別紙の図1にNo.7の部分として示す。

2.7.2. 腰椎は、各先端に2枚のスチール製の接触板が付き、内部にスチールケーブルが通った、中実のゴム製円筒である。

2.8. 腹 部

2.8.1. 腹部は本別紙の図1にNo.8の部分として示す。

2.8.2. 腹部は、金属の鋳物とポリウレタンフォームの外皮から構成される。

2.8.3. 腹部の中央部は金属の鋳物である (No.8aの部分)。鋳物の上部にカバープレートを取り付ける。

2.8.4. 外皮 (No.8bの部分) はポリウレタンフォーム製である。鉛粒を詰めた曲線形のゴム製厚板がフォームと一体になって両側を被っている。

2.8.5. 腹部の各々の側のフォーム製外皮と剛性の鋳物との間には、荷重トランスデューサ (No.8cの部分) 3個又は非測定用の模造装置3個を取付けることができる。

2.9. 骨 盤

2.9.1. 骨盤は本別紙の図1にNo.9の部分として示す。

2.9.2. 骨盤は、仙骨1個、腸骨翼2個、股関節2個及びフォーム製外皮から構成される。

2.9.3. 仙骨 (No.9aの部分) は、鉛を詰めたアルミニウムブロック及びその上部に取り付けたアルミニウム板から構成される。

2.9.4. 腸骨翼 (No.9bの部分) はポリウレタン製である。

2.9.5. 股関節 (No.9cの部分) はスチール製である。股関節は上大腿骨のブロック及びダミーのHポイントを通る軸に結合するボールジョイントから成る。

2.9.6. 肉質システム (No. 8d) はポリウレタンフォームを詰めたポリ塩化ビニールの皮膚で構成される。ヒップポイントの位置には、皮膚の代わりにポリウレタンフォーム製ブロック (No. 8e) があり、このブロックの後側にはスチール板 (剛板) がある。スチール板は、ボールジョイントに連結された軸で腸骨翼に固定する。

2.9.7. 腸骨翼は、荷重トランスデューサ (No. 8f) 又はトランスデューサの代替品で互いに連結し、腸骨翼の後側は仙骨に結合する。

2.10. 脚 部

2.10.1. 脚部は、図 1 の No. 9 に示す。

2.10.2. 脚部は、金属の骨格、それを被う肉質を模したポリウレタンフォーム及びポリ塩化ビニール製皮膚から構成される。

2.10.3. 大腿部は、ポリ塩化ビニール製皮膚で被われた高密度ポリウレタンである。

2.10.4. 膝及び足首の関節は回転方向のみ動かすことができる。

2.11. スーツ

2.11.1. スーツは (図 1) には示していない。

2.11.2. (略)

図 1 側面衝突ダミーの構造

2.9.6 肉質システム (No. 9dの部分) は、ポリウレタンフォームを詰めたPVCの皮膚で構成される。Hポイントの位置で、皮膚に代わって、空洞のある大きなポリウレタンフォームの円筒 (No. 9eの部分) が、ボールジョイントを通る軸で腸骨翼に固定したスチール板に連結する。

2.9.7. 腸骨翼は、恥骨結合部で、荷重トランスデューサ (No. 9fの部分) 又は模造トランスデューサによって互いに結合する。

2.10. 脚 部

2.10.1. 脚部は本別紙の図 1 に No. 10の部分として示す。

2.10.2. 脚部は、金属の骨格、それを被う肉質を模したポリウレタンフォーム及びプラスチックの皮膚から構成される。

2.10.3. 膝及びかかとの関節は屈曲／伸張回転だけを見込んでいる。

2.11. スーツ

2.11.1. スーツは本別紙の図 1 に No. 11の部分として示す。

2.11.2. (略)

図 1 側面衝突ダミーの構造

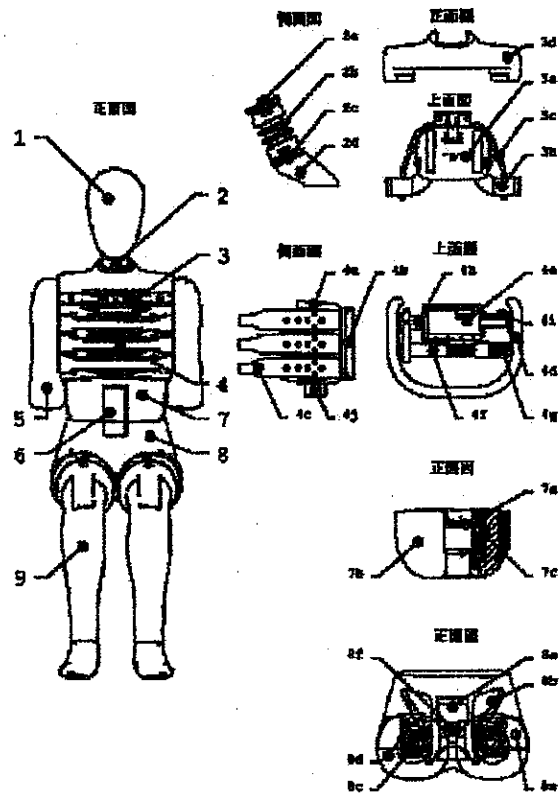
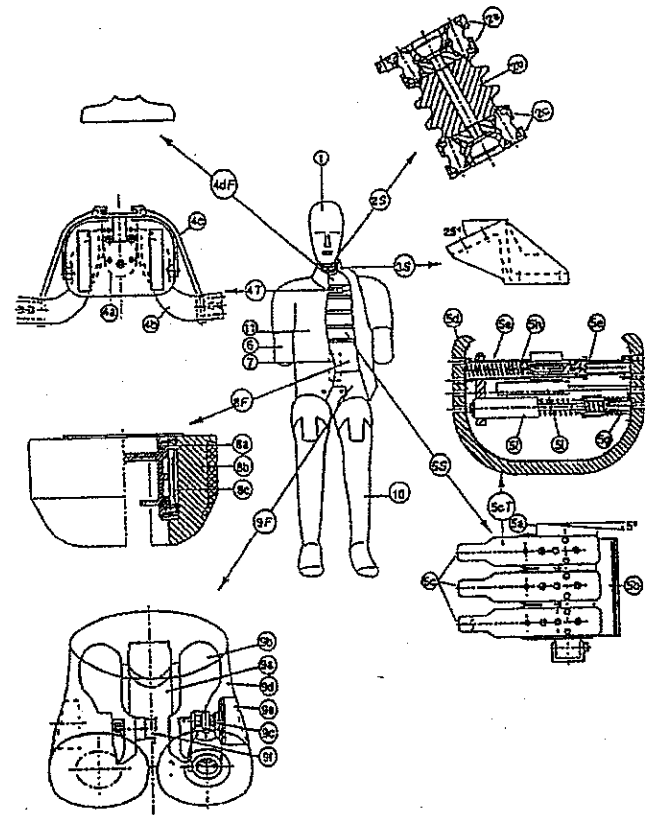


表1 側面衝突ダミー構成部品

部位	番号	名称	ダミー1体 当たりの個数	
1		頭部	1	
2		首部	1	
	2 a	頭部/首部接触部		1
	2 b	中央部		1
	2 c	首部/胸部接合部		1



(F=正面図、S=側面図、T=平面図)

表1 側面衝突ダミー構成部品

部位	番号	事項	数
1		頭部	1
2		首部	1
	2 a	頭部/首部接触部	1
	2 b	中央部	1
	2 c	首部/胸部接合部	1

<u>3</u>	<u>2 d</u>	首部ブラケット	1	<u>1</u>
		肩部		
	<u>3 a</u>	肩ブロック		1
	<u>3 b</u>	鎖骨		2
	<u>3 c</u>	伸縮コード		2
<u>4</u>	<u>3 d</u>	フォーム製肩キャップ	1	
		胸部	1	
	<u>4 a</u>	胸椎	1	
	<u>4 b</u>	背板 (湾曲)	1	
	<u>4 c</u>	肋骨モジュール	3	
	<u>4 d</u>	肉質で被った肋骨	3	
	<u>4 e</u>	ピストン/シリンダーアセンブリー	3	
	<u>4 f</u>	ダンパー	3	
	<u>4 g</u>	ダンパースプリング	3	
	<u>4 h</u>	調節スプリング	3	
	<u>4 i</u>	変位トランスデューサ	3	
	<u>4 j</u>	T12ロードセル又は代替品	1	
<u>5</u>		腕部	2	
<u>6</u>		腰部	1	
<u>7</u>		腹部	1	
	<u>7 a</u>	鋳造中央部	1	
	<u>7 b</u>	フォーム製外皮	1	
	<u>7 c</u>	荷重トランスデューサ又は代替品	3	
<u>8</u>		骨盤	1	
	<u>8 a</u>	仙骨ブロック	1	
	<u>8 b</u>	腸骨翼	2	
	<u>8 c</u>	股関節アセンブリー	2	
	<u>8 d</u>	肉質外皮	1	
	<u>8 e</u>	Hポイントフォームブロック	1	
	<u>8 f</u>	荷重トランスデューサ又は代替品	1	
<u>9</u>		脚部	2	
<u>10</u>		スーツ	1	

3. ダミーの組立て

3.1. 頭部-首部

3.1.1. 首部を組み立てるための半球ネジの所要トルクは10Nmとする。

<u>3</u>		首部ブラケット	1	<u>1</u>
		肩部		
	<u>4 a</u>	肩ブロック		1
	<u>4 b</u>	鎖骨		2
	<u>4 c</u>	伸縮コード		2
<u>4</u>	<u>4 d</u>	肩キャップ	1	
		胸部	1	
	<u>5 a</u>	胸部脊柱	1	
	<u>5 b</u>	背板	1	
	<u>5 c</u>	肋骨モジュール	3	
	<u>5 d</u>	肉質で被った肋骨	3	
	<u>5 e</u>	ピストンシリンダーアセンブリー	3	
	<u>5 f</u>	ダンパー	3	
	<u>5 g</u>	ダンパースプリング	3	
	<u>5 h</u>	調節スプリング	3	
	<u>5 i</u>	変位トランスデューサ	3	
	<u>6</u>		腕部	2
<u>7</u>		腰部	1	
<u>8</u>		腹部	1	
	<u>8 a</u>	鋳造中央部	1	
	<u>8 b</u>	肉質外皮	1	
	<u>8 c</u>	荷重トランスデューサ	3	
<u>9</u>		骨盤	1	
	<u>9 a</u>	仙骨ブロック	1	
	<u>9 b</u>	腸骨翼	2	
	<u>9 c</u>	股関節	2	
	<u>9 d</u>	肉質外皮	1	
	<u>9 e</u>	Hポイントフォームブロック	2	
	<u>9 f</u>	荷重トランスデューサ	1	
<u>10</u>		脚部	2	
<u>11</u>		スーツ	1	

3. ダミーの組立て

3.1. 頭部-首部

3.1.1. 首部の組立てのための半球ネジ上での所要トルクは10Nmとする。

- 3.1.2. 頭部／上首部ロードセルは4本のネジで首部の頭部／首部接触板に取り付けられる。
- 3.1.3. 首部の首部／胸部接触板は4本のネジで首部ブラケットに取り付けられる。
- 3.2. 首部－肩部－胸部
- 3.2.1. 首部ブラケットは4本のネジで肩ブロックに取り付けられる。
- 3.2.2. 肩ブロックは3本のネジで胸椎ボックスの上面に取り付けられる。
- 3.3. 肩部－腕部
- 3.3.1. 腕部を1本のネジと1個の軸ベアリングで肩部の鎖骨に取り付ける。ピボット上での腕部保持力が自重に対し1から2倍になるようにネジを締め付ける。
- 3.4. 胸部－腰椎－腹部
- 3.4.1. 胸部肋骨モジュールを衝突側に計測できるように取り付ける。
- 3.4.2. 腰椎アダプターを2本のネジで胸椎の下部のT12ロードセル又はロードセルの代替品に取り付ける。
- 3.4.3. 腰椎アダプターを4本のネジで腰椎の上板に取り付ける。
- 3.4.4. 腹部中央部の取付フランジを腰椎アダプターと腰椎の上板の間に固定する。
- 3.4.5. 腹部荷重トランスデューサを衝突側に取り付ける。
- 3.5. 腰椎－骨盤－脚部
- 3.5.1. 腰椎は3本のネジで仙骨ブロックカバープレートに取り付けられる。下部腰椎ロードセルを取り付ける場合には4本のネジを使用する。
- 3.5.2. 腰椎底板は3本のネジで骨盤の仙骨ブロックに取り付けられる。
- 3.5.3. 脚部は、1本のネジで股関節アセンブリーの上大腿骨ブラケットに取り付けられる。

- 3.1.2. 頭部は、3本のネジで首部の頭部／首部接触板に取付ける。
- 3.1.3. 首部の首部／胸部接触板は4本のネジで首部ブラケットに取付ける。
- 3.2. 首部－肩部－胸部
- 3.2.1. 首部ブラケットは4本のネジで肩ブロックに取付ける。
- 3.2.2. 肩ブロックは3本のネジで胸部脊柱ボックスの上面に取付ける。
- 3.3. 肩部－腕部
- 3.3.1. 腕は肩の鎖骨に取り付け、ネジとベアリングで調節してもよい。腕を所定の標準位置に保つのに必要なトルクは0.6Nmである。
- 3.4. 胸部－腰椎－腹部
- 3.4.1. 腰椎アダプターを2本のネジで胸部脊柱の下部に取付ける。
- 3.4.2. 腰椎アダプターを2本のネジで腰椎の上部に取付ける。
- 3.4.3. 腹部中央の鋳物の上部フランジを腰椎アダプターと腰椎の間に固定する。
- 3.5. 腰椎－骨盤－脚部
- 3.5.1. 腰椎は3本のネジで腰椎底板に取付ける。
- 3.5.2. 腰椎底板は3本のネジで骨盤の仙骨ブロックに取付ける。
- 3.5.3. 脚部は、1本のネジで骨盤の上部大腿骨－股関節に取付ける。

3.5.4. 膝及び足首の関節を調整し、保持力が自重に対し1から2倍になるようにする。

4. 主要特性

4.1. 質量

4.1.1. ダミー構成部品の質量を表2に示す。

表2 ダミー構成部品の質量

構成部品 (身体の部分)	質量 (kg)	交差 ± (kg)	主な内容
頭部	4.0	0.2	三軸加速度計と上首部ロードセル又は代替品を含む頭部アセンブリーの質量
首部	1.0	0.05	首部ブラケットを除く首部の質量
胸部	22.4	1.0	首部ブラケット、肩キャップ、肩部アセンブリー、腕部取り付けボルト、胸椎ボックス、トルソ背板、肋骨モジュール、肋骨変位トランスデューサ、トルソ背板ロードセル又は代替品、T12ロードセル又は代替品、腹部鑄造中央部、腹部荷重トランスデューサ、スーツの2/3の合計質量
腕部 (各側)	1.3	0.1	腕部位置決め板を含む上腕部 (各側) の質量
腹部及び腰椎	5.0	0.25	腹部肉質外皮と腰椎の合計質量
骨盤	12.0	0.6	仙骨ブロック、腰椎取り付け板、股関節ボールジョイント、上大腿骨ブラケット、腸骨翼、恥骨荷重トランスデューサ、骨盤肉質外皮、スーツの1/3の合計質量
脚部 (各側)	12.7	0.6	足部、下脚部、上脚部、上大腿骨接合点までの肉質の合計質量 (各側)
ダミー合計	72.0	1.2	

3.5.4. 脚部は、膝とかかとのヒンジジョイントを使って組立て調節してもよい。

4. 主な特性

4.1. 質量

4.1.1. 主なダミー構成部品の質量を表2に示す。

表2 ダミー構成部品の質量

構成部品	質量(kg)	主な内容
頭部	4.0 ± 0.4	三軸加速度計を含む頭部全体
首部	1.0 ± 0.1	首部、首部ブラケットを除く
胸部	22.4 ± 1.5	首部ブラケット、肩部、腕部取付けボルト、脊柱ボックス、脊柱背板、肋骨モジュール、肋骨偏位トランスデューサ、腰椎アダプター、肩キャップ、腹部鑄造中央部、腰椎アダプター、
腕部	1.3 ± 0.1	上腕部、腕部位置決定板 (各々の側に)
腹部	5.0 ± 0.5	腹部肉質外皮および腰椎
骨盤	12.0 ± 1.0	仙骨ブロック、腰椎底板、股関節ボールジョイント、上部大腿骨、腸骨翼、恥骨荷重トランスデューサ、骨盤肉質外皮、スーツの1/3
脚部	12.0 ± 1.0	足部、下脚部、上脚部、上部大腿骨との接合点までの肉質 (各々の側に)
合計	72.0 ± 0.5	

4.2. 主要寸法

4.2.1. 図2の主要寸法を表3に示す。寸法はスーツを着用していない状態の(含まない)値である。

図2 ダミーの主要寸法の測定値
(表3参照)

4.2. 主要寸法

4.2.1. 本別紙の図2に基づくダミー(スーツを含む。)の主要寸法を本別紙の表3に示す。

図2 ダミーの主要寸法の測定値
(表3参照)

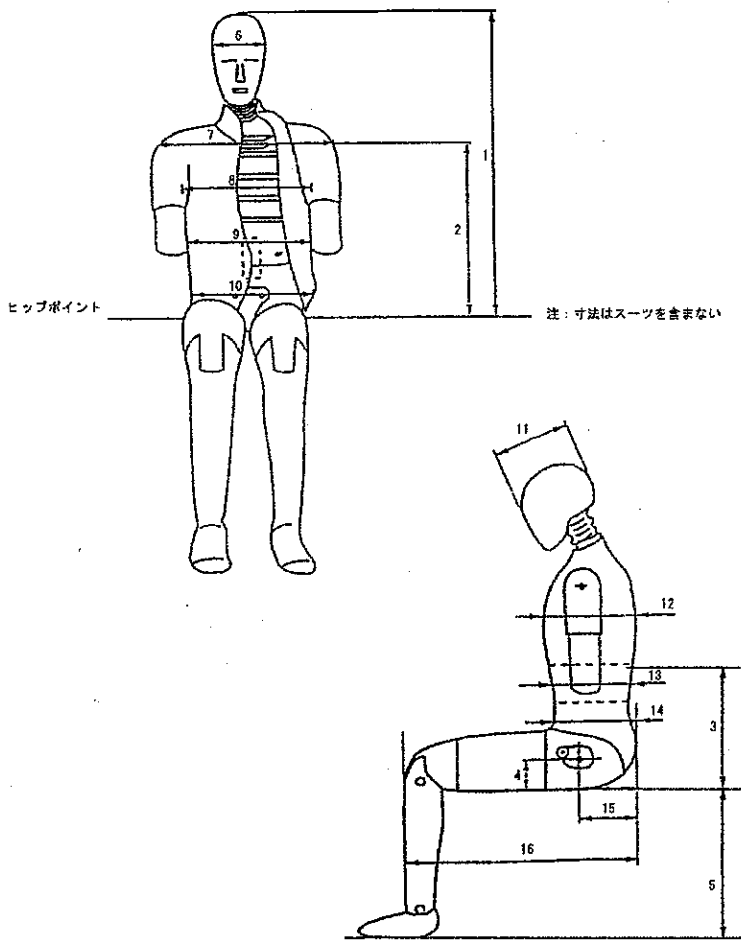


表3 ダミーの主要寸法

番号	パラメータ	寸法 (mm)
1	座高	909 ± 9

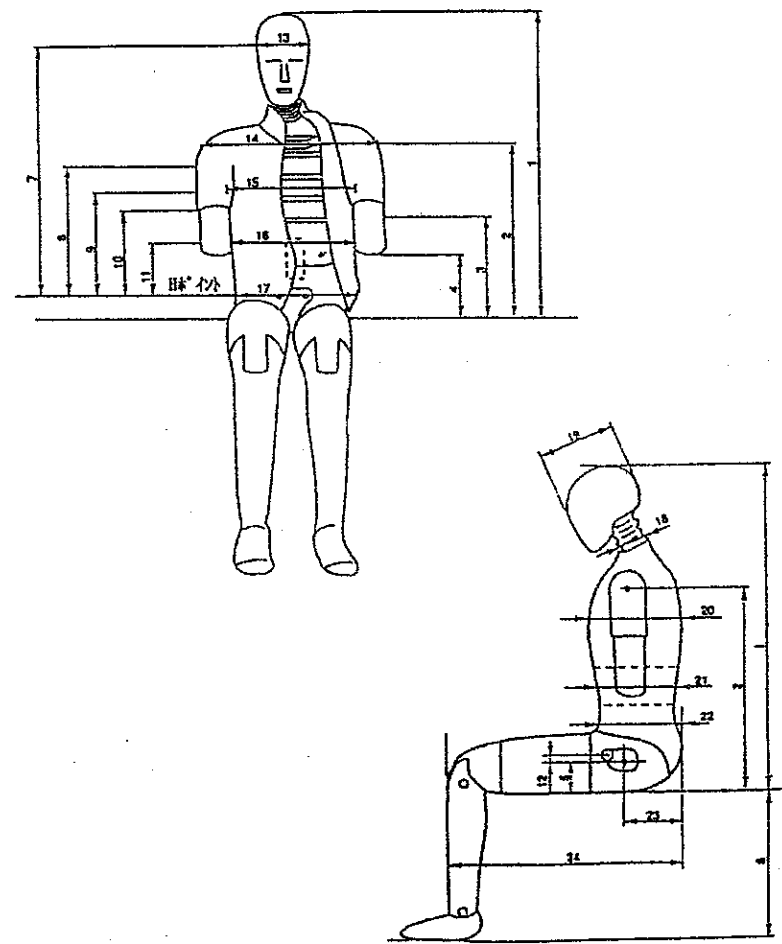


表3 主要ダミー寸法

番号	パラメータ	寸法 (mm)
1	座高	904 ± 7
2	シートから肩関節まで	557 ± 5

2	シートから肩関節まで	565 ± 7
3	シートから胸椎ボックス下面まで	351 ± 5
4	シートから股関節（ネジ中心）まで	100 ± 3
5	足底からシートまで（座った姿勢）	442 ± 9
6	頭部の幅	155 ± 3
7	肩部／腕部の幅	470 ± 9
8	胸部の幅	327 ± 5
9	腹部の幅	280 ± 7
10	骨盤の幅	366 ± 7
11	頭部の奥行	201 ± 5
12	胸部の奥行	267 ± 5
13	腹部の奥行	199 ± 5
14	骨盤の奥行	240 ± 5
15	臀部の背面から股関節（ネジ中心）まで	155 ± 5
16	臀部の背面から膝の前面まで	606 ± 9

5. ダミーの検定

5.1. 衝突側面

5.1.1. ダミーの検定は、試験自動車の衝突側に面する側についてのみ行う。

5.1.2. 衝突側に対応する方向に肋骨モジュール及び腹部荷重トランスデューサを取り付ける。

3	シートから下部肋骨の底面まで	357 ± 5
4	シートから腕まで	242 ± 5
5	シートからHポイントまで	98 ± 2
6	足底からシートまで、座位	456 ± 5
7	Hポイントから頭部重心まで	687 ± 5
8	Hポイントから上部肋骨の中心まで	393 ± 3
9	Hポイントから中央肋骨の中心まで	337 ± 3
10	Hポイントから下部肋骨の中心まで	281 ± 3
11	Hポイントから腹部荷重トランスデューサの中心まで	180 ± 3
12	Hポイントから恥骨結合部荷重トランスデューサの中心まで	14 ± 2
13	頭部の幅	154 ± 2
14	肩部／腕部の幅	482 ± 5
15	胸部の幅	330 ± 5
16	腹部の幅	290 ± 5
17	骨盤の幅	355 ± 5
18	首部の直径	80 ± 2
19	頭部の奥行	201 ± 5
20	胸部の奥行	276 ± 5
21	腹部の奥行	204 ± 5
22	骨盤の奥行	245 ± 5
23	臀部の背面からHポイントまで	157 ± 2
24	臀部の背面から膝の前面まで	610 ± 5

5. ダミーの検定

5.1. 衝突側面

5.1.1. 試験自動車の衝突側に面する側について、ダミーの部品の検定を行う。

5.1.2. 肋骨モジュール（変位計を含む）、腹部荷重計及び恥骨荷重計は、衝突側面に装着する。

5.2. 計測

計測はすべて、1.3.に定めた文書の(に記載された)要件に従って校正する。

5.2.1. 計測チャンネルは、データチャンネル記録規格ISO 6847:2000又はSAE J211(1995年3月)に適合すること。

5.2.2. 基準の適合性を確認するために必要な計測チャンネルの数は10つであり、その内訳は以下のとおりである。

頭部加速度	(3)
胸部肋骨変位	(3)
腹部荷重	(3)
恥骨結合部荷重	(1)

5.2.3. その他に、以下の38つの計測チャンネルを追加してもよい。

上首部荷重	(6)
下首部荷重	(6)
鎖骨荷重	(3)
トルソ背板荷重	(4)
T1加速度	(3)
T12加速度	(3)
肋骨加速度	(6、肋骨1本につき2)
T12脊椎荷重	(4)
下腰椎荷重	(3)
骨盤加速度	(3)
大腿骨荷重	(6)

さらに、以下の4つの計測チャンネルを追加してもよい。

胸部回転	(2)
骨盤回転	(2)

5.3. 目視検査

5.3.1. ダミーのすべての部品に損傷がないか目視検査を行う。必要に応じ、検定の前に部品を交換しておくこと。

5.4. 検定試験の装置

5.4.1. 図3に、ダミーの検定試験用装置を示す。

5.2. 計器

計器はすべて、1.3.に定めた文書の要件に従って校正する。

5.2.1. 計器チャンネルはすべて ISO 6847:1987に適合するものとする。

5.3. 目視検査

5.3.1. ダミーのすべての部品について損傷がないかどうかにつき目視検査を行う。必要に応じ、検定の前に部品を交換しておくこと。

5.4. 一般試験の装置

5.4.1. 本別紙の図3に、ダミーのすべての検定試験用装置を示す。

5.4.2. 試験用装置及び試験手順は1.3.に定めた文書の要件に適合すること。

5.4.3. 頭部、首部、胸部及び腰椎の試験は、分解したダミーの各部品に対して実施する。

5.4.4. 肩部、腹部及び骨盤の試験は、ダミーが完成した状態で（スーツ、靴、下着は含まない。）実施する。これらの試験は、ダミーを平らな表面に座らせ、ダミーとその表面の間に厚さ2mm以下の2枚のポリテトラフルオロエチレン（PTFE）シートを敷くこと。

5.4.5. 検定を受けるすべての部品は、試験前に少なくとも4時間、18℃から22℃の温度、10%から70%の相対湿度に調節された室内に置かれたものであること。

5.4.6. (略)

5.5. 頭部

5.5.1. 上首部ロードセル又は代替品を含む頭部アセンブリを、200±1mmの高さから、平坦な硬い平面に落とす。

5.5.2. 平面と頭部の中心面との間の角度が35±1°で、頭部の上部が衝突するものとする。そのために、吊り具又は質量0.075±0.005kgの頭部落下サポートブラケットを使用する。

5.5.3. ISO 6487:2000 CFC 1000でフィルタリングを行った頭部の最大合成加速度は980~1470m/s²であること。

5.5.4. 頭部の性能は、頭皮と頭蓋骨の接触面の摩擦特性を（例えば、天花粉又はポリテトラフルオロエチレン（PTFE）スプレーを用いて）調節することにより、要件に適合させることができる。

5.6. 首部

5.6.1. 厚さ12mm、質量0.205±0.05kgの境界板を用いて、首部の頭部/首部接触部を、質量3.9±0.05kgのヘッドフォームに取り付ける（図6参照）。

5.6.2. ヘッドフォーム及び首部を首部の脊椎側を上にして、首部が左右方向に動くように、振り子^(註2)の下端に取り付ける。

5.6.3. 振り子の仕様（図5参照）に従って、単軸加速度計を取り付けたものであること。

5.4.2. 頭部、首部、胸部及び腰椎の試験は、分解したダミーの各部品について行う。

5.4.3. 肩部、腹部及び骨盤の試験は、ダミーの完成体で行う（スーツは含まない。）。これらの試験においては、ダミーを平らな表面に座らせ、ダミーとその表面との間に厚さ2mm以下の2枚のテフロンを敷くこと。

5.4.4. 検定を受けるすべての部品は、試験前に少なくとも4時間、18℃から22℃の間の温度の室内に置かれたものであること。

5.4.5. (略)

5.5. 頭部

5.5.1. 頭部は、200±1mmの高さから、平らな硬い衝突面に落とす。

5.5.2. 衝突面と頭部の中心面との間の角度が35°±1°で、頭部の上部が衝突するものとする。

5.5.3. CFC 1000でフィルターに通した頭部の最大合成加速度は980~1470m/s²であること。

5.5.4. 頭部の性能は、頭皮と頭蓋骨の接触面の摩擦特性を天花粉等によって調整することにより、要件に適合させることができる。

5.6. 首部

5.6.1. 首部の頭部/首部接触部を、質量が3.9±0.05kgのヘッドフォームに取り付ける（図4参照）。

5.6.2. ヘッドフォーム及び首部を首部の脊椎側を上にして、首部が左右方向に動くように、振り子の下端に取り付ける。

5.6.3. 振り子は、その回転軸から1,655±5mmの位置に単軸加速度計を取り付けたものであること。

と。

5.6.4. (略)

5.6.5. 振り子の仕様(図5参照)で示す適当な装置を用いて^(注3)、振り子を衝突速度からゼロまで減速し、図7及び表4に示す速度変化と時間の関係が得られるようにする。計測チャンネルはすべてISO 6487:2000又はSAE J211(1995年3月)を用いて記録し、ISO 6487:2000 CFC 180を用いてフィルタリングを行うものとする。

(注3) 米国連邦規制基準49CFR(2000年10月1日版)第V章572.33に対応する振り子(図5参照)

(注4) 3インチハニカム材の使用を推奨する(図5参照)

表4 首部検定試験で適用する振り子の速度変化と時間の関係

上限		下限	
時間 (s)	速度 (m/s)	時間 (s)	速度 (m/s)
0.001	0.0	0	-0.05
0.003	-0.25	0.0025	-0.375
0.014	-3.2	0.0135	-3.7
		0.017	-3.7

5.6.6. 振り子に対するヘッドフォームの最大屈曲角度(図6の角度 $d\theta A+d\theta C$)は 49.0° から 59.0° までとし、54.0msから66.0msの範囲内で屈曲角が最大となるものとする。

5.6.7. 振り子底板の前端を基準点としたヘッドフォーム重心の最大変位角(図6の $d\theta A$)は、 32.0° から 37.0° とし、53.0msから63.0msの範囲内で変位角が最大となるものとする。振り子底板の後端を基準点としたヘッドフォーム重心の最大変位角(図6の $d\theta B$)は、 $0.81 \times \text{角度}d\theta A + 1.75^\circ$ から $0.81 \times \text{角度}d\theta A + 4.25^\circ$ までとし、54.0msから64.0msの範囲内で変位角が最大となるものとする。

のであること。

5.6.4. (略)

5.6.5. 振り子は適当な装置で衝突速度からゼロまで減速し、減速度の時間経過が本別紙の図5に定める範囲内となるようにする。チャンネルはすべてISOのCFC 1000フィルターを用いて記録し、CFC 60を用いてデジタルフィルターをかけること。

5.6.6. 振り子に対するヘッドフォームの最大屈曲角度は $51 \pm 5^\circ$ とし、50~62msの間に発生するものとする。

5.6.7. ヘッドフォームの最大重心移動量は、水平方向については $97 \pm 10\text{mm}$ 、垂直方向については $26 \pm 6\text{mm}$ とする。

5.6.8. 首部の性能は、回転部分の8個のバッファをショア硬度の異なるバッファと交換することによって調節することができる。

5.7. 肩 部

5.7.1. 鎖骨が動く面と同一平面で鎖骨の外縁から内側に $4 \pm 1 \text{ mm}$ の位置において鎖骨を前方に動かす向きの力を加えた場合に、鎖骨が前方に動き始めるときの力が 27.5 N から 32.5 N となるように、伸縮コードの長さを調節する。

5.7.2. (略)

5.7.3. 質量 $23.4 \pm 0.2 \text{ kg}$ 、直径 $152.4 \pm 0.25 \text{ mm}$ 、角部の半径 12.7 mm の振り子⁽⁷⁴⁾を衝撃装置として使用する。衝撃装置は、剛体の支持部から4本のワイヤで吊り下げ、その中心線は、支持部から 3.5 m 以上離れていること (図4参照)。

5.7.4. (略)

5.7.5. 衝撃装置は、 $4.3 \pm 0.1 \text{ m/s}$ の衝突速度でダミーの肩部に衝突させる。

5.7.6. (略)

5.7.7. ISO 6487:2000 CFC 180を用いてフィルタリングを行った衝撃装置の最大加速度は 73.5 から 102.9 m/s^2 の間であること。

5.8. 腕 部

5.8.1. 腕部の動的な検定は行わない。

5.9. 胸 部

5.9.1. 各肋骨モジュールは、別々に検定を実施する。

5.9.2. 肋骨モジュールは、落下試験装置に垂直となるように、肋骨シリンダーと落下試験装置によりしっかりと固定する。

5.9.3. 質量 $7.78 \pm 0.01 \text{ kg}$ 、直径 $150 \pm 2 \text{ mm}$ の表面が平坦な重りを衝撃装置として使用し、自由落下させる。

5.9.4. 衝撃装置の中心線は、肋骨ガイド装置の中心線と一致すること。

5.6.8. 首部の性能は、回転部分のバッファをショア硬度の異なるバッファと交換することによって調節することができる。

5.7. 肩 部

5.7.1. 鎖骨が動く面と同一平面で鎖骨の外縁から前方 $4 \pm 1 \text{ mm}$ の位置に鎖骨を前方に動かす向きの力を加えた場合に、鎖骨が前方に動き始めるときの力が 27.5 N ～ 32.5 N となるように、伸縮コードの長さを調節する。

5.7.2. (略)

5.7.3. 衝撃装置は、 $23.5 - 0.0 / + 0.2 \text{ kg}$ で直径 $152 \pm 2 \text{ mm}$ の振り子である。衝撃装置は、剛体の支持部から4本のワイヤで吊り下げ、その中心線は、支持部から 3.5 m 以上上下にあること。

5.7.4. (略)

5.7.5. 衝撃装置は、 $4.3 \pm 0.1 \text{ m/s}$ の衝突速度で自由運動させダミーの肩部に衝突させる。

5.7.6. (略)

5.7.7. CFC 180を用いてフィルターに通した衝撃装置の最大加速度は 73.5 ～ 102.9 m/s^2 の間であること。

5.8. 腕 部

5.8.1. 腕については、動的な検定手順は定めない。

5.8. 胸 部

5.9.1. 各肋骨モジュールは、別々に検定を受けること。

5.9.2. 肋骨モジュールは、落下試験装置に垂直となるように取り付け、肋骨シリンダーを装置にしっかりと固定する。

5.9.3. 衝撃装置は表面が平坦で、自由落下する質量が $7.8 - 0.0 / + 0.1 \text{ kg}$ 、直径 $150 \pm 2 \text{ mm}$ であること。

5.9.4. 衝撃装置の中心線は、肋骨のピストンの中心線と一致すること。

5.9.5. 衝撃を加えるための落下高さは815mm、204mm及び459mmとし、落下高さの公差は1%とする。これらの落下高さは、それぞれ約4m/s、2m/s及び3m/sの衝突速度に相当する。

5.9.6. 肋骨モジュールの変位は、肋骨モジュール自体の変位トランスデューサで測定する。

5.9.7. 肋骨モジュールの検定要件を表5に示す。

5.9.8. 肋骨モジュールの性能は、肋骨シリンダー内の調節スプリングによって調節することができる。

表5 肋骨モジュールの検定要件

試験順序	落下高さ (公差1%) (mm)	変位 (mm)	
		最小	最大
1	815	46.0	51.0
2	204	23.5	27.5
3	459	36.0	40.0

5.10. 腰 椎

5.10.1. 厚さ12mm、質量0.205±0.05kgの境界板を用いて、腰椎を質量3.9±0.05kgのヘッドフォームに取り付ける (図6参照)。

5.10.2. ヘッドフォーム及び腰椎を腰椎部の腰部側を上にして、腰椎が左右方向に動くように振り子⁽⁴⁵⁾の下端に取り付ける。

5.10.3. 振り子の仕様 (図5参照) に従って、単軸加速度計を振り子に取り付ける。

5.10.4. 振り子は、加速度計の位置で6.05±0.1m/sの衝突速度となるように設定した高さから自由落下できるものとする。

5.10.5. 振り子の仕様 (図5参照) で示す適当な装置を用いて⁽⁴⁶⁾、振り子を衝突速

5.9.5. 衝突速度はそれぞれ 1.0、2.0、3.0、4.0m/sとする。衝突速度の変動は所定の速度の2%を超えてはならない。

5.9.6. 肋骨の偏位は、たとえば肋骨自体の変位トランスデューサで測定する。

5.9.7. 肋骨の検定要件を本別紙の表4に示す。

5.9.8. 肋骨モジュールの性能は、肋骨シリンダー内の調節スプリングを硬さの異なるものと交換することによって調節することができる。

表4 肋骨モジュールの検定要件

衝突速度 (m/s)	変位 (mm)	
	最小	最大
1.0	10.0	14.0
2.0	23.5	27.5
3.0	36.0	40.0
4.0	46.0	51.0

5.10. 腰 椎

5.10.1. 質量 3.9±0.05kgのヘッドフォームに、腰椎を取付ける (図4参照)。

5.10.2. ヘッドフォーム及び腰椎を腰椎部の腰部側を上にして、腰椎が左右方向に動くように振り子の下端に取り付ける。

5.10.3. 振り子は、その回転軸から 1,655±5mmの位置に単軸加速度計を取りつけたものであること。

5.10.4. 振り子は、加速度計の位置で 6.05±0.1m/sの衝突速度となるように設定した高さから自由落下できるものとする。

5.10.5. 振り子は適当な装置で衝突速度からゼロまで減速し、減速度の時間経過が本

度からゼロまで減速し、図8及び表6に示す速度変化と時間の関係が得られるようにする。計測チャンネルはISO 6487:2000又はSAE J211 (1995年3月)を用いて記録し、ISO 6487:2000 CFC 180を用いてフィルタリングを行うこと。

- 5.10.6. 振り子に対するヘッドフォームの最大屈曲角度(図6の角度 $d\theta A+d\theta C$)は 45.0° から 55.0° とし、39.0msから53.0msの範囲内で屈曲角が最大となるものとする。
- 5.10.7. 振り子底板の前端を基準点としたヘッドフォーム重心の最大変位角(図6の $d\theta A$)は、 31.0° から 35.0° とし、44.0msから52.0msの範囲内で変位角が最大となるものとする。振り子底板の後端を基準点としたヘッドフォーム重心の最大変位角(図6の $d\theta B$)は、 $0.8 \times \text{角度}d\theta A + 2.00^\circ$ から $0.8 \times \text{角度}d\theta A + 4.50^\circ$ までとし、44.0msから52.0msの範囲内で変位角が最大となるものとする。
- 5.10.8. 腰椎の性能は、腰椎ケーブルの張力を変えることにより調節することができる。

表6 腰椎検定試験で適用する振り子の速度変化と時間の関係

上限		下限	
時間 (s)	速度 (m/s)	時間 (s)	速度 (m/s)
0.001	0.0	0	-0.05
0.0037	-0.2397	0.0027	-0.425
0.027	-5.8	0.0245	-6.5
		0.03	-6.5

(注5) 米連邦規制基準49CFR (2000年10月1日版) 第V章572.33に対応する振り子(図5参照)。

(注6) 6インチハニカム材の使用を推奨する(図5参照)。

5.11. 腹部

別紙の図6に定める範囲内となるようにする。チャンネルはすべてISO 6487のCFC 1000フィルターを用いて記録し、CFC 60を用いてデジタルでフィルターをかけること。

- 5.10.6. 振り子に対するヘッドフォームの最大屈曲角度は $50 \pm 5^\circ$ とし、39~53msの間に発生するものとする。
- 5.10.7. ヘッドフォームの最大重心移動は、水平方向については $104 \pm 7\text{mm}$ 、垂直方向については $33 \pm 7\text{mm}$ とする。
- 5.10.8. 腰椎の性能は、脊柱の長さを変えることによって調節することができる。

5.11. 腹部

- 5.11.1. ダミーを平坦かつ水平な硬い平面に背当てがない状態で座らせ、胸部を平面に対して垂直にし、腕と脚は水平に調節する。
- 5.11.2. 質量 23.4 ± 0.2 kg、直径 152.4 ± 0.25 mm、角部の半径 12.7 mmの振り子^(注7)を衝撃装置として使用する。衝撃装置は、剛体の支持部から8本のワイヤで吊り下げ、その中心線は、支持部から 3.5 m以上離れていること。(図4参照)
- 5.11.3. 衝撃装置には、衝撃方向の加速度を測定する加速度計を衝撃装置の軸上に取り付ける。
- 5.11.4. 振り子には、質量 1.0 ± 0.01 kgの水平なアームレスト型衝撃面を取り付ける。衝撃装置とアームレスト型衝撃面の合計質量は 24.4 ± 0.21 kgとする。アームレスト型衝撃面は高さ 70 ± 1 mm、幅 150 ± 1 mmで、腹部に少なくとも 60 mm押し込むことができるものとする。振り子の中心線はアームレスト型衝撃面の中心線と一致すること。
- 5.11.5. 衝撃装置は、 4.0 ± 0.1 m/sの衝突速度でダミーの腹部に衝突させる。
- 5.11.6. (略)
- 5.11.7. ISO 6487:2000 CFC 180でフィルタリングを行った衝撃装置（アームレスト型衝撃面を取り付けた衝撃装置）に発生する衝撃力（衝撃装置の質量と減速度の積）の最大値は 4.0 kNから 4.8 kNとし、 10.6 msから 13.0 msの範囲内で最大となるものとする。
- 5.11.8. 3つの荷重トランスデューサで測定したカー時間経過を合計し、ISO 6487:2000 CFC 600でフィルタリングを行うこと。この合計荷重の最大値は、 2.2 kNから 2.7 kNとし、 10.0 msから 12.3 msの範囲内で最大となるものとする。

(注7) 米国連邦規制基準49CFR (2000年10月1日版) 第V章572.36(a)に対応する振り子(図4参照)。

5.12. 骨盤

- 5.12.1. ダミーを平坦かつ水平な硬い平面に背当てがない状態で座らせ、胸部は平面に対して垂直に、腕と脚は水平に調節する。

- 5.11.1. ダミーを平坦かつ水平な硬い平面に背当てなしで座らせ、胸部を平面に対して垂直にし、腕と脚は水平に調節する。
- 5.11.2. 衝撃装置は、 $23.5 - 0.0 / + 0.2$ kgで直径 152 ± 2 mmの振り子である。
- 5.11.3. 振り子には、 1.0 ± 0.01 kgの水平なアームレスト型衝撃面を取り付ける。アームレスト型衝撃面を加えた衝撃装置の総質量は $24.5 - 0.0 / + 0.2$ kgとする。アームレスト型衝撃面は高さ 70 ± 1 mm、幅 150 ± 1 mmで、腹部に少なくとも 60 mm押し込むことができるものとする。振り子の中心線はアームレスト型衝撃面の中心線と一致すること。
- 5.11.4. 衝撃装置には、衝撃方向の加速度を測定する加速度計を装置の軸上に取り付ける。
- 5.11.5. 衝撃装置は、 6.3 ± 0.1 m/sの衝突速度で自由運動させダミーの腹部に衝突させる。
- 5.11.6. (略)
- 5.11.7. CFC 180でフィルターに通した衝撃装置（アームレスト型衝撃面を取り付けた衝撃装置）に発生する衝撃力（衝撃装置の質量と減速度の積）の最大値は、 $9.5 \sim 11.1$ kNとし、 $8.8 \sim 11.4$ msの間に発生するものとする。
- 5.11.8. 三つの腹部荷重トランスデューサで測定したカー時間経過を合計し、CFC 600でフィルターをかける。この荷重の和の最大値は、 $5.9 \sim 7.9$ kNの間にあること。

5.12. 骨盤

- 5.12.1. ダミーを平坦かつ水平な硬い平面に背当てなしで座らせ、胸部を平面に対して垂直にし、腕と脚は水平に調節する。

5.12.2. 質量 $23.4 \pm 0.2\text{kg}$ 、直径 $152.4 \pm 0.25\text{mm}$ 、角部の半径 12.7mm の振り子^(註8)を衝撃装置として使用する。衝撃装置は、剛体の支持部から8本のワイヤで吊り下げ、その中心線は、支持部から 3.5m 以上離れていること(図4参照)。

5.12.3. (略)

5.12.4. 衝撃装置は、 $4.3 \pm 0.1\text{m/s}$ の衝突速度でダミーの骨盤に衝突させる。

5.12.5. 衝突方向はダミーの前後軸に対して直角であり、衝撃装置の長手方向の中心線はヒップポイントの背板の中心線と一致すること。

5.12.6. ISO 6487:2000 CFC 180でフィルタリングを行った衝撃装置に発生する衝撃力(衝撃装置の質量と減速度の積)の最大値は、 4.4kN から 5.4kN とし、 10.3ms から 15.5ms の範囲内で最大となるものとする。

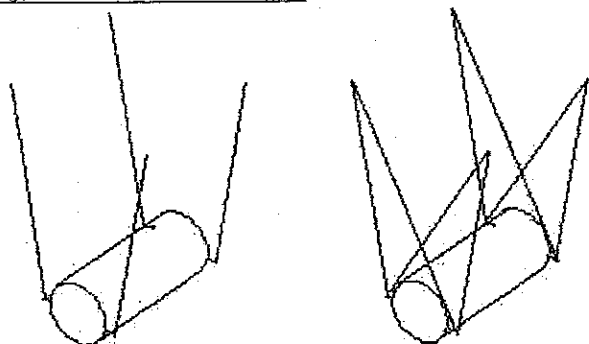
5.12.7. ISO 6487:2000 CFC 600でフィルタリングを行った恥骨荷重の最大値は、 1.04kN から 1.64kN とし、 9.9ms から 15.9ms の範囲内で最大となるものとする。

5.13. 脚部

5.13.1. 脚部の動的な検定は行わない。

図3 (略)

図4 23.4kg振り子衝撃装置の吊り下げ



左：4本のワイヤを用いた吊り下げ(クロスワイヤなし)

右：8本のワイヤを用いた吊り下げ

5.12.2. 衝撃装置は、質量が、 $23.5 - 0.0 / + 0.2\text{kg}$ で直径 $152 \pm 2\text{mm}$ の振り子であること。

5.12.3. (略)

5.12.4. 衝撃装置は、 $4.3 \pm 0.1\text{m/s}$ の衝突速度で自由運動させダミーの骨盤に衝突させる。

5.12.5. 衝突方向はダミーの前後軸に対して直角であり、衝撃装置の長手方向の中心線はHポイントのフォーム円筒の中心線と一致すること。

5.12.6. CFC 180でフィルターに通した衝撃装置に発生する衝撃力(衝撃装置の質量と減速度の積)の最大値は、 $4.4 \sim 5.4\text{Kn}$ とし、 $10.3 \sim 15.5\text{ms}$ の間に発生するものとする。

5.12.7. CFC 600でフィルターに通した恥骨荷重は、 $1.04 \sim 1.64\text{kN}$ とし、 $9.9 \sim 15.9\text{ms}$ の間に発生するものとする。

5.13. 脚部

5.13.1. 脚部については、動的な検定手順は定めない。

図3 (略)

図5 米国連邦規制基準 (49CFR第V章572.33) に従った首振り子の仕様

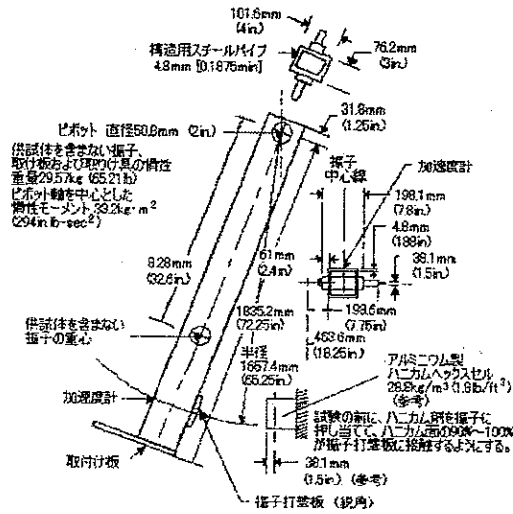


図6 首部及び腰椎検定試験装置 (頭部模型の角度 $d\theta A$ 、 $d\theta B$ 及び $d\theta C$)

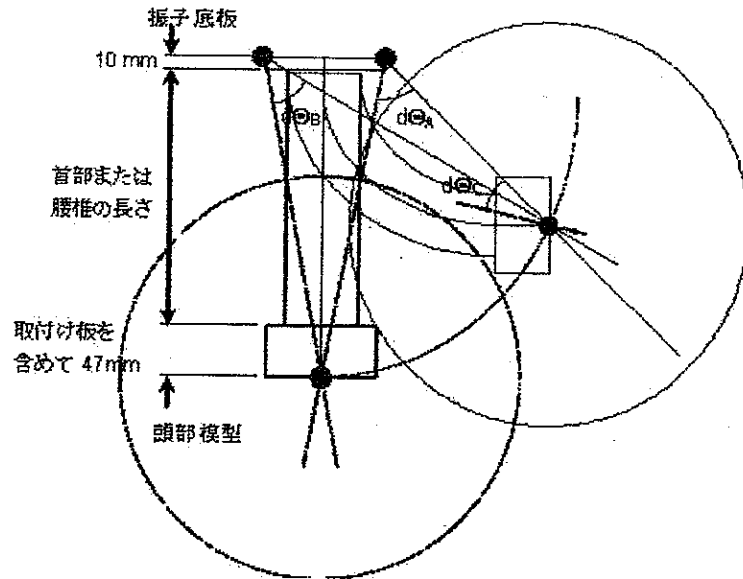


図4 首部及び腰椎検定試験装置

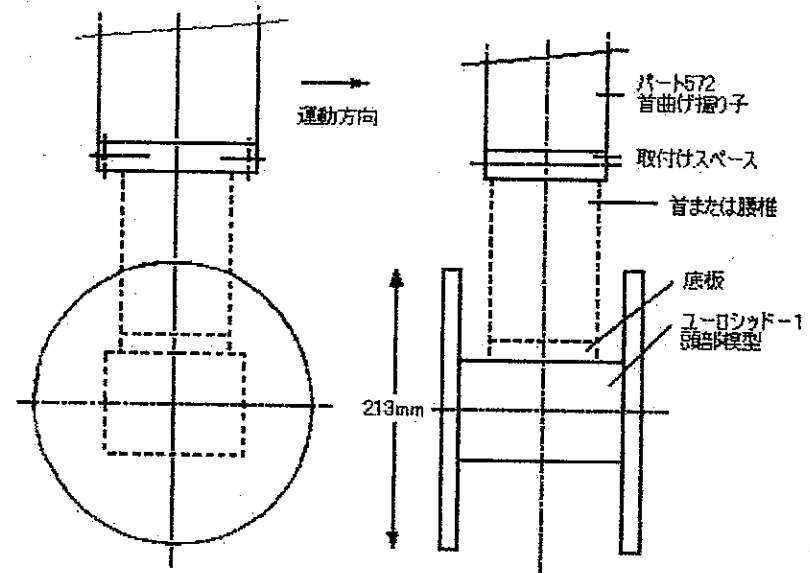


図7 首部検定試験用の振り子の速度変化と時間の関係

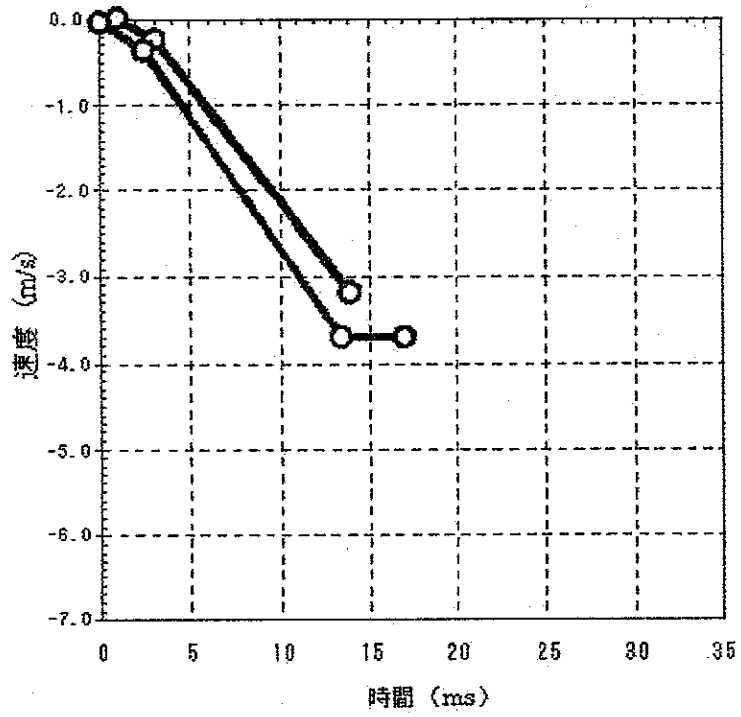


図5 首部検定試験用の振り子減速度-時間波形

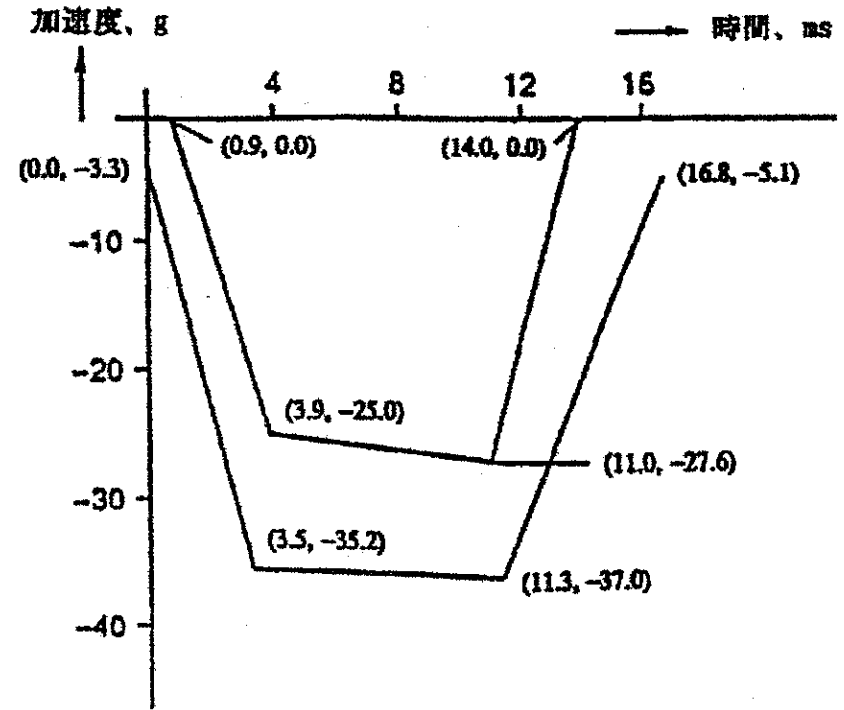
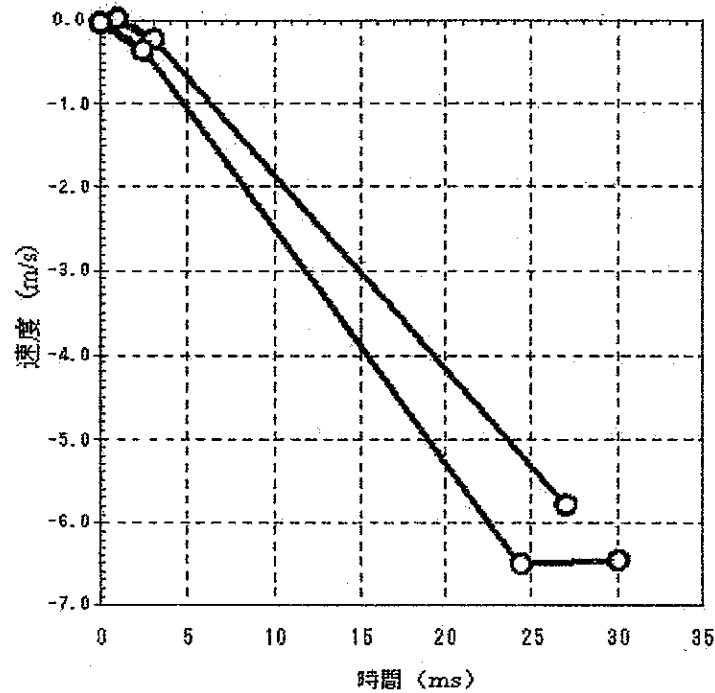


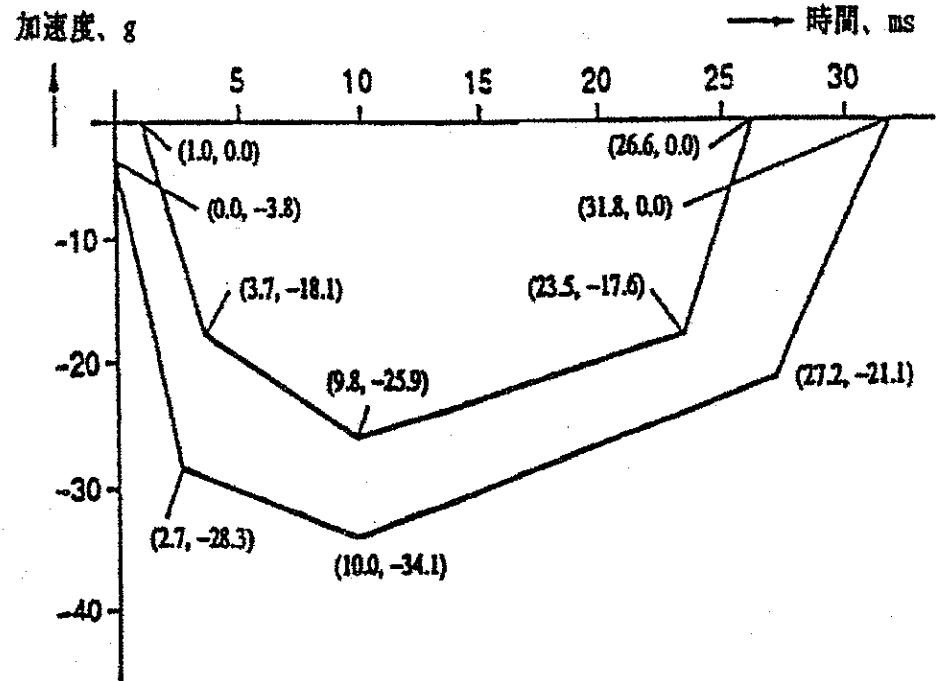
図8 腰椎検定試験用の振り子の速度変化と時間の関係



別紙7 ダミーの搭載方法

1. (略)
2. 搭載
 - 2.1. 下脚部及び脚部を水平に伸ばしたときに、それらをしっかり保持できるように膝及び足首の関節を調整する (自重に対し1から2倍の保持力に調整)。
 - 2.2. ダミーが所定の衝突方向に適合しているかを確認する。
 - 2.3. ダミーに伸縮性のある木綿の半袖下着と7分丈のズボンを着用させる。

図6 腰椎認証テスト用の振り子減速時間回廊



別紙7 ダミーの搭載方法

1. (略)
2. 搭載
 - 2.1. 脚を水平に伸ばしたときに脚部関節が脚の自重を支えるように、脚部関節を調節する (1から2g)。
 - 2.2. ダミーに、形に合った伸縮性のある木綿の半袖下着と7分丈のズボンを着用させ、足に靴をはかせる。

2.4. それぞれの足に靴を履かせる。

2.5. 別紙2に基づき、ダミーを衝突側の前席外側座席に置く。

2.6. ダミーの対称面は所定の着席位置の垂直中央面と一致するものとする。

2.7. ダミーの骨盤の位置は、ダミーのヒップポイントを通る横方向の直線がシートの中央縦断面に対して直角となるようにする。ダミーのヒップポイントを通る直線は、水平面に対し、 $\pm 2^\circ$ 以内とする^(注9)。ES-2ダミーの骨盤の各側にあるヒップポイントの背板のM3の穴により、ヒップポイントに対してダミーの骨盤が正しい位置にあるか確認することができる。M3の穴には「Hm」という記号が表示されている。ヒップポイントを中心とした半径10mmの円周内に「Hm」の記号があれば、骨盤の位置は適正である。

2.8. ダミーの上体を前方に曲げてからシートバックにしっかりとたれさせる。ダミーの肩は最後方に調節する^(注9)。

2.9. ダミーの着席位置に関わりなく、それぞれの上腕部と胴体の腕基準線との間の角度は $40 \pm 5^\circ$ とする。胴体の腕基準線は、肋骨の正面に接する平面と腕を含むダミーの縦垂直面との交線とする。

2.10. 運転者席に搭載する場合は、骨盤や上体を動かさないようにして、右足を踏み込んでいないアクセルペダルの上に置き、かかとはフロア上でできるだけ前に置く。左足は下脚部に対して直角に調節し、かかとは右のかかとと前後方向で同一位置になるようにフロア上に置く。ダミーの膝は、その外側表面がダミーの対称面から 150 ± 10 mmになるように調節する。このとき可能であれば、ダミーの大腿部をシートクッションに接触させるようにする。

2.11. (略)

^(注9) ダミーの胸部及び骨盤にチルトセンサーを取り付けることにより、所定の位置への配置が容易になる。

別添9 外装の装置型式指定基準

1.～3. (略)

4. 型式指定番号等の指定

2.3. 側面衝突試験の規定どおりに、ダミーを外側前席に置く。

2.4. ダミーの対称面は、所定の着席位置の垂直中央面と一致するものとする。

2.5. ダミーの骨盤の位置は、ダミーのHポイントを通る横方向の直線がシートの中央縦断面に対して直角をなすようにする。ダミーのHポイントを通る直線は、水平面に対し、 $\pm 2^\circ$ 以内とする。

2.6. ダミーの上体を前方に曲げ、シートバックにしっかりとたれさせる。ダミーの肩は最後方に調節する。

2.7. ダミーの着席位置に関わりなく、それぞれの上腕部とトルソの腕基準線との間の角度は $40^\circ \pm 5^\circ$ とする。トルソの腕基準線は、肋骨の正面に接する平面と腕を含むダミーの縦垂直面との交点と定める。

2.8. 運転者席に着席させる場合には、骨盤や上体を動かさないようにして、右足を踏み込んでいないアクセルペダルの上に置き、かかとはフロア上でできるだけ前に置く。左足は下脚部に対して直角に調節し、かかとは右のかかとと前後方向で同一位置になるようにフロア上に置く。ダミーの膝は、その外側表面がダミーの対称面から 150 ± 10 mmになるように調節する。このとき可能であれば、ダミーの大腿部をシートクッションに接触させるようにする。

2.9. (略)

別添9 外装の装置型式指定基準

1.～3. (略)

4. 型式指定番号等の指定

4.1.1.～4.1.1. (略)

4.1.2. 型式指定番号は、型式指定された各型式毎に指定するものとする。その最初の2桁は、型式指定を行う時点において車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に基づく規則（以下「協定規則」という。）第26号に加えられている最新の主要な技術的修正を盛り込んだ改訂版を示すものとする。

4.2.3.～4.1.9. (略)

5. (略)

6. 特別規程

6.1.～6.17.3. (略)

6.17.4. 電波送受信アンテナの台座は、別紙3の1.に基づき測定したときに、車体表面から40mmを超えて突出してはならない。

6.17.4.1. たわむ部位がないために、アンテナと台座の部分が、どの部分がアンテナの台座であるか特定できない場合においては、先端が平らな直径50mm以下のラムを使用し、当該アンテナの最も突出した部位に50daN以下の水平方向の力を前方及び後方に加えた後、次の基準に適合すること。

(1) アンテナが台座に向かって曲がること、かつ、その状態で車体表面からの高さが40mmを超えないこと。

(2) アンテナが切断された場合において、アンテナの残りの部分が車体表面から40mmを超えて突出せず、かつ、直径100mmの球体が接触することができる部分に鋭利又は危険な部位がないこと。

6.17.4.2. 運転者の「R」ポイントを通る自動車の長手方向における垂直横断面より後方に配置されたアンテナについては、台座を含むアンテナの突起量が別紙1「突起物及び間隙の間隔を決定する方法」の1.に基づき測定したときに、車体表面から70mmを超えない場合に限り、6.1.4.及び6.1.4.1.は適用しない。

アンテナが車体表面から70mmを超えて突出している場合にあつては、「40mm」を「70mm」と読み替えて6.1.4.1.を適用する。

6.18. (略)

4.1.1.～4.1.1. (略)

4.1.2. 型式指定番号は、型式指定された特定装置の型式毎に指定するものとする。その最初の2桁は、型式指定を行う時点において車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に基づく規則（以下「協定規則」という。）第26号に加えられている最新の主要な技術的修正を盛り込んだ改訂版を示すものとする。

4.2.3.～4.1.9. (略)

5. (略)

6. 特別規程

6.1.～6.17.3. (略)

6.17.4. 電波送受信アンテナの台座は、別紙3の1.に基づき測定したときに、車体表面から30mmを超えて突出してはならない。ただし、台座に増幅器を内蔵したものにあっては、当該台座は40mmまで突出してもよい。

6.18. (略)

7.～10. (略)

別紙1～3 (略)

別添10 外装の手荷物積載用部品の装置型式指定基準

1.～3. (略)

4. 型式指定番号等の指定

4.1.～4.1.1. (略)

4.1.2. 型式指定番号は、型式指定された各型式毎に指定するものとする。その最初の2桁は、型式指定を行う時点において車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に基づく規則（以下「協定規則」という。）第26号に加えられている最新の主要な技術的修正を盛り込んだ改訂版を示すものとする。

4.1.3.～4.1.8. (略)

5.～10. (略)

別紙1～3 (略)

別添11 外装の電波送受信アンテナの装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1. 「電波送受信アンテナ」とは、電波を送信又は受信することを目的として自動車の車室外に備える装置をいう。

2.2.～2.10. (略)

2.11. 「R」ポイントとは、各着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点をいう。

3. (略)

7.～10. (略)

別紙1～3 (略)

別添10 外装の手荷物積載用部品の装置型式指定基準

1.～3. (略)

4. 型式指定番号等の指定

4.1.～4.1.1. (略)

4.1.2. 型式指定番号は、型式指定された特定装置の型式毎に指定するものとする。その最初の2桁は、型式指定を行う時点において車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に基づく規則（以下「協定規則」という。）第26号に加えられている最新の主要な技術的修正を盛り込んだ改訂版を示すものとする。

4.1.3.～4.1.8. (略)

5.～10. (略)

別紙1～3 (略)

別添11 外装の電波送受信アンテナの装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1. 「電波送受信アンテナ」とは、電波を送信又は受信することを目的として自動車の車室外に備えるアンテナをいう。

2.2.～2.10. (略)

3. (略)

4. 型式指定番号等の指定

4.1. ~4.1.1. (略)

4.1.2. 型式指定番号は、型式指定された各型式毎に指定するものとする。その最初の2桁は、型式指定を行う時点において車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に基づく規則（以下「協定規則」という。）第26号に加えられている最新の主要な技術的修正を盛り込んだ改訂版を示すものとする。

4.2.3. ~4.1.8. (略)

5. (略)

6. 特別規程

6.1. ~6.1.3. (略)

6.1.4. 電波送受信アンテナの台座は、別紙3の1.に基づき測定したときに、車体表面から40mmを超えて突出してはならない。

6.1.4.1. たわむ部位がないために、アンテナと台座の部分が、どの部分がアンテナの台座であるか特定できない場合においては、先端が平らな直径50mm以下のラムを使用し、当該アンテナの最も突出した部位に50daN以下の水平方向の力を前方及び後方に加えた後、次の基準に適合すること。

(1) アンテナが台座に向かって曲がること、かつ、その状態で車体表面からの高さが40mmを超えないこと。

(2) アンテナが切断された場合において、アンテナの残りの部分が車体表面から40mmを超えて突出せず、かつ、直径100mmの球体が接触することができる部分に鋭利又は危険な部位がないこと。

6.1.4.2. 運転者の「R」ポイントを通る自動車の長手方向における垂直横断面より後方に配置されたアンテナについては、台座を含むアンテナの突起量が別紙1「突起物及び間隙の間隔を決定する方法」の1.に基づき測定したときに、車体表面から70mmを超えない場合に限り、6.1.4.及び6.1.4.1.は適用しない。

アンテナが車体表面から70mmを超えて突出している場合にあつては、「40mm」を「70mm」と読み替えて6.1.4.1.を適用する。

4. 型式指定番号等の指定

4.1. ~4.1.1. (略)

4.1.2. 型式指定番号は、型式指定された特定装置の型式毎に指定するものとする。その最初の2桁は、型式指定を行う時点において車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に基づく規則（以下「協定規則」という。）第26号に加えられている最新の主要な技術的修正を盛り込んだ改訂版を示すものとする。

4.2.3. ~4.1.8. (略)

5. (略)

6. 特別規程

6.1. ~6.1.3. (略)

6.1.4. 電波送受信アンテナの台座は、別紙3の1.に基づき測定したときに、車体表面から30mmを超えて突出してはならない。ただし、台座に増幅器を内蔵したものにあっては、当該台座は40mmまで突出してもよい。

6.2. (略)

7.～10. (略)

別紙1～3 (略)

別添12 突入防止装置の装置型式指定基準

1. 適用範囲

本指定基準は、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トンを超える自動車に備えるための突入防止装置に適用する。

2. (略)

3. 定義

3.1.～3.4. (略)

3.5. 「突入防止装置」とは、車両中心面に対して直角な部材及びこれをシャシ・サイドメンバその他の車両構造部材に連結するための部材から構成されるものをいう。

4. 指定の申請

4.1.～4.2.2. (略)

4.3. 型式指定を申請する型式の代表する突入防止装置を試験を実施する試験機関に1個提示するものとする。

4.4. (略)

5.～10. (略)

別紙1～2 (略)

別紙3 試験条件及び手順

1.1～2.5. (略)

3. 試験手順

6.2. (略)

7.～10. (略)

別紙1～3 (略)

別添12 突入防止装置の装置型式指定基準

1. 適用範囲

指定基準は、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トンを超える自動車に備える突入防止装置に適用する。

2. (略)

3. 定義

3.1.～3.4. (略)

3.5. 「突入防止装置」とは、クロスメンバ、シャシ・サイドメンバ等の車枠及び車体から構成されるものをいう。

4. 指定の申請

4.1.～4.2.2. (略)

4.3. 型式指定を申請する型式の代表する突入防止装置を1個提示するものとする。

4.4. (略)

5.～10. (略)

別紙1～2 (略)

別紙3 試験条件及び手順

1.1～2.5. (略)

3. 試験手順

3.1. 本指定基準6.3.の要件は適切な試験用加圧子を用いて実証しなければならない。

3.1.1.～3.1.3. (略)

別添13 突入防止装置及び突入防止装置取付装置の装置型式指定基準

1. 適用範囲

本指定基準は、貨物の運送のように供する自動車であって車両総重量が3.5トンを超える自動車（牽引自動車、分割できない鋼材及び材木等を専用に運搬するために設計製造されたトレーラ及びいかなる突入防止装置であっても用途と両立しない自動車を除く。）に別添12突入防止装置の装置型式指定基準に従って指定された型式の突入防止装置を取り付ける突入防止装置取付装置及び構成部品が全体又は部分的に突入を防止する機能を満たしているとみなすことが出来るように設計又は装備された別添12突入防止装置の装置型式指定基準に従って指定されていない突入を防止する構造装置に適用する。

2. (略)

3. 定義

3.1. 「自動車の指定」とは、3.1.1.及び3.1.2.の自動車の型式の指定をいう。

3.1.1. 別添12突入防止装置の装置指定基準に従って指定された型式の突入防止装置を取り付ける突入防止装置取付装置を備える自動車の型式

3.1.2. 突入を防止する構造装置を備える自動車の型式

3.2. 「自動車の型式」とは、以下に示す基本特性に関し相違がない自動車をいう。

- ・後車軸の幅
- ・車両後部の構造、寸法、形状、及び地上高
- ・6.に規定する範囲の緩衝装置の特性
- ・自動車に装着される指定された突入防止装置（3.1.1.に従って指定された自動車に限る）
- ・突入を防止する構造装置の構成材料（3.1.2.に従って指定された自動車に限る）

3.3.～3.4. (略)

3.5. 「突入防止装置」とは、車両中心面に対して直角な部材及びこれをシャシ・サイ

3.1. 本指定基準6.の要件は適切な試験用加圧子を用いて実証しなければならない。

3.1.1.～3.1.3. (略)

別添13 突入防止装置及び突入防止装置取付装置の装置型式指定基準

1. 適用範囲

本指定基準は、貨物の運送のように供する自動車であって車両総重量が3.5トンを超える自動車（牽引自動車、分割できない鋼材及び材木等を専用に運搬するために設計製造されたトレーラ及びいかなる突入防止装置であっても用途と両立しない自動車を除く。）に備える突入防止装置取付装置及び突入を防止する構造装置に適用する。

2. (略)

3. 定義

3.1. 「自動車の指定」とは、別添12突入防止装置の装置型式指定基準に従って指定された型式の突入防止装置を備える自動車の型式の指定をいう。

3.2. 「自動車の型式」とは、以下に示す基本特性に関し相違がない自動車をいう。

- ・後車軸の幅
- ・車両後部の構造、寸法、形状、及び地上高
- ・本指定基準9.に規定する範囲の緩衝装置の特性
- ・自動車に装着される指定された突入防止装置

3.3.～3.4. (略)

3.5. 「突入防止装置」とは、クロスメンバ、シャシ・サイドメンバ等の車枠及び車体

ドメンバその他の車両構造部材に連結するための部材から構成されるものをいう。

3.6.～3.6.2. (略)

4. 指定の申請

4.1. (略)

4.2. 3.1.1.の車両型式の申請書には下記の特性を記載した書面を3部添付するものとする。

4.2.1. 3.2.に基づき、指定された突入防止装置を取り付ける位置及びシャシへの取付構造の設計の詳細を示す側面及び後面により車両型式を示す図面。

4.2.2～4.2.3. (略)

4.2.4. 各突入防止装置の型式指定通知書(別添12突入防止装置の装置型式指定基準別紙1)の提出を国土交通大臣が求めた場合は、提出するものとする。

4.3. 3.1.2.の車両型式の申請書には下記の特性を記載した書面を3部添付するものとする。

4.3.1～4.3.3. (略)

4.3.4. 突入を防止する構造装置の寸法、形状、構成材料及び位置に関する詳細説明

4.4. 3.1.1.の自動車は、指定された突入防止装置を取り付けた自動車を試験を実施する試験機関に1台提示するものとする。

4.5. 3.1.2.の自動車は、型式指定を申請する代表の自動車を試験を実施する試験機関に1台提示するものとする。

4.6～4.7. (略)

5. 型式指定番号の指定等

5.1.～5.2. (略)

5.3. 本指定基準に基づく型式の指定、指定の変更の承認、指定の拒否、指定の取り消し又は生産の中止の通知は、3.1.1.の自動車は別紙1、3.1.2.の自動車は別紙2の様式

から構成されるものをいう。

3.6.～3.6.2. (略)

4. 指定の申請

4.1. (略)

4.2. 指定された突入防止装置を備える車両型式の申請書には下記の特性を記載した書面を3部添付するものとする。

4.2.1. 本指定基準3.2.に基づき指定された車両型式の側面、後面及び後部構造の設計の詳細を示す図面。

4.2.2～4.2.3. (略)

4.2.4. 各突入防止装置の指定通知書の提出を国土交通大臣が求めた場合は、提出するものとする。

4.3. 突入を防止する構造装置に関する車両型式の申請書には下記の特性を記載した書面を3部添付するものとする。

4.3.1.～4.3.3. (略)

4.3.4. 突入を防止する構造装置に関する寸法、形状、構成材料及び位置

4.4. 型式指定を申請する自動車に指定された突入防止装置を装着した自動車は、試験を実施する試験機関に1台提示するものとする。

4.5. 突入を防止する構造装置を備える自動車は、型式指定を申請する代表の自動車を試験を実施する試験機関に1台提示するものとする。

4.6～4.7. (略)

5. 型式指定番号の指定等

5.1.～5.2. (略)

5.3. 本指定基準に基づく型式の指定、指定の変更の承認、指定の拒否、指定の取り消し又は生産の中止の通知は、指定を受けた突入防止装置を備える自動車は別紙1、突

により、協定規則を適用している協定締約国に通知するものとする。

5.4.～5.4.2. (略)

5.5. 5.1.に基づき型式の指定を受けた自動車^が装置型式指定実施要領第8に規定する指定基準であって装置型式指定規則第5条に規定する特定装置(システム装置に限る。)に係るものに基づき型式の指定を受ける場合には、5.4.1.に規定する指定を示す表示は1つ表示すればよいものとする。

この場合5.4.1.に規定する指定を示す表示の右側にそれぞれの指定基準に係る協定規則の番号を縦に表示するものとする。

5.6.～5.8. (略)

6. 要件

6.1. (略)

6.1.1. 突入防止装置は、非積載重量状態においてその下縁の高さが地上550mm以下となるように取り付けられていること。また、別添12突入防止装置の装置指定基準に規定する当該装置に加える試験荷重であって、型式指定通知書に記載された試験荷重の負荷点高さ(別添12突入防止装置の装置型式指定基準別紙1の7)は非積載重量状態において地上600mm以下でなければならない。

6.1.2. 突入防止の最外縁は地面に接しているタイヤの膨らみ部分を除き、車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。2軸以上の後車軸を有する場合は、最も幅の広い後車軸とする。

さらに、試験荷重点(複数)の後車輪最外側からの距離に関する要件(別添12突入防止装置の装置型式指定基準別紙3の3.1.2.及び3.1.3.)を型式指定通知書(別添12突入防止装置の装置型式指定基準別紙1の7)に記載しなければならない。

6.1.3. 突入防止装置は別添12突入防止装置の装置型式指定基準に従って突入防止装置に試験荷重を負荷した全ての点において測定され、型式指定通知書に記載された変位量(別添12突入防止装置の装置型式指定基準別紙1の8)が、突入防止装置の後面と自動車の後面との水平距離が400mmを超えないように取り付けなければならない。この距離は、非積載重量状態において地上3,000mmを超える当該自動車の他の部分を除くものとする。

6.1.4～6.2.5. (略)

入を防止できる構造装置を備える自動車は別紙2の様式により、協定規則を適用している協定締約国に通知するものとする。

5.4.～5.4.2. (略)

5.5. 5.1.に基づき型式の指定を受けた自動車^が装置型式指定実施要領第7に規定する指定基準であって装置型式指定規則第5条に規定する特定装置(システム装置に限る。)に係るものに基づき型式の指定を受ける場合には、5.4.1.に規定する指定を示す表示は1つ表示すればよいものとする。

この場合5.4.1.に規定する指定を示す表示の右側にそれぞれの指定基準に係る協定規則の番号を縦に表示するものとする。

5.6.～5.8. (略)

6. 要件

6.1. (略)

6.1.1. 突入防止装置は、非積載重量状態においてその下縁の高さが地上550mm以下となるように取り付けられていること。また、別添12突入防止装置の装置指定基準に規定する当該装置に加える試験荷重であって、型式指定通知書に記載しなければならない試験荷重の負荷点高さは、地上600mm以下でなければならない。

6.1.2. 突入防止の最外縁は地面に接しているタイヤの膨らみ部分を除き、車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。2軸以上の後車軸を有する場合は、最も幅の広い後車軸とする。

さらに、試験荷重点(複数)の後車輪最外側からの距離に関する要件(別添12突入防止装置の装置型式指定基準別紙3の3.1.2.及び3.1.3.)を型式指定通知書(別添12突入防止装置の装置型式指定基準別紙1)に記載しなければならない。

6.1.3. 突入防止装置の備え付けは、別添12突入防止装置の装置型式指定基準に従って突入防止装置の試験荷重を負荷した全ての点において測定した変位量(別添12突入防止装置の装置型式指定基準別紙1に記載)が、突入防止装置の後端と自動車の後面との水平距離が400mmを超えないように取り付けなければならない。この距離は、非積載重量状態において地上3,000mmを超える当該自動車の他の部分を除くものとする。

6.1.4～6.2.5. (略)

6.2.6. 突入を防止する構造装置は車両中心面に対して平行に加える荷重に十分耐えられる構造でなければならない。当該装置が使用位置にある時、車枠等連結されていなければならない。この要件は、別紙4に定める荷重を負荷中及び負荷後の当該装置の後面と車両後端との水平距離が、試験荷重が負荷されるどの点においても400mmを超えなければ適合するものとする。この距離は、非積載重量状態において地上3,000mmを超える当該自動車の他の部分を除くものとする。

6.2.7. 別紙4の3.に規定する要件を計算によって求める場合、試験は実施しないものとする。試験の実施にあたっては、突入を防止する構造装置を当該自動車の車枠等の構造部に固定しなければならない。

7. 製品の適合性

7.1. ~7.2. (略)

7.3. 3.1.1.の指定を受けた自動車

7.3.1. 指定を受けた製作者等が留意する事項

7.3.1.1. ~7.3.1.3. (略)

7.3.2. (略)

7.3.3. (略)

7.3.4. (略)

7.4. 3.1.2.の指定を受けた自動車

7.4.1. 指定を受けた製作者等が留意する事項

7.4.1.1. (略)

7.4.1.2. (略)

7.4.1.3. (略)

7.4.1.4. (略)

6.2.6. 突入を防止する構造装置は車両中心面に対して平行に加える荷重に十分耐えられる構造でなければならない。当該装置が使用位置にある時、車枠等連結されていなければならない。この要件は、別添12突入防止装置の装置型式指定基準別紙3に定める荷重を負荷中及び負荷後の当該装置の後面と車両後端との水平距離が、試験荷重が負荷されるどの点においても400mmを超えなければ適合するものとする。この距離は、非積載重量状態において地上3,000mmを超える当該自動車の他の部分を除くものとする。

6.2.7. 別添12突入防止装置の装置型式指定基準別紙3の3.に規定する要件を計算によって求める場合、試験は実施しないものとする。試験の実施にあたっては、突入を防止する構造装置を当該自動車の車枠等の構造部に固定しなければならない。

7. 製品の適合性

7.1. ~7.2. (略)

7.3. 指定を受けた製作者等が留意する事項

7.3.1. 指定を受けた突入防止装置の取付装置

7.3.1.1. ~7.3.1.3. (略)

7.3.1.4. (略)

7.3.1.5. (略)

7.3.1.6. (略)

7.3.2. 突入を防止する構造装置

7.3.2.1. (略)

7.3.2.2. (略)

7.3.2.3. (略)

7.3.2.4. (略)

7.4.1.5. (略)

7.4.1.6. (略)

7.4.2. (略)

7.4.2.1. (略)

7.4.2.2. (略)

7.4.2.3. 品質が不十分なもの又は7.4.2.2.の規定により実施された試験の結果、有効性を実証することが必要とされた場合、検査官は型式指定の試験を実施した試験に再試験のための試供品を選定しなければならない。

7.4.2.4. (略)

7.4.2.5. (略)

8. 指定の取り消し

8.1. 3.1.1.の指定を受けた自動車

{ (略)

8.2. 3.1.2.の指定を受けた自動車

{ (略)

9.～10. (略)

別紙1～3 (略)

別紙4 試験条件および手順

1.～2. (略)

3. 試験手順

3.1. 本指定基準6.2.6.の要件は適切な試験用加圧子を用いて実証しなければならない。

7.3.2.5. (略)

7.3.2.6. (略)

7.3.2.7. (略)

7.3.2.8. (略)

7.3.2.9. (略)

7.3.2.10. 品質が不十分なもの又は7.3.2.9.の規定により実施された試験の結果、有効性を実証することが必要とされた場合、検査官は型式指定の試験を実施した試験最試験のための試供品を選定しなければならない。

7.3.2.11. (略)

7.3.2.12. (略)

8. 指定の取り消し

8.1. 指定を受けた突入防止の取付装置

{ (略)

8.2. 突入を防止する構造装置

{ (略)

9.～10. (略)

別紙1～3 (略)

試験条件および手順

1.～2. (略)

3. 試験手順

3.1. 本指定基準7.3.の要件は適切な試験用加圧子を用いて実証しなければならない。

3.1.1.～3.1.3. (略)

別添14 座席の装置型式指定基準

1.～2. (略)

3. 指定の申請

3.1.～3.2.2. (略)

3.3. 次のものを試験を実施する試験機関に提示するものとする。

3.3.1.～3.3.2. (略)

4. 型式指定番号の指定等

4.1.～4.4.2. (略)

4.5. 4.1.に基づき型式の指定を受けた自動車装置型式指定実施要領第8に規定する指定基準であって装置指定規則第5条に規定する特定装置(システム装置に限る。)に係るものに基づき型式の指定を受ける場合には、4.4.1.に規定する指定を示す表示は1つ表示すればよいものとする。
この場合、4.4.1.に規定する指定を示す表示の右側にそれぞれの指定基準に係る協定規則の番号を縦に表示するものとする。

4.6.～4.8. (略)

5. 要件

5.1.～5.1.4.1. (略)

5.1.4.1.1. 5.1.4.に定める各エリアの突起が、その付近の表面から3.2mm未満であり、突起の高さが当該突起の幅の二分之一を超えないもの。

5.1.4.1.2.～5.1.4.1.4. (略)

5.1.4.2. 6.4.1.2.で定めるエリア2では、別紙4に定める衝撃試験に適合する場合には、表面は5mm未満で2.5mm以上の半径でもよい。ただし、これらの表面には、頭部が座席フレームの構造と直接接触しないようパッドを有しなければならない。

3.1.1.～3.1.3. (略)

別添14 座席の装置型式指定基準

1.～2. (略)

3. 指定の申請

3.1.～3.2.2. (略)

3.3. 次のものを提示するものとする。

3.3.1.～3.3.2. (略)

4. 型式指定番号の指定等

4.1.～4.4.2. (略)

4.5. 4.1.に基づき型式の指定を受けた自動車装置型式指定実施要領第7に規定する指定基準であって装置指定規則第5条に規定する特定装置(システム装置に限る。)に係るものに基づき型式の指定を受ける場合には、4.4.1.に規定する指定を示す表示は1つ表示すればよいものとする。
この場合、4.4.1.に規定する指定を示す表示の右側にそれぞれの指定基準に係る協定規則の番号を縦に表示するものとする。

4.6.～4.8. (略)

5. 要件

5.1.～3.1.4.1. (略)

5.1.4.1.1. 5.1.4.に定めるエリア外の部分の突起は、その付近の表面から3.2mm未満であり、その先端の幅が当該突起の高さの二分之一を超えないもの。

5.1.4.1.2.～5.1.4.1.4. (略)

5.1.4.2. 6.4.1.2.で定めるエリア2にあつては、表面が2.5mm以上5mm未満の曲率半径であれば本別紙4に示す衝撃試験に適合するものとする。ただし、これらの表面には、頭部が座席フレームの構造と直接接触しないようパッドを有しなければならない。

5.1.4.3.～5.3.3. (略)

6. 試験

6.1.～6.2.1. (略)

6.3. 座席取付装置、調節機構、ロック機構及び移動機構の強度試験

6.3.1. 別紙5の1.に定める要件に従って、車両全体に196m/s² [20G]以上の水平縦方向の減速度を30ms間、前方向に加えるものとする。また、自動車製作者等の要求により、別紙6の付録に示す時間波形を代替として用いることができる。

6.3.2.～6.3.5. (略)

6.4. シートバックの衝撃吸収試験

6.4.1. (略)

6.4.1.1.～6.4.1.1.2. (略)

6.4.1.2. エリア2

6.4.1.2.1. 頭部後傾抑止装置を備えないセパレート座席又はベンチシートのエリア2は、エリア1の範囲を除くシートバックの上端から100mm下方に位置するレファレンスラインに垂直な面から上方にあるものとする。

6.4.1.3～6.4.1.3.1. (略)

6.5. 同等試験方法

6.2.、6.3.及び別紙4に定める試験方法以外の方法を用いる場合にあっては、当該試験の同等性を示すものとする。

7.～8. (略)

9. 座席及び当該座席取付装置に係る自動車の型式の変更承認等

9.1. (略)

9.1.1. 当該変更が、座席及び当該座席取付装置に著しい悪影響を及ぼすおそれなく、

5.1.4.3.～5.3.3. (略)

6. 試験

6.1.～6.2.1. (略)

6.3. 座席取付装置、調節機構、ロック機構及び移動機構の強度試験

6.3.1. 別紙5の1.に定める要件に従って、車両全体に196m/s² [20G]以上の水平縦方向の減速度を30ms間、前方向に加えるものとする。また、自動車製作者等の要求により、別紙7の付録に示す時間波形を代替として用いることができる。

6.3.2.～6.3.5. (略)

6.4. シートバックの衝撃吸収試験

6.4.1. (略)

6.4.1.1.～6.4.1.1.2. (略)

6.4.1.2. エリア2

6.4.1.2.1. 頭部後傾抑止装置を備えないセパレート座席又はベンチシートのエリア2は、エリア1の範囲を除くシートバックの上端から100mmに位置するレファレンスラインに垂直な面とする。

6.4.1.3～6.4.1.3.1. (略)

6.5. 同等試験方法

6.2.、6.3.、6.4.及び別紙4に定める試験方法以外の方法を用いる場合にあっては、当該試験の等価性を示すものとする。

7.～8. (略)

9. 座席及び当該座席取付装置に係る自動車の型式の変更承認等

9.1. (略)

9.1.1. 当該変更が、座席及び当該座席取付装置に著しい悪影響を及ぼすおそれなく、

その自動車が引き続き本指定基準に適合していることが判断できる場合には、試験は実施しない。

9.1.2. 当該変更が、変更前の6.2.、6.3.に定めた試験方法により得られた結果に基づき計算結果によって適合性を判断できる場合は試験を実施しない。

9.1.3. 判断することが困難な場合には、試験機関に試験報告書を要求することができるものとする。

10. (略)

別紙1 通知

1.～20. (略)

21. 指定番号を記した以下の書面を本通知書に添付する。

The following documents, bearing the approval number shown above, are annexed to this communication

座席、自動車に備える座席取付装置及び座席の調節機構、移動機構、ロック機構の図面

drawings, diagrams and plans of the seats, their anchorage on the vehicle, the adjustment and displacement system of the seat and their parts, and their locking devices;

座席、自動車に備える座席取付装置及び座席の調節機構、移動機構、ロック機構並びに手荷物等の移動による乗員保護装置（備えるものに限る）の写真

photographs the seats and their anchorages, the adjustment and displacement systems of the seats and their parts, and their locking devices, and of additional occupant protection system against displacement of luggage.

別紙2 (略)

別紙3

1.～4.3. (略)

その自動車が引き続き本指定基準に適合していることが判断できる場合には、試験は実施しない。ただし、判断することができない場合には、試験を再度実施するものとする。

10. (略)

別紙1 通知

1.～20. (略)

21. 指定番号を記した以下の書面を本通知書に添付する。

The following documents, bearing the approval number shown above, are annexed to this communication

座席、自動車に備える座席取付装置及び座席の調節機構、乗降機構、ロック機構並びに手荷物等の移動による乗員保護装置（備えるものに限る）の図面

drawings, diagrams and plans of the seats, their anchorage on the vehicle, the adjustment and displacement system of the seat and their parts, and their locking devices;

座席、自動車に備える座席取付装置及び座席の調節機構、乗降機構、ロック機構並びに手荷物等の移動による乗員保護装置（備えるものに限る）の写真

photographs the seats and their anchorages, the adjustment and displacement systems of the seats and their parts, and their locking devices, and of additional occupant protection system against displacement of luggage.

注記：2.12.2.及び2.12.3.に規定する頭部後傾抑止装置を備えた座席には、該当する頭部後傾抑止装置の図面及び写真を添付する。

Note: In the case of seats fitted with head restraints as defined in paragraphs 2.12.2. and 2.12.3. of this Regulation, the head restraint shall be shown on all drawings, diagrams and photographs.

別紙2 (略)

別紙3

1.～4.3. (略)

4.4. 三次元マネキンが接触する着座位置の範囲は、十分な大きさと適当な生地のモスリンコットン（18.9糸/cm²かつ0.228kg/m²）又は同時の特性をもつメリヤス若しくは不織布で被うものとする。試験を試験自動車以外の座席で行う場合には、座席を置く床は、その座席を使用する予定の試験自動車の床と同じ本質的特性（注2）をもつものとする。

4.5. ～4.16.2. (略)

別紙3-付録1
三次元マネキンの説明 */

1. ～2. (略)

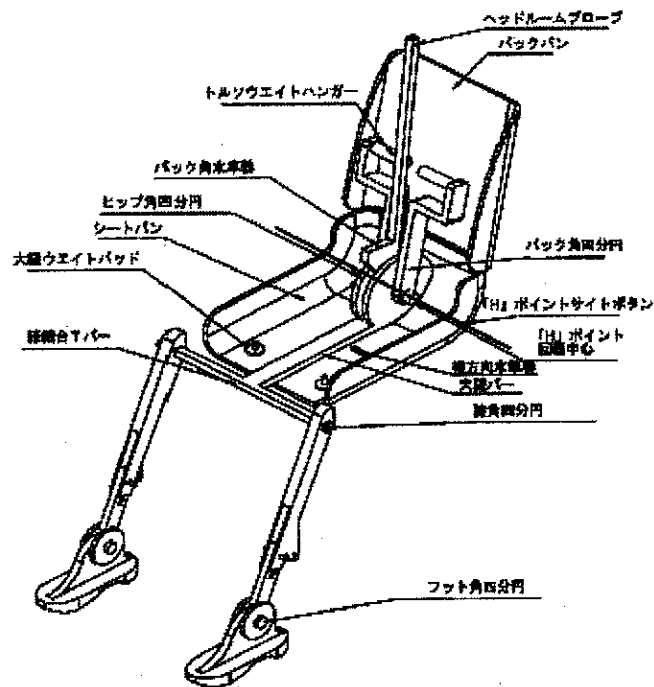


図1-3-DHマネキンの各部分の名称

4.4. 三次元マネキンが接触する着座位置の範囲は、十分な大きさと適当な生地のモスリン（18.9糸/cm²かつ0.228kg/m²）コットン又は同時の特性をもつメリヤス若しくは不織布で被うものとする。試験を試験自動車以外の座席で行う場合には、座席を置く床は、その座席を使用する予定の試験自動車の床と同じ本質的特性（注2）をもつものとする。

4.5. ～4.16.2. (略)

付録1
三次元マネキンの説明 */

1. ～2. (略)

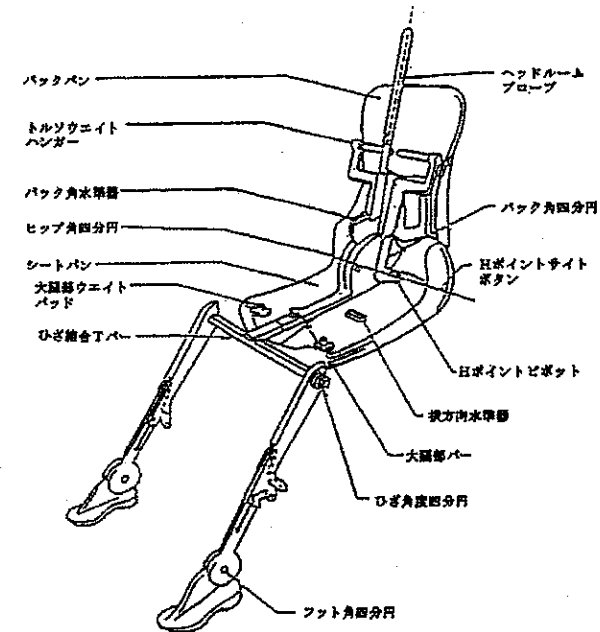


図1-3-DHマネキンの各部分の名称

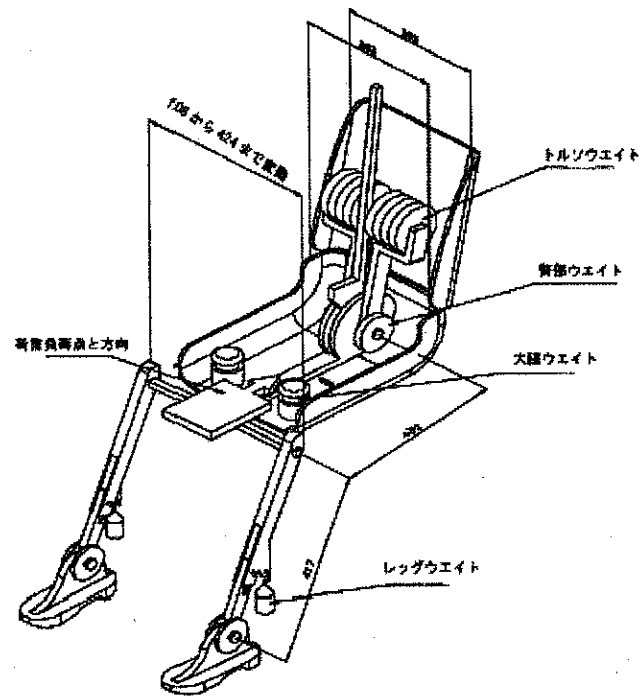


図 2-3-DH測定装置のエレメントの寸法および荷重配分(単位: mm)

別紙 3-付録 2
 三次元基準システム
 1.~3. (略)

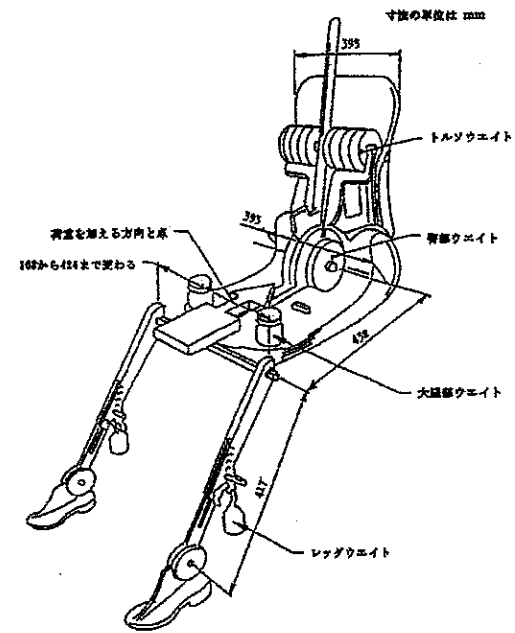
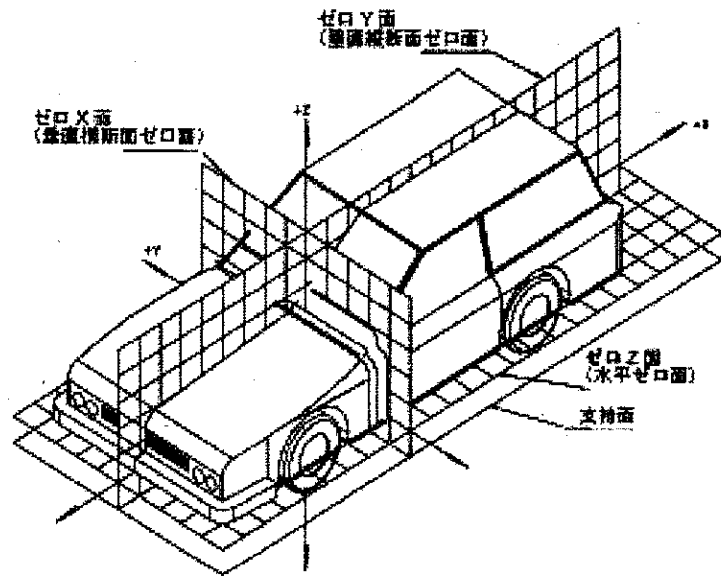


図 2-3-DH測定装置のエレメントの寸法および荷重配分

別紙 3-付録 2
 三次元基準システム
 1.~3. (略)



図一三次元座標方式

別紙3-付録3 (略)

別紙4~6 (略)

別添15 座席及び頭部後傾抑止装置の装置型式指定基準

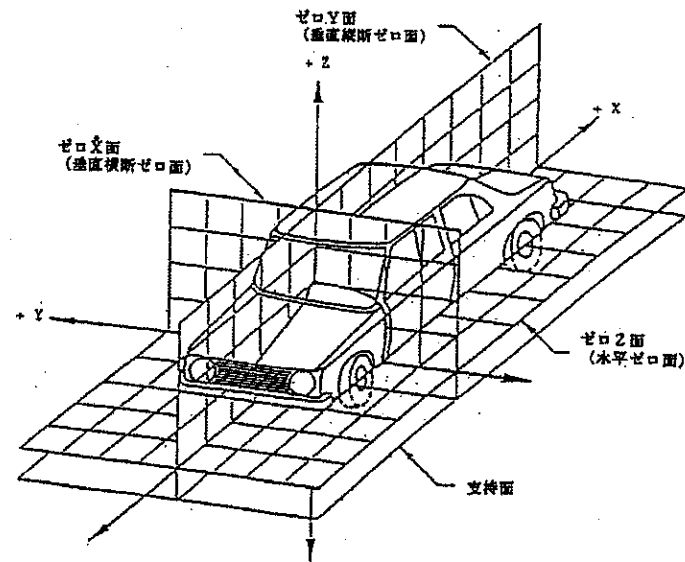
1. 適用範囲

本指定基準は、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）並びに貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の乗車装置のうち座席、当該座席取付装置（折り畳み座席、横向き座席及び後向き座席には適用しない。）及び頭部後傾抑止装置に適用する。（注1）

1)

2. 定義

2.1. ~2.13. (略)



図一三次元座標方式

別紙3-付録3 (略)

別紙4~6 (略)

別添15 座席及び頭部後傾抑止装置の装置型式指定基準

1. 適用範囲

本指定基準は、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）並びに貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の乗車装置のうち座席及び当該座席取付装置（折り畳み座席、横向き座席及び後向き座席には適用しない。）に適用する。（注1）

2. 定義

2.1. ~2.13. (略)

2.14. 「レファレンスライン」とは、別紙3の付録1の図1に記載された人体模型上の線をいう。

2.15. (略)

3. 指定の申請

3.1.～3.2.4.2. (略)

3.3. 次のものを試験を実施する試験機関に提示するものとする。

3.3.1.～3.3.3.2. (略)

4. 型式指定番号の指定等

4.1.～4.4.3. (略)

4.5. 4.1.に基づき型式の指定を受けた自動車^が装置型式指定実施要領第8に規定する指定基準であって装置指定規則第5条に規定する特定装置（システム装置に限る。）に係るものに基づき型式の指定を受ける場合には、4.4.1.に規定する指定を示す表示は1つ表示すればよいものとする。
この場合、4.4.1.に規定する指定を示す表示の右側にそれぞれの指定基準に係る協定規則の番号を縦に表示するものとする。

4.6.～4.8. (略)

5. 要件

5.1.～5.1.4.1. (略)

5.1.4.1.1. 5.1.4.に定める各エリアの突起が、その付近の表面から3.2mm未満であり、突起の高さが当該突起の幅の2分の1を超えないもの。

5.1.4.1.2.～5.1.4.1.4. (略)

5.1.4.2. 6.4.1.2.で定めるエリア2では、別紙4に定める衝撃試験に適合する場合には、表面は5mm未満で2.5mm以上の半径でもよい。ただし、これらの表面には、頭部が座席フレームの構造と直接接触しないようパッドを有しなければならない。

2.14. 「レファレンスライン」とは、別紙3、付録、図1に記載された人体模型上の線をいう。

2.15. (略)

3. 指定の申請

3.1.～3.2.4.2. (略)

3.3. 次のものを提示するものとする。

3.3.1.～3.3.3.2. (略)

4. 型式指定番号の指定等

4.1.～4.4.3. (略)

4.5. 4.1.に基づき型式の指定を受けた自動車^が装置型式指定実施要領第7に規定する指定基準であって装置指定規則第5条に規定する特定装置（システム装置に限る。）に係るものに基づき型式の指定を受ける場合には、4.4.1.に規定する指定を示す表示は1つ表示すればよいものとする。
この場合、4.4.1.に規定する指定を示す表示の右側にそれぞれの指定基準に係る協定規則の番号を縦に表示するものとする。

4.6.～4.8. (略)

5. 要件

1.～3.1.4.1. (略)

5.1.4.1.1. 5.1.4.に定めるエリア外の部分の突起は、その付近の表面から3.2mm未満であり、その先端の幅が当該突起の高さの2分の1を超えないもの。

5.1.4.1.2.～5.1.4.1.4. (略)

5.1.4.2. 6.4.1.2.で定めるエリア2にあつては、表面が2.5mm以上5mm未満の曲率半径であれば本別紙4に示す衝撃試験に適合するものとする。ただし、これらの表面には、頭部が座席フレームの構造と直接接触しないようパッドを有しなければならない。

5.1.4.3.～5.4. (略)

5.4.1. 頭部後傾抑止装置は、いずれの使用位置においても乗員が傷害を受ける危険性のある粗さや鋭利な突起があってはならない。

5.4.2.～5.5.4. (略)

5.5.5. 5.5.2.及び5.5.3.1.に定める高さは、前部座席以外の座席（自動車の側面と隣接する座席を除く。）に装着される頭部後傾抑止装置にあっては、700mm未満の高さになってはならない。

5.6.～5.6.1. (略)

5.7. 高さ調節機構を有しない頭部後傾抑止装置は、シートバックと頭部後傾抑止装置の間に60mmを超えるギャップがあってはならない。高さの調節機構を有する頭部後傾抑止装置は、調節機構を最低位置にした場合、ギャップがシートバックの上端から25mmを超えてはならない。高さの調節機構を有する分離式頭部後傾抑止装置を備える座席又はベンチシートにあっては、本要件は全ての位置について適合するものでなければならぬ。

5.8. シートバックと一体となっている頭部後傾抑止装置は、Rポイントを通るレファレンスラインに垂直な平面からの距離が540mm以上の位置とする。

レファレンスラインの中心面から左右85mmの点を通る2つの垂直縦方向面の間のエリア内において、6.4.3.3.2.に定める追加試験後、5.11.に規定する要件に適合するものは、その形状に関わらず、6.7.に規定する測定方法で60mmを超える距離「a」のギャップが複数あってもよい。

5.9. 高さの調節機構を有する頭部後傾抑止装置は、6.4.3.3.2.に定める追加試験後、5.11.に規定する要件に適合するものは、その形状に関わらず、6.7.に規定する測定方法で60mmを超える距離「a」のギャップが頭部後傾抑止装置としての機能を有する装置の部分に複数あってもよい。

5.10.～5.13. (略)

5.14. シートバック及びそのロック機構の強度は、6.4.3.6.に定める試験後、座席又はシートバックに破損が認められなければ、6.2.に定める要件に適合するものとみなす。

または、座席が6.2.に定める方法による試験要件に適合することを示さなければならない。

5.1.4.3.～5.4. (略)

5.4.1. 頭部後傾抑止装置は、いずれの使用位置においても乗員が傷害を受ける危険性のある粗さや鋭利な突起があってはならない。

5.4.2.～5.5.4. (略)

5.5.5. 5.5.2.及び5.5.3.1.に定める高さは、前部座席以外の座席（自動車の側面と隣接する座席を除く。）に装着される頭部後傾抑止装置にあっては、700mm未満の高さとすることができる。

5.6.～5.6.1. (略)

5.7. 高さ調節機構を有しない頭部後傾抑止装置は、シートバックと頭部後傾抑止装置の間に60mmを超えるギャップがあってはならない。高さの調節機構を有する頭部後傾抑止装置は、調節機構を最低位置にした場合、シートバックの上端から25mmを超えてはならない。高さの調節機構を有する分離式頭部後傾抑止装置を備える座席又はベンチシートにあっては、本要件は全ての位置について適合するものでなければならぬ。

5.8. シートバックと一体となっている頭部後傾抑止装置は、Rポイントを通るレファレンスラインに垂直な平面からの距離が540mm以上の位置とする。

レファレンスラインの中心面から左右85mmの点を通る2つの垂直縦方向面の間のエリア内において、6.4.3.3.2.に定める追加試験後、5.11.に規定する要件に適合するものは、その形状に関わらず、6.7.に規定する60mmを超える距離「a」のギャップが複数あってもよい。

5.9. 高さの調節機構を有する頭部後傾抑止装置は、6.4.3.3.2.に定める追加試験後、5.11.に規定する要件に適合するものは、その形状に関わらず、6.7.に規定する60mmを超える距離「a」のギャップが頭部後傾抑止装置としての機能を有する装置の部分に複数あってもよい。

5.10.～5.13. (略)

5.14. シートバック及びその固定装置の強度は、6.4.3.6.に定める試験後、座席又はシートバックに破損が認められなければ、6.2.に定める要件に適合するものとみなす。

また、別の方法により、6.2.に定める方法による試験要件に適合することを証明するものであってよい。

5.15. 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人未満のものに備える）の乗員保護装置の要件

5.15.1. シートバック

手荷物室の前方の境界を構成するような位置にあるシートバック及び頭部後傾抑止装置/またはは、全ての座席について自動車製作者等が指定する通常の適切な使用位置としたとき、前面衝突時等によって移動する手荷物等から乗車人員を保護するに必要な強度を有しなければならない。別紙9 に示す試験中及び試験後において、シートバックが所定の位置、かつ、ロック機構が定位置に留まっているものは要件に適合するものとみなす。ただし、試験中、シートバック及び当該固定具がの変形することは許容されるが、試験を対象とするシートバック及び頭部後傾抑止装置において、硬さ部分であって50 ショア (A) を超える度前部輪郭線外形部分が、(a)、(b)を通過する垂直横断面より前に移動してはならない。

(a) 頭部後傾抑止装置は、当該座席のRポイントより150mm前方の点とする。

(b) シートバックは、当該座席のRポイントより100mm 前方の点とする。ただし、試験ブロックのリバウンド段階には適用しない。

一体式頭部後傾抑止装置は、頭部後傾抑止装置とシートバックとの境界をRポイントから540mm の基準線に対して垂直となる平面によって求めるものとする。

全ての測定は、手荷物室の前方境界をなす各着席位置につき対応する座席又は着席位置の中央縦断面において求めるものとする。

別紙9 に示す試験に用いる試験ブロックは、当該シートバックの後ろに留まるものとする。

5.15.2. ~5.15.3. (略)

6. 試験

6.1. ~6.7.3. (略)

6.8. シートバック及び頭部後傾抑止装置の衝撃吸収試験

6.8.1. (略)

6.8.1.1. エリア1

6.8.1.1.1. 頭部後傾抑止装置を備えないセバレート座席のエリアは、座席の縦中心面の両側100mmに位置する縦垂直面の間とし、シートバックの上端から100mm下方においてレファレンスラインに直角なシートバックの後面を含む上方にあるものとする。

6.8.1.1.2. 頭部後傾抑止装置を備えないベンチシートのエリアは、自動車製作者等が

5.15. 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人未満のものに備える）の乗員保護装置の要件

5.15.1. シートバック

手荷物室の前方の境界を構成するような位置にあるシートバック及び頭部後傾抑止装置/またはは、全ての座席について自動車製作者等が指定する通常の適切な使用位置としたとき、前面衝突時等によって移動する手荷物等から乗車人員を保護するに必要な強度を有しなければならない。別紙9 に示す試験中及び試験後において、シートバックが所定の位置、かつ、ロック機構が定位置に留まっているものは要件に適合するものとみなす。ただし、試験中、シートバック及び当該固定具がの変形することは許容されるが、試験を対象とするシートバック及び頭部後傾抑止装置において、硬さ部分であって50 ショア (A) を超える度前部輪郭線外形部分が、(a)、(b)を通過する垂直横断面より前に移動してはならない。

(a) 頭部後傾抑止装置は、当該座席のRポイントより150mm前方の点とする。

(b) シートバックは、当該座席のRポイントより100mm 前方の点とする。ただし、試験ブロックのリバウンド段階には適用しない。

一体式頭部後傾抑止装置は、頭部後傾抑止装置とシートバックとの境界をRポイントから540mm の基準線に対して垂直となる平面によって求めるものとする。

全ての測定は、手荷物室の前方境界をなす各着席位置につき対応する座席又は着席位置の中央縦断面において求めるものとする。

別紙9 に示す試験に用いるの試験ブロックは、当該シートバックの後ろに留まるものとする。

5.15.2. ~5.15.3. (略)

6. 試験

6.1. ~6.7.3. (略)

6.8. シートバック及び頭部後傾抑止装置の衝撃吸収試験

6.8.1. (略)

6.8.1.1. エリア1

指定する外側設計着座位置の各々の縦中心面の両側100mmに位置する縦垂直面の間と、シートバックの上端から100mm下方においてレファレンスラインに直角なシートバックの面より上方にあるものとする。

6.8.1.1.3. (略)

6.8.1.2. エリア2

6.8.1.2.1. 頭部後傾抑止装置を備えないセパレート座席又はベンチシートのエリア2は、エリア1の範囲を除くシートバックの上端から100mm下方に位置するレファレンスラインに垂直な面から上方にあるものとする。

6.8.1.2.2. (略)

6.8.1.3. ~6.8.1.3.1. (略)

6.9. 同等試験方法

6.2.、6.3.、6.4.及び別紙6に定める試験方法以外の方法を用いる場合にあつては、当該試験の同等性を示すものとする。

7. ~8. (略)

9. 座席、当該座席取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る自動車の型式の変更承認等

9.1. (略)

9.1.1. 当該変更が、座席、当該座席取付装置及び頭部後傾抑止装置に著しい悪影響を及ぼすおそれがなく、その自動車が引き続き本指定基準に適合していることが判断できる場合には、試験は実施しない。

9.1.2. 当該変更が、変更前の6.2.、6.3.に定めた試験方法により得られた結果に基づき計算結果によって適合性を判断できる場合は試験を実施しない。

9.1.3. 判断することが困難な場合には、試験機関に試験報告書を要求することができるものとする。

10. ~11.1. (略)

別紙1 通知

6.8.1.1.1. (略)

6.8.1.2. エリア2

6.8.1.2.1. (略)

6.8.1.3. ~6.8.1.3.1. (略)

6.9. 同等試験方法

6.2.、6.3.、6.4.及び別紙6に定める試験方法以外の方法を用いる場合にあつては、当該試験の等価性を示すものとする。

7. ~8. (略)

9. 座席、当該座席取付装置及び頭部後傾抑止装置に係る自動車の型式の変更承認等

9.1. (略)

9.1.1. 当該変更が、座席、当該座席取付装置及び頭部後傾抑止装置に著しい悪影響を及ぼすおそれがなく、その自動車が引き続き本指定基準に適合していることが判断できる場合には、試験は実施しない。ただし、判断することができない場合には、試験を再度実施するものとする。

10. ~11.1. (略)

別紙1 通知

1.～20. (略)

21. 指定番号を記した以下の書面を本通知書に添付する。

The following documents, bearing the approval number shown above, are annexed to this communication

座席、自動車に備える座席取付装置及び座席の調節機構、移動機構、ロック機構の図面

drawings, diagrams and plans of the seats, their anchorage on the vehicle, the adjustment and displacement system of the seat and their parts, and their locking devices;

座席、自動車に備える座席取付装置及び座席の調節機構、移動機構並びに手荷物等の移動による乗員保護装置（備えるものに限る）の写真

photographs the seats and their anchorages, the adjustment and displacement systems of the seats and their parts, and their locking devices, and of additional occupant protection system against displacement of luggage.

} (略)

別紙2 (略)

別紙3

1.～4.3. (略)

4.4. 三次元マネキンが接触する着座位置の範囲は、十分な大きさと適当な生地のモスリンコットン（ 18.9糸/cm^2 かつ 0.228kg/m^2 ）又は同時の特性をもつメリヤス若しくは不織布で被うものとする。試験を試験自動車以外の座席で行う場合には、座席を置く床は、その座席を使用する予定の試験自動車の床と同じ本質的特性（注2）をもつものとする。

4.5.～4.16.2. (略)

別紙3一付録1

1.～2. (略)

1.～20. (略)

21. 指定番号を記した以下の書面を本通知書に添付する。

The following documents, bearing the approval number shown above, are annexed to this communication

座席、自動車に備える座席取付装置及び座席の調節機構、移動機構、ロック機構並びに手荷物等の移動による乗員保護装置（備えるものに限る）の図面

drawings, diagrams and plans of the seats, their anchorage on the vehicle, the adjustment and displacement system of the seat and their parts, and their locking devices;

座席、自動車に備える座席取付装置及び座席の調節機構、乗降機構、ロック機構並びに手荷物等の移動による乗員保護装置（備えるものに限る）の写真

photographs the seats and their anchorages, the adjustment and displacement systems of the seats and their parts, and their locking devices, and of additional occupant protection system against displacement of luggage.

} (略)

別紙2 (略)

別紙3

1.～4.3. (略)

4.4. 三次元マネキンが接触する着座位置の範囲は、十分な大きさと適当な生地のモスリン（ 18.9糸/cm^2 かつ 0.228kg/m^2 ）コットン又は同時の特性をもつメリヤス若しくは不織布で被うものとする。試験を試験自動車以外の座席で行う場合には、座席を置く床は、その座席を使用する予定の試験自動車の床と同じ本質的特性（注2）をもつものとする。

4.5.～4.16.2. (略)

別紙3一付録1

1.～2. (略)

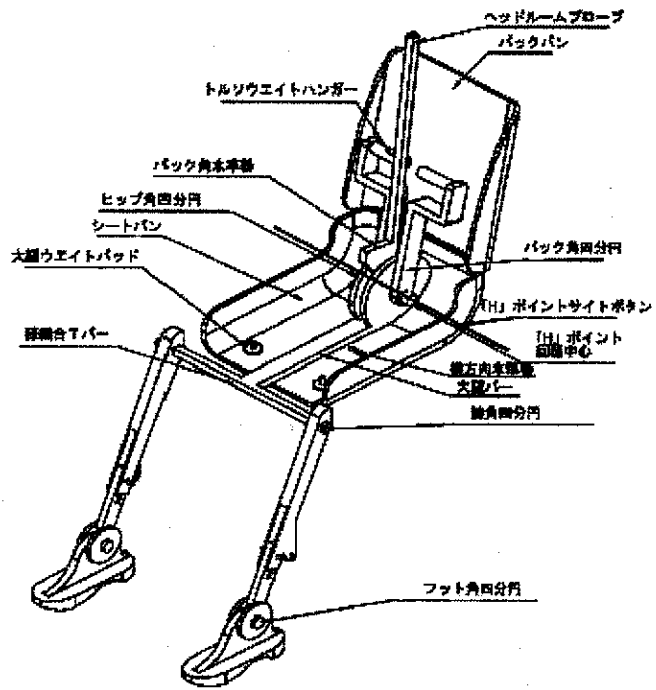


図1-3-DHマネキンの各部分の名称

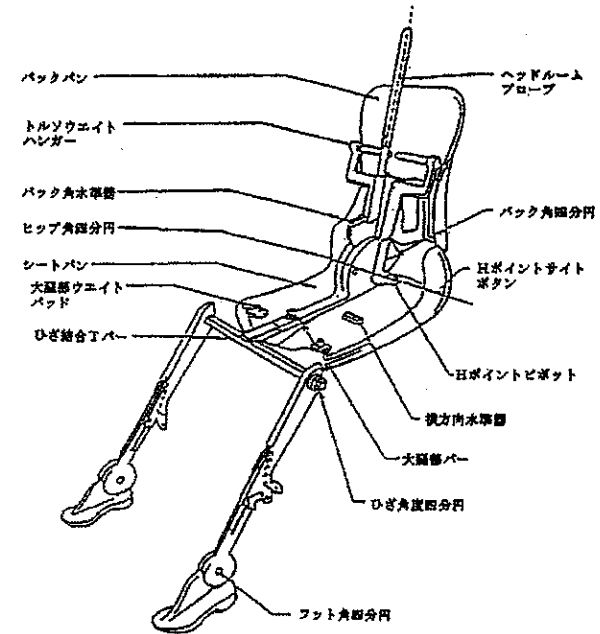


図1-3-DHマネキンの各部分の名称

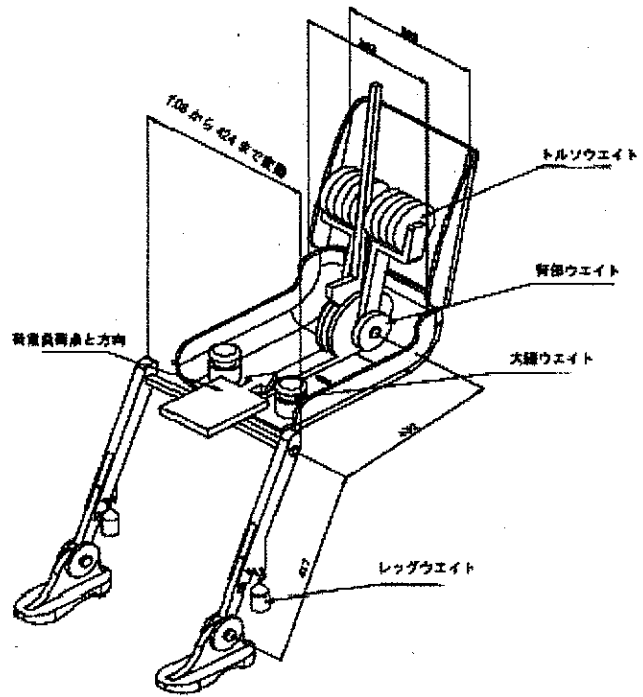


図 2 - 3 - DH測定装置のエレメントの寸法および荷重配分 (単位: mm)

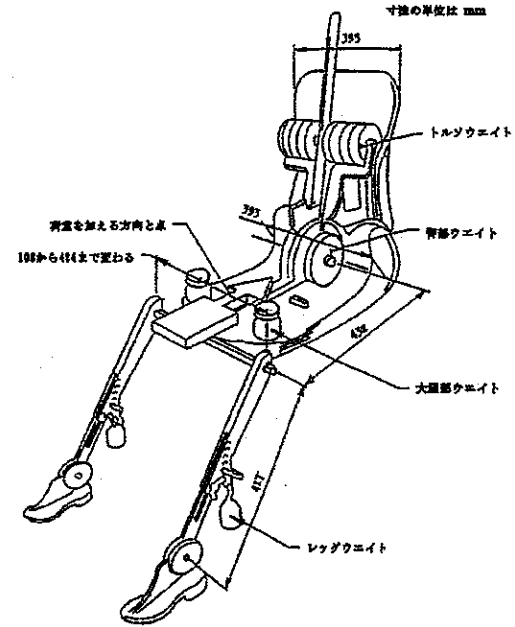
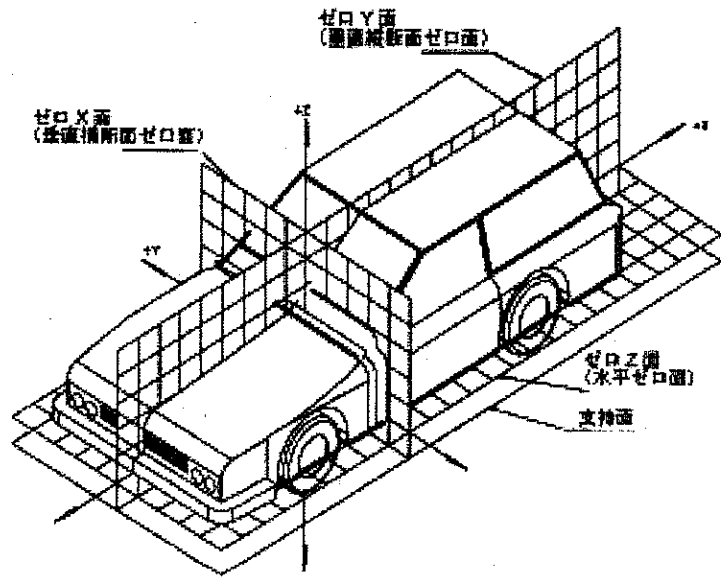


図 2 - 3 - DH測定装置のエレメントの寸法および荷重配分

別紙 3 - 付録 2
三次元基準システム
1. ~ 3. (略)

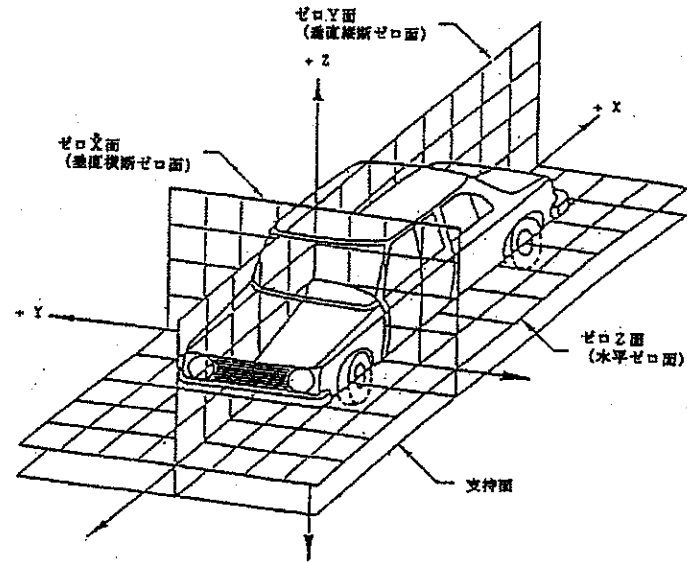
別紙 3 - 付録 2
三次元基準システム
1. ~ 3. (略)



図一三次元座標方式

別紙3-付録3 (略)

別紙4 頭部後傾抑止装置の高さ及び幅の決定



図一三次元座標方式

別紙3-付録3 (略)

別紙4 頭部後傾抑止装置の高さ及び幅の決定

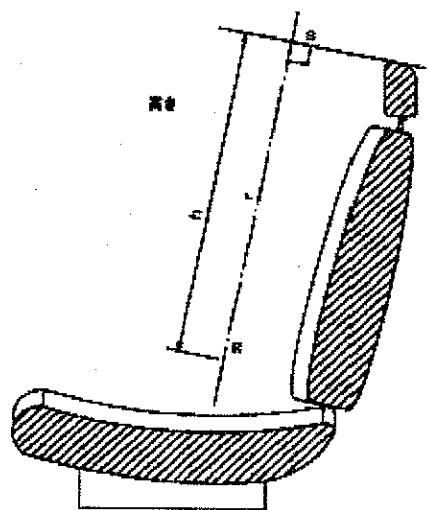


図1

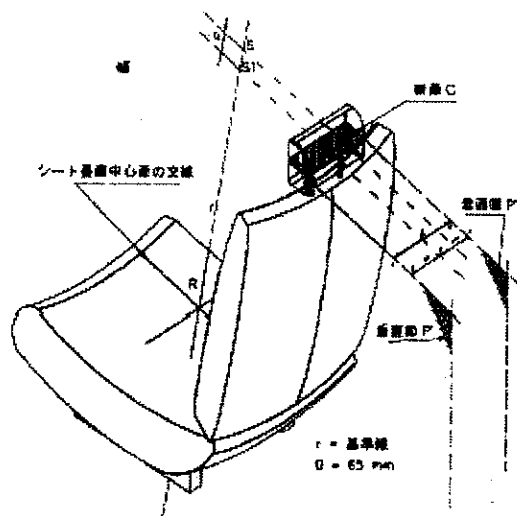


図2

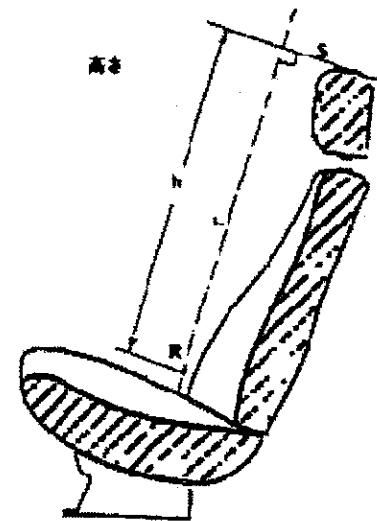


図1

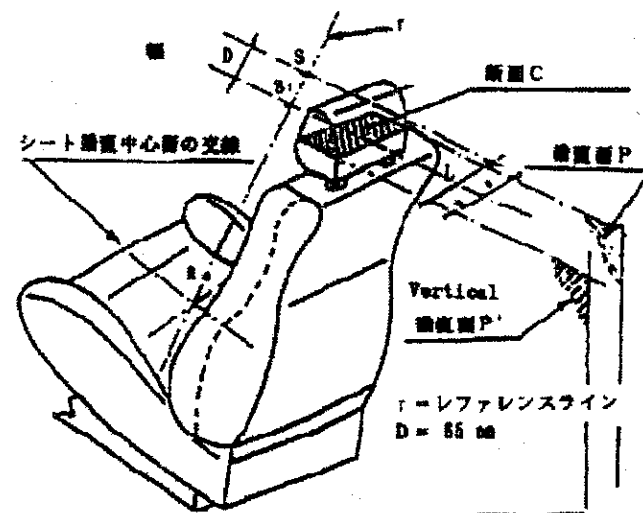
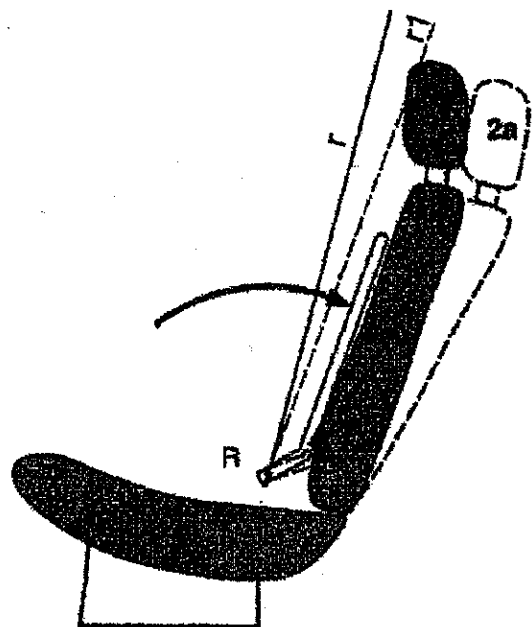


図2

別紙5

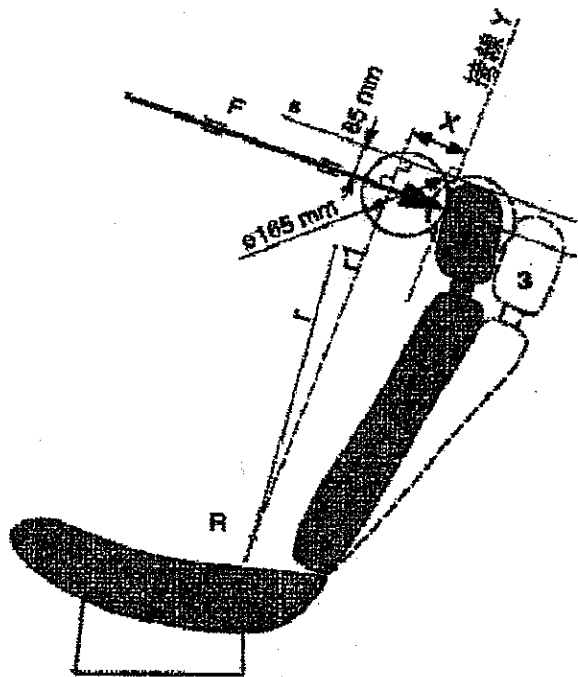
試験に用いる測定線の詳細



ステップ1

別紙5

試験に用いる測定線の詳細



ステップ 2

r : レファレンスライン

r1 : 補正レファレンスライン

1 : 初期位置

2 a : Rポイントまわりに237Nmのモーメントが生じるような荷重を人体模型のバックを模擬した部品を介して後方に加えることによって移動した位置。これにより補正レファレンスライン(r1)が決定される。

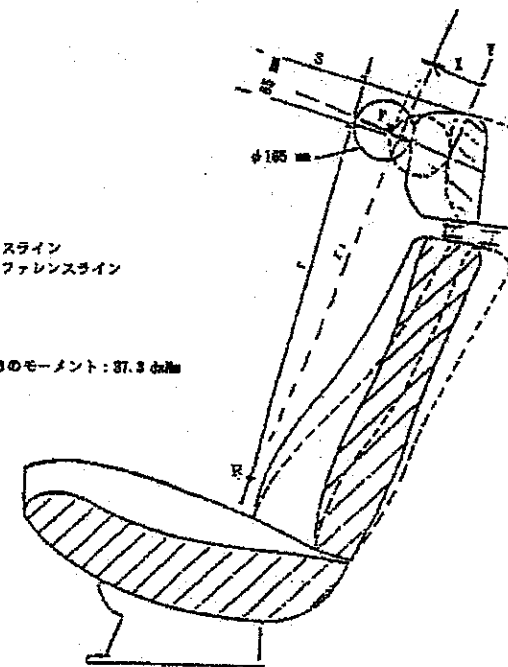
2 b : Rポイントまわりに373Nmのモーメントが生じるような荷重を、直径165mmの頭部模型を介して頭部後傾抑止装置の上端から65mm下方に位置する補正レファレンスライン(r1)に対して直角に加えた場合の位置

3 : 直径165mmの頭部模型を介して890Nまで加えた場合の位置

別紙 6～9 (略)

別添 1 6 頭部後傾抑止装置の装置型式指定基準

1. (略)



r : レファレンスライン
r1 : 変位したレファレンスライン

FによるR点回りのモーメント : 37.3 daNm

別紙 6～9 (略)

別添 1 6 頭部後傾抑止装置の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1.～2.10. (略)

3.3. 次のものを試験を実施する試験機関に提示するものとする。

3.4.～4.2. (略)

5. 型式指定番号の指定等

5.1. 国土交通大臣は、本指定基準に基づき申請された頭部後傾抑止装置が本指定基準6.及び7.の基準に適合している場合には、当該自動車の型式に対し型式指定を行うものとする。

6. 要件

6.1.～6.4.4. (略)

6.4.5. 6.4.2.及び6.4.3.1.に定める高さは、前部座席以外の座席（自動車の側面と隣接する座席を除く。）に装着される頭部後傾抑止装置にあつては、700mm未満の高さであつてはならない。

6.5.～6.6. (略)

6.6.1. 高さの調節機構を有する頭部後傾抑止装置は、調節機構を最低位置にした場合、ギャップがシートバックの上端から25mmを超えてはならない。

6.6.2.～6.6.2.1. (略)

6.6.2.2. レファレンスラインの中心面から左右85mmの点を通る2つの垂直縦方向面の間のエリア内において、7.4.3.4.に定める追加試験後、4.4.3.6.に規定する要件に適合するものは、その形状に関わらず、7.5.に規定する測定方法で60mmを超える距離「a」のギャップが複数あつてもよい。

6.6.3. 高さの調節機構を有する頭部後傾抑止装置は、7.4.3.4.に定める追加試験後、7.4.3.6.に規定する要件に適合するものは、その形状に関わらず、7.5.に規定する測定方法で60mmを超える距離「a」のギャップが頭部後傾抑止装置としての機能を有する装置の部分に複数あつてもよい。

2. 定義

2.1.～2.10. (略)

3.3. 次のものを提示するものとする。

3.4.～4.2. (略)

5. 型式指定番号の指定等

5.1. 国土交通大臣は、本指定基準に基づき申請された頭部後傾抑止装置が本指定基準6.及び7.の基準に適合している場合には、当該自動車の型式に対し形式指定を行うものとする。

6. 要件

6.1.～6.4.4. (略)

6.4.5. 6.4.2.及び6.4.3.1.に定める高さは、前部座席以外の座席（自動車の側面と隣接する座席を除く。）に装着される頭部後傾抑止装置にあつては、700mm未満の高さとすることができる。

6.5.～6.6. (略)

6.6.1. 高さの調節機構を有する頭部後傾抑止装置は、調節機構を最低位置にした場合、シートバックの上端から25mmを超えてはならない。

6.6.2.～6.6.2.1. (略)

6.6.2.2. レファレンスラインの中心面から左右85mmの点を通る2つの垂直縦方向面の間のエリア内において、7.4.3.4.に定める追加試験後、7.4.3.6.に規定する要件に適合するものは、その形状に関わらず、7.5.に規定する60mmを超える距離「a」のギャップが複数あつてもよい。

6.6.3. 高さの調節機構を有する頭部後傾抑止装置は、7.4.3.4.に定める追加試験後、7.4.3.6.に規定する要件に適合するものは、その形状に関わらず、7.5.に規定する60mmを超える距離「a」のギャップが頭部後傾抑止装置としての機能を有する装置の部分に複数あつてもよい。

6.7.～6.10. (略)

7. 試験

7.1. 頭部後傾抑止装置が座席に装着されている場合、Rポイントの決定は、別紙3によるものとする。

7.2.～7.2.1. (略)

7.2.2. 成人男子50パーセントイル人体模型又は別紙3による人体模型を座席の標準位置に着座させる。シートバックの角度が調整できるものにあつては、人体模型のトルソ・レファレンスラインが垂直位置から後方に、可能な限り25°傾斜させた位置となるようシートバックを固定する。

7.2.3.～7.3.2. (略)

7.3.3. 頭部後傾抑止装置の幅は、必要に応じ座席のレファレンスポイント上のレファレンスラインより635mm上方の位置においても測定しなければならない。この測定距離はレファレンスラインに沿って測定する。

7.4.～7.4.3.4.1. (略)

7.4.3.4.2. 6.6.2.及び6.6.3.に該当する頭部後傾抑止装置にあつては、直径165mmの球体を用いて各ギャップに以下の荷重を加えて試験を再度実施する。
Rポイントまわりに373Nmのモーメントが生じるような荷重をレファレンスラインに平行する横断面に沿ったギャップの断面の最小部の重心に加える。

7.4.3.5. (略)

7.4.3.6. 接線Yと補正したレファレンスラインとの距離Xを求める。6.8.に規定する要件は、距離Xが102mm未満であれば適合とする。

7.4.3.7.～9.1. (略)

10. 頭部後傾抑止装置の型式の変更承認等

10.1. (略)

10.1.1. 当該変更が頭部後傾抑止装置に著しい悪影響を及ぼすおそれがなく引き続き

6.7.～6.10. (略)

7. 試験

7.1. 頭部後傾抑止装置が座席に装着されている場合、レファレンスポイント（ヒップポイント）の決定は、別紙3によるものとする。

7.2.～7.2.1. (略)

7.2.2. 成人男子50パーセントイル人体模型又は別紙3による人体模型を座席の標準位置に着座させる。シートバックの角度が調整できるものにあつては、人体模型のトルソ・レファレンスラインが垂直位置から後方に、可能な限り25°傾斜させた位置となるようシートバックを固定するものとする。

7.2.3.～7.3.2. (略)

7.3.3. 頭部後傾抑止装置の幅は、必要に応じ座席のレファレンスポイント上のレファレンスラインより635mm上方の位置においても測定しなければならない。この測定距離はレファレンスラインに沿って測定するものとする。

7.4.～7.4.3.4.1. (略)

7.4.3.4.2. 6.6.2.及び6.6.3.に該当する頭部後傾抑止装置にあつては、直径165mmの球体を用いて各ギャップに以下の荷重を加えて試験を再度実施するものとする。
Rポイントまわりに373Nmのモーメントが生じるような荷重をレファレンスラインに平行する横断面に沿ったギャップの断面の最小部の重心に加える。

7.4.3.5. (略)

7.4.3.6. 接線Yと補正したレファレンスラインR1との距離Xを求める。6.8.に規定する要件は、距離Xが102mm未満であれば適合するものとする。

7.4.3.7.～9.1. (略)

10. 頭部後傾抑止装置の型式の変更承認等

10.1. (略)

10.1.1. 当該変更が頭部後傾抑止装置に著しい悪影響を及ぼすおそれがなく引き続き

本指定基準に適合しているが判断できる場合には、試験は実施しない。

10.1.2. 判断することが困難な場合には、試験機関に試験報告書を要求することができるものとする。

11.～12. (略)

別紙1～2 (略)

別紙3

1.～4.3. (略)

4.4. 三次元マネキンが接触する着座位置の範囲は、十分な大きさと適当な生地のもスリンコットン (18.9糸/cm^2 かつ 0.228kg/m^2) 又は同時の特性をもつメリヤス若しくは不織布で被うものとする。試験を試験自動車以外の座席で行う場合には、座席を置く床は、その座席を使用する予定の試験自動車の床と同じ本質的特性(注2)をもつものとする。

4.5.～4.16.2. (略)

付録1～3 (略)

別紙4～5 (略)

別紙6 衝撃吸収の手順

1. 座席等の固定方法、記録装置及び試験手順

1.1.～1.4.1.3. (略)

1.4.2. 頭部模型を試験品に速度 24.1km/h 以上で衝撃を加えなければならない。この速度は単なる推進エネルギー又は補助装置を用いて発生させるものとする。

2.～3.2. (略)

別紙7 (略)

本指定基準に適合しているが判断できる場合には、試験は実施しない。ただし、判断することができない場合には、試験機関は試験報告書要求できるものとする。

11.～12. (略)

別紙1～2 (略)

別紙3

1.～4.3. (略)

4.4. 三次元マネキンが接触する着座位置の範囲は、十分な大きさと適当な生地のもスリン (18.9糸/cm^2 かつ 0.228kg/m^2) コットン又は同時の特性をもつメリヤス若しくは不織布で被うものとする。試験を試験自動車以外の座席で行う場合には、座席を置く床は、その座席を使用する予定の試験自動車の床と同じ本質的特性(注2)をもつものとする。

4.5.～4.16.2. (略)

付録1～3 (略)

別紙4～5 (略)

別紙6 衝撃吸収の手順

1. 座席等の固定方法、記録装置及び試験手順

1.1.～1.4.1.3. (略)

1.4.2. 頭部模型を試験品に速度 24.1km/h で衝撃を加えなければならない。この速度は単なる推進エネルギー又は補助装置を用いて発生させるものとする。

2.～3.2. (略)

別紙7 (略)

別添17 (略)

別添18 乗降口の扉の開放防止装置の装置型式指定基準

1.~2. (略)

3. 指定の申請

3.1.~3.3.2. (略)

3.4. 型式を申請する装置を代表する自動車を試験を実施する試験機関に提示するものとする

4. 型式指定番号の指定等

4.1~4.4.2. (略)

4.5. 本指定基準に基づき型式指定を受けた自動車が、装置型式指定実施要領第8に規定する指定基準であって装置指定規則第5条に規定する特定装置（システム装置に限る。）に係るものに基づき型式の指定を受ける場合には、4.4.1.に規定する指定を示す表示は1つ表示すればよいものとする。
この場合において、4.4.1.に規定する指定を示す表示の右側にそれぞれの指定基準に係る協定規則の番号を縦に表示するものとする。

4.6.~4.8. (略)

5. 要件

5.1~5.2. (略)

5.2.1. 縦方向負荷

ドアロック及びストライカは、ハーブロックの場合に444daN及びフルロックの場合に1,111daNの縦方向負荷に耐えるものでなければならない。(別紙3付録図2参照)

5.2.3.~6. (略)

7. 車両型式の変更

7.1. (略)

別添17 (略)

別添18 乗降口の扉の開放防止装置の装置型式指定基準

1.~2. (略)

3. 指定の申請

3.1.~3.3.2. (略)

3.4. 型式を申請する装置を代表する自動車を提示するものとする

4. 型式指定番号の指定等

4.1~4.4.2. (略)

4.5. 本指定基準に基づき型式指定を受けた自動車が、装置型式指定実施要領第7に規定する指定基準であって装置指定規則第5条に規定する特定装置（システム装置に限る。）に係るものに基づき型式の指定を受ける場合には、4.4.1.に規定する指定を示す表示は1つ表示すればよいものとする。
この場合において、4.4.1.に規定する指定を示す表示の右側にそれぞれの指定基準に係る協定規則の番号を縦に表示するものとする。

4.6.~4.8. (略)

5. 要件

5.1~5.2. (略)

5.2.1. 縦方向負荷

ドアロック及びストライカは、ハーブロックの場合に444daN及びフルロックの場合に1,111daNの縦方向負荷に耐えるものでなければならない。(別紙3の図2参照)

5.2.3.~6. (略)

7. 車両型式の変更

7.1. (略)

7.2. 国土交通大臣は、当該変更がドアの性能に著しい悪影響を及ぼすおそれがなく、かつ、当該自動車型式が引き続き本指定基準に適合していることが判断できない場合には、試験を実施する試験機関に試験報告書を要求することができる。

8.～10. (略)

別紙1～別紙2 (略)

別紙3 ドアロックシステム及びドア保持装置の試験方法

1.～1.7. (略)

2. ドア1つに対する保持装置1組の試験方法

2.1. (略)

2.1.1. (略) (付録図1参照)

2.1.2.～2.2. (略)

2.2.1. (略) (付録図1参照)

2.2.2.～3.1. (略)

3.1.1. (略) (付録図2参照)

3.1.1.1.～3.2. (略)

3.2.1. (略) (付録図2参照)

3.2.1.1.～3.3. (略)

3.3.1. (略) (付録図3参照)

3.3.1.1.～3.4. (略)

3.4.1. (略) (付録図3参照)

3.4.1.1.～4.1. (略)

7.2. 国土交通大臣は、当該変更がドアの性能に著しい悪影響を及ぼすおそれがなく、かつ、当該自動車型式が引き続き本指定基準に適合していることが判断できない場合には、試験を再度実施することができる。

8.～10. (略)

別紙1～別紙2 (略)

別紙3 ドアロックシステム及びドア保持装置の試験方法

1.～1.7. (略)

2. ドア1つに対する保持装置1組の試験方法

2.1. (略)

2.1.1. (略) (図1参照)

2.1.2.～2.2. (略)

2.2.1. (略) (図1参照)

2.2.2.～3.1. (略)

3.1.1. (略) (図2参照)

3.1.1.1.～3.2. (略)

3.2.1. (略) (図2参照)

3.2.1.1.～3.3. (略)

3.3.1. (略) (図3参照)

3.3.1.1.～3.4. (略)

3.4.1. (略) (図3参照)

3.4.1.1.～4.1. (略)

別紙3 (付録) (略)

別添18～25 (略)

別添26 車幅灯の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1.～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、それぞれの灯火が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。

なお、電球の色又はフィルターの色のみが異なるものは同一型式と見なす。

2.6.1 (略)

2.6.2. 光学システムの特性 (光度レベル、配光角度及び使用する電球又は光源モジュールの種類等)

2.7. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を、光源モジュールにあつては固有の識別記号を明記するものとする。

3.2.2. (略)

3.2.3. (略)

別紙3 (付録) (略)

別添18～25 (略)

別添26 車幅灯の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1.～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、車幅灯が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。

2.6.1. (略)

2.6.2. 光学システムの特性 (光度レベル、配光角度及び使用する電球の種類等)

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を明記するものとする。

3.2.2. (略)

3.2.3. (略)

3.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 非電球交換型以外の装置にあつては、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号又は光源モジュールの固有の識別記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型又は光源モジュールの装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.5. (略)

4.6. 光源モジュールには、次の4.6.1.から4.6.3.までの記号を表示するものとする。

4.6.1. 申請者の商号又は商標の表示。ただし、明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法によること。

4.6.2. 光源モジュールの固有の識別記号。

識別記号は、「MODULE」を表す「MD」の文字に型式指定番号を続けたものとする。識別記号は3.2.2.項に規定する図面に示すものとする。

なお、光源モジュールの型式指定番号と光源モジュールが使用される装置の型式指定番号は同一である必要はないが、同一の申請者によるものとする。

4.6.3. 定格電圧及び定格消費電力

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.3. (略)

6.4. 光源モジュール

6.4.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるもので

3.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 電球交換型の装置には、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型の装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.5. (略)

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.3. (略)

なければならない。

6.4.2. 光源モジュールは、改造防止対策が施された構造でなければならない。

6.5. 1つ以上の赤外光放射装置が取り付けられている車幅灯は、当該放射装置が作動しているかどうかにかかわらず、当該灯火の光度及び色の要件に適合しなければならない。

7. (略)

8. 試験手順

8.1. ~ 8.2.2. (略)

8.3. 見かけの表面は灯火装置の基準軸方向により決定する。

9. ~ 13. (略)

別紙1 (略)

別紙2

⌋ (略)

車幅灯の装置型式指定基準に基づく車幅灯に係る
型式の指定^{#2}
指定の変更承認
指定の拒否
指定の取消し
生産の中止
について

concerning:2/ APPROVAL GRANTED

APPROVAL EXTENDED

APPROVAL REFUSED

APPROVAL WITHDRAWN

PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED

of a type of device pursuant to Regulation No. 7

型式指定番号.....

変更承認番号.....

7. (略)

8. 試験手順

8.1. ~ 8.2.2. (略)

9. ~ 13. (略)

別紙1 (略)

別紙2 通知

⌋ (略)

車幅灯の装置型式指定基準に基づく車幅灯に係る
型式の指定^{#2}
指定の変更承認
指定の拒否
指定の取消し
生産の中止
について

concerning:2/ APPROVAL GRANTED

APPROVAL EXTENDED

APPROVAL REFUSED

APPROVAL WITHDRAWN

PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED

of a type of:
pursuant to Regulation No. 7

指定番号.....

変更承認番号.....

Approval No.

Extension No.

- 1. ~2. (略)
- 3. 指定製作者等の名称及び所在地.....
Manufacturer's name and address:
- 4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地 (該当する場合)
If applicable, name and address of the manufacturer's representative:
- 5. ~6. (略)
- 7. 試験成績書発行日.....
Date of test report issued by that service:
- 8. 試験成績書番号.....
Number of test report issued by that service:
- 9. 簡単な説明：注3
該当する特定装置の表示灯による種類の記載
取付位置類 室外取付型/室内取付型/室外・室内両用 注2
発光色：白色又は淡黄色 注2
電球の数及び種類
特殊電源による光源への印可電圧
追加される電源供給システムの有無 有/無 注2
電源供給システムの説明
交換電源：サイクル：ピーク電圧：有効電圧：
光源モジュール 有/無 注2
光源モジュールの固有の識別記号
幾何学的取付位置及び取付方法の条件 (該当する場合)
取付け高さが地上750mm以下に 限定される/限定されない 注2

Concise description: 3/
By category of lamps:
For mounting either outside or inside or both 2/
Colour of light emitted: red /selective yellow / white 2/
Number and category(ies) of filament lamp(s):
Special supply voltage:Volts
Application of additional supply system yes/no 2/
Specification of this supply system

Approval No.

Extension No.

- 1. ~2. (略)
- 3. 指定製作者等の名称と所在地.....
Manufacturer's name and address:
- 4. 指定製作者等の代理人の名称と所在地.....
If applicable, name and address of the manufacturer's representative:
- 5. ~6. (略)
- 7. 試験成績書発行日.....
Date of test report:
- 8. 試験成績書番号.....
Number of test report
- 9. 簡単な説明：
該当する特定装置の表示灯による種類の記載
取付位置類
発光色：白色又は淡黄色 (注2)
電球の数及び種類
定格電圧 (非電球交換型灯火の場合)
追加される電源供給システムの有無
電源供給システムの説明
変圧器：サイクル、ピーク電圧、有効電圧、
特記事項等

装置の取り付け高さが地上750mm以上/以下

Concise description: 3/
By category of lamps:
For mounting either outside or inside or both 2/
Colour of light emitted: red /selective yellow / white 2/
Number and category of filament lamp(s):
Special supply voltage:Volts
Application of additional supply system yes/no 2/
Specification of this supply system

Switched power supply:

Duty cycle: peak to peak voltage: and/or effective voltageVolts

Light source module yes/no 2/

Light source module specific identification code.....

Geometrical conditions of installation and relating variations ; If any:

Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/ no 2/

10. 型式指定番号等の表示位置.....

Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定/変更承認/指定の拒否/指定の取消し 注2

Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

13. ~15. (略)

16. 型式指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。

これは、要望があれば交付する。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1 ~注2 (略)

注3 非交換式光源を使用する灯火は、光源の数と総ワット数を記載する。

3/For lamps with non-replaceable light sources indicate the number and the total wattage of the light sources.

別紙3 型式指定番号等の表示例

車幅灯

{ (略)

2. (略)

3. 光源モジュール

Switched power supply:

Duty cycle: peak to peak voltage: and/or effective voltageVolts

Geometrical conditions of installation and relating variations

If any:

Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/ no “

10. 型式指定番号の位置.....

Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定/変更/拒否/取消し (注2)

Approval granted/refused / extended/withdrawn: 2/

13. ~15. (略)

16. 指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。

要望があれば入手できる。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1 ~注2 (略)

別紙3 型式指定番号等の表示例

車幅灯

{ (略)

2. (略)

MD E 4 3 1 7 3 2 5

上記の識別記号を表示した光源モジュールは、日本国（43）で17325という指定番号によって指定された装置と共に指定された光源モジュールを示している。

別紙4～7 (略)

別添27 尾灯の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1.～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、それぞれの灯火が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。

なお、電球の色又はフィルターの色のみが異なるものは同一型式と見なす。

2.6.1 (略)

2.6.2. 光学システムの特長（光度レベル、配光角度及び使用する電球又は光源モジュールの種類等）

2.7. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を、光源モジュールにあつては固有の識別記号を明記するものとする。

別紙4～7 (略)

別添27 尾灯の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1.～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、それぞれの灯火が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。

2.6.1. (略)

2.6.2. 光学システムの特長（光度レベル、配光角度及び使用する電球の種類等）

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を明記するものとする。

3.2.2. (略)

3.2.3. (略)

3.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 非電球交換型以外の装置にあっては、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号又は光源モジュールの固有の識別記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型又は光源モジュールの装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.5. (略)

4.6. 光源モジュールには、次の4.6.1.から4.6.3.までの記号を表示するものとする。

4.6.1. 申請者の商号又は商標の表示。ただし、明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法によること。

4.6.2. 光源モジュールの固有の識別記号。
識別記号は、「MODULE」を表す「MD」の文字に型式指定番号を続けたものとする。識別記号は3.2.2.項に規定する図面に示すものとする。

なお、光源モジュールの型式指定番号と光源モジュールが使用される装置の型式指定番号は同一である必要はないが、同一の申請者によるものとする。

4.6.3. 定格電圧及び定格消費電力

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.3. (略)

3.2.2. (略)

3.2.3. (略)

3.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 電球交換型の装置には、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型の装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.5. (略)

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.3. (略)

6.4. 光源モジュール

6.4.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

6.4.2. 光源モジュールは、改造防止対策が施された構造でなければならない。

7. (略)

8. 試験手順

8.1. ~8.3. (略)

8.3. 見かけの表面は灯火装置の基準軸方向により決定する。

9. ~13. (略)

別紙1 (略)

別紙2

} (略)

尾灯の装置型式指定基準に基づく尾灯に係る
型式の指定^{#2}
指定の変更承認
指定の拒否
指定の取消し
生産の中止
について

concerning:2/ APPROVAL GRANTED
APPROVAL EXTENDED
APPROVAL REFUSED
APPROVAL WITHDRAWN
PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED
of a type of device pursuant to Regulation No. 7

型式指定番号.....
Approval No.

変更承認番号.....
Extension No.

7. (略)

8. 試験手順

8.1. ~8.2.2. (略)

9. ~13. (略)

別紙1 (略)

別紙2 通知

} (略)

尾灯の装置型式指定基準に基づく尾灯に係る
型式の指定^{#2}
指定の変更承認
指定の拒否
指定の取消し
生産の中止
について

concerning:2/ APPROVAL GRANTED
APPROVAL EXTENDED
APPROVAL REFUSED
APPROVAL WITHDRAWN
PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED.
of a type of:
pursuant to Regulation No. 7

指定番号.....
Approval No.

変更承認番号.....
Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称及び所在地.....
Manufacturer's name and address:

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地 (該当する場合).....
If applicable, name and address of the manufacturer's representative:

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....
Date of test report issued by that service:

8. 試験成績書番号.....
Number of test report issued by that service:

9. 簡単な説明: 注3
該当する特定装置の表示灯による種類の記載
取付位置類 室外取付型/室内取付型/室外・室内両用 注2
発光色: 赤色
電球の数及び種類
特殊電源による光源への印可電圧
追加される電源供給システムの有無 有/無 注2
電源供給システムの説明
交換電源: サイクル: ピーク電圧: 有効電圧:
光源モジュール 有/無 注2
光源モジュールの固有の識別記号
幾何学的取付位置及び取付方法の条件 (該当する場合)
取付け高さが地上750mm以下に 限定される/限定されない 注2

Concise description: 3/
By category of lamps:
For mounting either outside or inside or both 2/
Colour of light emitted: red /selective yellow / white 2/
Number and category(ies) of filament lamp(s):
Special supply voltage:Volts
Application of additional supply system yes/no 2/
Specification of this supply system
Switched power supply:

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称と所在地.....
Manufacturer's name and address:

4. 指定製作者等の代理人の名称と所在地.....
If applicable, name and address of the manufacturer's representative:

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....
Date of test report:

8. 試験成績書番号.....
Number of test report

9. 簡単な説明:
該当する特定装置の表示灯による種類の記載
取付位置類
発光色: 赤色
電球の数及び種類
定格電圧 (非電球交換型灯火の場合)
追加される電源供給システムの有無
電源供給システムの説明
変圧器: サイクル、ピーク電圧、有効電圧、
特記事項等

装置の取り付け高さが地上750mm以上/以下

Concise description: 3/
By category of lamps:
For mounting either outside or inside or both 2/
Colour of light emitted: red /selective yellow / white 2/
Number and category of filament lamp(s):
Special supply voltage:Volts
Application of additional supply system yes/no 2/
Specification of this supply system
Switched power supply:

Duty cycle: peak to peak voltage: and/or effective voltageVolts

Light source module yes/no 2/

Light source module specific identification code.....

Geometrical conditions of installation and relating variations ; If any:

Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/ no 2/

10. 型式指定番号等の表示位置.....

Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定/変更承認/指定の拒否/指定の取消し 注2

Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

13. ~15. (略)

16. 型式指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
これは、要望があれば交付する。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1~注2 (略)

注3 非交換式光源を使用する灯火は、光源の数と総ワット数を記載する。

3/For lamps with non-replaceable light sources indicate the number and the total wattage of the light sources.

別紙3 型式指定番号等の表示例

尾灯

1. (略)

2. (略)

3. 光源モジュール

MD E 4 3 1 7 3 2 5

Duty cycle: peak to peak voltage: and/or effective voltageVolts

Geometrical conditions of installation and relating variations

If any:

Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/ no 2/

10. 型式指定番号の位置.....

Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定/変更/拒否/取消し(注2)

Approval granted/refused / extended/withdrawn: 2/

13. ~15. (略)

16. 指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
要望があれば入手できる。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1~注2 (略)

別紙3 型式指定番号等の表示例

尾灯

1. (略)

2. (略)

上記の識別記号を表示した光源モジュールは、日本国（43）で17325という指定番号によって指定された装置と共に指定された光源モジュールを示している。

別紙4～7 (略)

別添28 制動灯の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1.～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、それぞれの灯火が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。

なお、電球の色又はフィルターの色のみが異なるものは同一型式と見なす。

2.6.1 (略)

2.6.2. 光学システム特性（光度レベル、配光角度及び使用する電球又は光源モジュールの種類等）

2.6.3 (略)

2.7. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を、光源モジュールにあつては固有の識別記号を明記するものとする。

別紙4～7 (略)

別添28 制動灯の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1.～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、それぞれの灯火が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。

2.6.1. (略)

2.6.2. 光学システム特性（光度レベル、配光角度及び使用する電球の種類等）

2.6.3. (略)

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を明記するものとする。

3.2.2.～3.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 非電球交換型以外の装置にあっては、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号又は光源モジュールの固有の識別記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型又は光源モジュールの装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.5. (略)

4.6. 光源モジュールには、次の4.6.1.から4.6.3.までの記号を表示するものとする。

4.6.1. 申請者の商号又は商標の表示。ただし、明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法によること。

4.6.2. 光源モジュールの固有の識別記号。

識別記号は、「MODULE」を表す「MD」の文字に型式指定番号を続けたものとする。識別記号は3.2.2.項に規定する図面に示すものとする。

なお、光源モジュールの型式指定番号と光源モジュールが使用される装置の型式指定番号は同一である必要はないが、同一の申請者によるものとする。

4.6.3. 定格電圧及び定格消費電力

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.2. (略)

6.4. 光源モジュール

6.4.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

3.2.2.～3.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 電球交換型の装置には、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型の装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.5. (略)

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.2. (略)

6.4.2. 光源モジュールは、改造防止対策が施された構造でなければならない。

7. (略)

8. 試験手順

8.1. ~8.3. (略)

8.4. 見かけの表面は灯火装置の基準軸方向により決定する。

9. ~13. (略)

別紙 1 (略)

別紙 2

} (略)

制動灯の装置型式指定基準に基づく制動灯に係る
型式の指定^{#2}
指定の変更承認
指定の拒否
指定の取消し
生産の中止
について

concerning:2/ APPROVAL GRANTED
APPROVAL EXTENDED
APPROVAL REFUSED
APPROVAL WITHDRAWN
PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED
of a type of device pursuant to Regulation No. 7

型式指定番号.....
Approval No.

変更承認番号.....
Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称及び所在地.....

7. (略)

8. 試験手順

8.1. ~8.3. (略)

9. ~13. (略)

別紙 1 (略)

別紙 2 通知

} (略)

制動灯の装置型式指定基準に基づく制動灯に係る
型式の指定^{#2}
指定の変更承認
指定の拒否
指定の取消し
生産の中止
について

concerning:2/ APPROVAL GRANTED
APPROVAL EXTENDED
APPROVAL REFUSED
APPROVAL WITHDRAWN
PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED
of a type of
pursuant to Regulation No. 7

指定番号.....
Approval No.

変更承認番号.....
Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称と所在地.....

Manufacturer's name and address:

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地 (該当する場合)

If applicable, name and address of the manufacturer's representative:

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日

Date of test report issued by that service:

8. 試験成績書番号

Number of test report issued by that service:

9. 簡単な説明: 注3

該当する特定装置の表示灯による種類の記載

取付位置類 室外取付型/室内取付型/室外・室内両用 注2

発光色: 赤色

電球の数及び種類

特殊電源による光源への印可電圧

追加される電源供給システムの有無 有/無 注2

電源供給システムの説明

交換電源: サイクル: ピーク電圧: 有効電圧:

光源モジュール 有/無 注2

光源モジュールの固有の識別記号

幾何学的取付位置及び取付方法の条件 (該当する場合)

取付け高さが地上750mm以下に 限定される/限定されない 注2

Concise description: 3/

By category of lamps:

For mounting either outside or inside or both 2/

Colour of light emitted: red /selective yellow / white 2/

Number and category(ies) of filament lamp(s):

Special supply voltage:Volts

Application of additional supply system yes/no 2/

Specification of this supply system

Switched power supply:

Duty cycle: peak to peak voltage: and/or effective

voltageVolts

Light source module yes/no 2/

Light source module specific identification code.....

Manufacturer's name and address:

4. 指定製作者等の代理人の名称と所在地

If applicable, name and address of the manufacturer's representative:

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日

Date of test report:

8. 試験成績書番号

Number of test report

9. 簡単な説明:

該当する特定装置の表示灯による種類の記載

取付位置類

発光色: 赤色

電球の数及び種類

定格電圧 (非電球交換型灯火の場合)

追加される電源供給システムの有無

電源供給システムの説明

変圧器: サイクル、ピーク電圧、有効電圧、

特記事項等

装置の取り付け高さが地上750mm以上/以下

Concise description: 3/

By category of lamps:

For mounting either outside or inside or both 2/

Colour of light emitted: red /selective yellow / white 2/

Number and category of filament lamp(s):

Special supply voltage:Volts

Application of additional supply system yes/no 2/

Specification of this supply system

Switched power supply:

Duty cycle: peak to peak voltage: and/or effective

voltageVolts

Geometrical conditions of installation and relating variations ; If any:

Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/ no 2/

10. 型式指定番号等の表示位置.....

Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定/変更承認/指定の拒否/指定の取消し 注2

Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

13. ~15. (略)

16. 型式指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。

これは、要望があれば交付する。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1 ~注2 (略)

注3 非交換式光源を使用する灯火は、光源の数と総ワット数を記載する。

3/For lamps with non-replaceable light sources indicate the number and the total wattage of the light sources.

別紙3 型式指定番号等の表示例

制動灯

1. (略)

2. (略)

3. 光源モジュール

MD E 4 3 1 7 3 2 5

上記の識別記号を表示した光源モジュールは、日本国(43)で17325という指定番号によって指定された装置と共に指定された光源モジュールを示している。

Geometrical conditions of installation and relating variations

If any:

Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/ no “

10. 型式指定番号の位置.....

Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定/変更/拒否/取消し(注2)

Approval granted/refused / extended/withdrawn: 2/

13. ~15. (略)

16. 指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。

要望があれば入手できる。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1 ~注2 (略)

別紙3 型式指定番号等の表示例

制動灯

1. (略)

2. (略)

別紙4～7 (略)

別添29 補助制動灯の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1.～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、それぞれの灯火が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。

なお、電球の色又はフィルターの色のみが異なるものは同一型式と見なす。

2.6.1 (略)

2.6.2. 光学システム特性(光度レベル、配光角度及び使用する電球又は光源モジュールの種類等)

2.7. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。

3. 定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を、光源モジュールにあつては固有の識別記号を明記するものとする。

車室内に当該装置を備える場合は、後部窓ガラスの光学特性(ガラスの透過率、色、傾斜等)の仕様を明記する。

3.2.2.～3.4. (略)

4. 特定装置の表示等

別紙4～7 (略)

別添29 補助制動灯の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1.～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、それぞれの灯火が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。

2.6.1. (略)

2.6.2. 光学システム特性(光度レベル、配光角度及び使用する電球の種類等)

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を明記するものとする。

車室内に当該装置を備える場合は、後部窓ガラスの光学特性(ガラスの透過率、色等)の仕様を明記する。

3.2.2.～3.4. (略)

4. 特定装置の表示等

- 4.1. (略)
- 4.2. 非電球交換型以外の装置にあつては、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号又は光源モジュールの固有の識別記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。
- 4.3. (略)
- 4.4. 非電球交換型又は光源モジュールの装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。
- 4.5. (略)
- 4.6. 光源モジュールには、次の4.6.1.から4.6.3.までの記号を表示するものとする。
- 4.6.1. 申請者の商号又は商標の表示。ただし、明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法によること。
- 4.6.2. 光源モジュールの固有の識別記号。
識別記号は、「MODULE」を表す「MD」の文字に型式指定番号を続けたものとする。識別記号は3.2.2.項に規定する図面に示すものとする。
なお、光源モジュールの型式指定番号と光源モジュールが使用される装置の型式指定番号は同一である必要はないが、同一の申請者によるものとする。
- 4.6.3. 定格電圧及び定格消費電力
5. (略)
6. 一般規定
- 6.1.～6.2. (略)
- 6.4. 光源モジュール
- 6.4.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。
- 6.4.2. 光源モジュールは、改造防止対策が施された構造でなければならない。
7. (略)

- 4.1. (略)
- 4.2. 電球交換型の装置には、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。
- 4.3. (略)
- 4.4. 非電球交換型の装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。
- 4.5. (略)
5. (略)
6. 一般規定
- 6.1.～6.2. (略)
7. (略)

8. 試験手順

8.1. ~8.3. (略)

8.4. 見かけの表面は灯火装置の基準軸方向により決定する。

9. ~13. (略)

別紙1 (略)

別紙2

{ (略)

補助制動灯の装置型式指定基準に基づく補助制動灯に係る
型式の指定²

指定の変更承認

指定の拒否

指定の取消し

生産の中止

について

concerning:2/ APPROVAL GRANTED

APPROVAL EXTENDED

APPROVAL REFUSED

APPROVAL WITHDRAWN

PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED

of a type of device pursuant to Regulation No. 7

型式指定番号.....

Approval No.

変更承認番号.....

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称及び所在地.....

Manufacturer's name and address:

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地 (該当する場合).....

If applicable, name and address of the manufacturer's representative:

8. 試験手順

8.1. ~8.3. (略)

9. ~13. (略)

別紙1 (略)

別紙2 通知

{ (略)

補助制動灯の装置型式指定基準に基づく補助制動灯に係る
型式の指定²

指定の変更承認

指定の拒否

指定の取消し

生産の中止

について

concerning:2/ APPROVAL GRANTED

APPROVAL EXTENDED

APPROVAL REFUSED

APPROVAL WITHDRAWN

PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED

of a type of:

pursuant to Regulation No. 7

指定番号.....

Approval No.

変更承認番号.....

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称と所在地.....

Manufacturer's name and address:

4. 指定製作者等の代理人の名称と所在地.....

If applicable, name and address of the manufacturer's representative:

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....
Date of test report issued by that service:

8. 試験成績書番号.....
Number of test report issued by that service:

9. 簡単な説明：注3

該当する特定装置の表示灯による種類の記載

取付位置類 室外取付型/室内取付型/室外・室内両用 注2

発光色：赤色

電球の数及び種類

特殊電源による光源への印可電圧

追加される電源供給システムの有無 有/無 注2

電源供給システムの説明

交換電源：サイクル：ピーク電圧：有効電圧：

光源モジュール 有/無 注2

光源モジュールの固有の識別記号

幾何学的取付位置及び取付方法の条件（該当する場合）

取付け高さが地上750mm以下に 限定される/限定されない 注2

Concise description: 3/

By category of lamps:

For mounting either outside or inside or both 2/

Colour of light emitted: red /selective yellow / white 2/

Number and category(ies) of filament lamp(s):

Special supply voltage:Volts

Application of additional supply system yes/no 2/

Specification of this supply system

Switched power supply:

Duty cycle: peak to peak voltage: and/or effective

voltageVolts

Light source module yes/no 2/

Light source module specific identification code.....

Geometrical conditions of installation and relating variations ; If any:

Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/ no 2/

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....
Date of test report:

8. 試験成績書番号.....
Number of test report

9. 簡単な説明：

該当する特定装置の表示灯による種類の記載

取付位置類

発光色：赤色

電球の数及び種類

定格電圧（非電球交換型灯火の場合）

追加される電源供給システムの有無

電源供給システムの説明

変圧器：サイクル、ピーク電圧、有効電圧、

特記事項等

装置の取り付け高さが地上750mm以上/以下

Concise description: 3/

By category of lamps:

For mounting either outside or inside or both 2/

Colour of light emitted: red /selective yellow / white 2/

Number and category of filament lamp(s):

Special supply voltage:Volts

Application of additional supply system yes/no 2/

Specification of this supply system

Switched power supply:

Duty cycle: peak to peak voltage: and/or effective

voltageVolts

Geometrical conditions of installation and relating variations

If any:

Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/ no “

10. 型式指定番号等の表示位置.....

Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定/変更承認/指定の拒否/指定の取消し 注2

Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

13. ~15. (略)

16. 型式指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
これは、要望があれば交付する。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1~注2 (略)

注3 非交換式光源を使用する灯火は、光源の数と総ワット数を記載する。

3/For lamps with non-replaceable light sources indicate the number and the total wattage of the light sources.

別紙3 型式指定番号等の表示例

補助制動灯

{ (略)

2. (略)

3. 光源モジュール

MD E 4 3 1 7 3 2 5

上記の識別記号を表示した光源モジュールは、日本国(43)で17325という指定番号によって指定された装置と共に指定された光源モジュールを示している。

別紙4~7 (略)

別添30 前部上側端灯の装置型式指定基準

10. 型式指定番号の位置.....

Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定/変更/拒否/取消し(注2)

Approval granted/refused / extended/withdrawn: 2/

13. ~15. (略)

16. 指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
要望があれば入手できる。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1~注2 (略)

別紙3 型式指定番号等の表示例

補助制動灯

{ (略)

2. (略)

別紙4~7 (略)

別添30 前部上側端灯の装置型式指定基準

1. (略)
2. 定義
 - 2.1. ~2.5.
 - 2.6. 同一型式の範囲
型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、それぞれの灯火が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。
なお、電球の色又はフィルターの色のみが異なるものは同一型式と見なす。
 - 2.6.1. (略)
 - 2.6.2. 光学システムの特性（光度レベル、配光角度及び使用する電球又は光源モジュールの種類等）
 - 2.7. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。
3. 指定の申請
 - 3.1. (略)
 - 3.2. (略)
 - 3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。
なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を、光源モジュールにあつては固有の識別記号を明記するものとする。
 - 3.2.2. (略)
 - 3.2.3. (略)
 - 3.3. (略)
4. 特定装置の表示等
 - 4.1. (略)

1. (略)
2. 定義
 - 2.1. ~2.5.
 - 2.6. 同一型式の範囲
型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、それぞれの灯火が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。
 - 2.6.1. (略)
 - 2.6.2. 光学システムの特性（光度レベル、配光角度及び使用する電球の種類等）
3. 指定の申請
 - 3.1. (略)
 - 3.2. (略)
 - 3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。
なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を明記するものとする。
 - 3.2.2. (略)
 - 3.2.3. (略)
 - 3.3. (略)
4. 特定装置の表示等
 - 4.1. (略)

4.2. 非電球交換型以外の装置にあつては、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号又は光源モジュールの固有の識別記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型又は光源モジュールの装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.5. (略)

4.6. 光源モジュールには、次の4.6.1.から4.6.3.までの記号を表示するものとする。

4.6.1. 申請者の商号又は商標の表示。ただし、明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法によること。

4.6.2. 光源モジュールの固有の識別記号。

識別記号は、「MODULE」を表す「MD」の文字に型式指定番号を続けたものとする。識別記号は3.2.2.項に規定する図面に示すものとする。

なお、光源モジュールの型式指定番号と光源モジュールが使用される装置の型式指定番号は同一である必要はないが、同一の申請者によるものとする。

4.6.3. 定格電圧及び定格消費電力

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.3. (略)

6.4. 光源モジュール

6.4.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

6.4.2. 光源モジュールは、改造防止対策が施された構造でなければならない。

7. (略)

8. 試験手順

4.2. 電球交換型の装置には、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型の装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.5. (略)

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.3. (略)

7. (略)

8. 試験手順

8. 1. ~8. 3. (略)

8. 4. 見かけの表面は灯火装置の基準軸方向により決定する。

9. ~13. (略)

別紙 1 (略)

別紙 2

}(略)

前部上側端灯の装置型式指定基準に基づく前部上側端灯に係る
型式の指定²

指定の変更承認

指定の拒否

指定の取消し

生産の中止

について

concerning:2/ APPROVAL GRANTED

APPROVAL EXTENDED

APPROVAL REFUSED

APPROVAL WITHDRAWN

PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED

of a type of device pursuant to Regulation No. 7

型式指定番号.....

Approval No.

変更承認番号.....

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称及び所在地.....

Manufacturer's name and address:

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地 (該当する場合).....

If applicable, name and address of the manufacturer's representative:

5. ~6. (略)

8. 1. ~8. 2. 2. (略)

9. ~13. (略)

別紙 1 (略)

別紙 2 通知

}(略)

前部上側端灯の装置型式指定基準に基づく前部上側端灯に係る
型式の指定²

指定の変更承認

指定の拒否

指定の取消し

生産の中止

について

concerning:2/ APPROVAL GRANTED

APPROVAL EXTENDED

APPROVAL REFUSED

APPROVAL WITHDRAWN

PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED

of a type of

pursuant to Regulation No. 7

指定番号.....

Approval No.

変更承認番号.....

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称と所在地.....

Manufacturer's name and address:

4. 指定製作者等の代理人の名称と所在地.....

If applicable, name and address of the manufacturer's representative:

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....
Date of test report issued by that service:

8. 試験成績書番号.....
Number of test report issued by that service:

9. 簡単な説明：注3

該当する特定装置の表示灯による種類の記載

取付位置類 室外取付型/室内取付型/室外・室内両用 注2

発光色：白色又は淡黄色 注2

電球の数及び種類

特殊電源による光源への印可電圧

追加される電源供給システムの有無 有/無 注2

電源供給システムの説明

交換電源：サイクル：ピーク電圧：有効電圧：

光源モジュール 有/無 注2

光源モジュールの固有の識別記号

幾何学的取付位置及び取付方法の条件（該当する場合）

取付け高さが地上750mm以下に 限定される/限定されない 注2

Concise description: 3/

By category of lamps:

For mounting either outside or inside or both 2/

Colour of light emitted: red /selective yellow / white 2/

Number and category(ies) of filament lamp(s):

Special supply voltage:Volts

Application of additional supply system yes/no 2/

Specification of this supply system

Switched power supply:

Duty cycle: peak to peak voltage: and/or effective

voltageVolts

Light source module yes/no 2/

Light source module specific identification code.....

Geometrical conditions of installation and relating variations ; If any:

Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/ no 2/

10. 型式指定番号等の表示位置.....
Position of the approval mark:

7. 試験成績書発行日.....
Date of test report:

8. 試験成績書番号.....
Number of test report

9. 簡単な説明：

該当する特定装置の表示灯による種類の記載

取付位置類

発光色：白色又は淡黄色（注2）

電球の数及び種類

定格電圧（非電球交換型灯火の場合）

追加される電源供給システムの有無

電源供給システムの説明

変圧器：サイクル、ピーク電圧、有効電圧、

特記事項等

装置の取り付け高さが地上750mm以上/以下

Concise description: 3/

By category of lamps:

For mounting either outside or inside or both 2/

Colour of light emitted: red /selective yellow / white 2/

Number and category of filament lamp(s):

Special supply voltage:Volts

Application of additional supply system yes/no 2/

Specification of this supply system

Switched power supply:

Duty cycle: peak to peak voltage: and/or effective

voltageVolts

Geometrical conditions of installation and relating variations

If any:

Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/ no 2/

10. 型式指定番号の位置.....
Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定／変更承認／指定の拒否／指定の取消し 注2

Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

13. ～15. (略)

16. 型式指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
これは、要望があれば交付する。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1～注2 (略)

注3 非交換式光源を使用する灯火は、光源の数と総ワット数を記載する。

3/For lamps with non-replaceable light sources indicate the number and the total wattage of the light sources.

別紙3 型式指定番号等の表示例

前部上側端灯

1. (略)

2. (略)

3. 光源モジュール

MD E 4 3 1 7 3 2 5

上記の識別記号を表示した光源モジュールは、日本国 (43) で17325という指定番号によって指定された装置と共に指定された光源モジュールを示している。

別紙4～7 (略)

別添3 1 後部上側端灯の装置型式指定基準

1. (略)

11. (略)

12. 型式指定／変更／拒否／取消し (注2)

Approval granted/refused / extended/withdrawn: 2/

13. ～15. (略)

16. 指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
要望があれば入手できる。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1～注2 (略)

別紙3 型式指定番号等の表示例

前部上側端灯

1. (略)

2. (略)

別紙4～7 (略)

別添3 1 後部上側端灯の装置指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1. ～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、それぞれの灯火が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。

なお、電球の色又はフィルターの色のみが異なるものは同一型式と見なす。

2.6.1 (略)

2.6.2. 光学システムの特性 (光度レベル、配光角度及び使用する電球又は光源モジュールの種類等)

2.7. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を、光源モジュールにあつては固有の識別記号を明記するものとする。

3.2.2. (略)

3.2.3. (略)

3.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 非電球交換型以外の装置にあつては、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号又は光源モジュールの固有の識別記号を明瞭に読みとることができ、かつ、

2. 定義

2.1. ～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、それぞれの灯火が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。

2.6.1. (略)

2.6.2. 光学システムの特性 (光度レベル、配光角度及び使用する電球の種類等)

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を明記するものとする。

3.2.2. (略)

3.2.3. (略)

3.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 電球交換型の装置には、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するもの

容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型又は光源モジュールの装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.5. (略)

4.6. 光源モジュールには、次の4.6.1.から4.6.3.までの記号を表示するものとする。

4.6.1. 申請者の商号又は商標の表示。ただし、明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法によること。

4.6.2. 光源モジュールの固有の識別記号。

識別記号は、「MODULE」を表す「MD」の文字に型式指定番号を続けたものとする。識別記号は3.2.2.項に規定する図面に示すものとする。

なお、光源モジュールの型式指定番号と光源モジュールが使用される装置の型式指定番号は同一である必要はないが、同一の申請者によるものとする。

4.6.3. 定格電圧及び定格消費電力

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.3. (略)

6.4. 光源モジュール

6.4.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

6.4.2. 光源モジュールは、改造防止対策が施された構造でなければならない。

7. (略)

8. 試験手順

8.1.～8.2.2. (略)

とする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型の装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.5. (略)

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.3. (略)

7. (略)

8. 試験手順

8.1.～8.2.2. (略)

8. 3. 見かけの表面は灯火装置の基準軸方向により決定する。

9. ~13. (略)

別紙 1 (略)

別紙 2

} (略)

後部上側端灯の装置型式指定基準に基づく後部上側端灯に係る型式の指定^{註2}

指定の変更承認

指定の拒否

指定の取消し

生産の中止

について

concerning:2/ APPROVAL GRANTED

APPROVAL EXTENDED

APPROVAL REFUSED

APPROVAL WITHDRAWN

PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED

of a type of device pursuant to Regulation No. 7

型式指定番号.....

Approval No.

変更承認番号.....

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称及び所在地.....

Manufacturer's name and address:

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地 (該当する場合).....

If applicable, name and address of the manufacturer's representative:

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....

9. ~13. (略)

別紙 1 (略)

別紙 2 通知

} (略)

後部上側端灯の装置型式指定基準に基づく後部上側端灯に係る型式の指定^{註2}

指定の変更承認

指定の拒否

指定の取消し

生産の中止

について

concerning:2/ APPROVAL GRANTED

APPROVAL EXTENDED

APPROVAL REFUSED

APPROVAL WITHDRAWN

PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED

of a type of:

pursuant to Regulation No. 7

指定番号.....

Approval No.

変更承認番号.....

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称と所在地.....

Manufacturer's name and address:

4. 指定製作者等の代理人の名称と所在地.....

If applicable, name and address of the manufacturer's representative:

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....

Date of test report issued by that service:

8. 試験成績書番号.....

Number of test report issued by that service:

9. 簡単な説明：注3

該当する特定装置の表示灯による種類の記載

取付位置類 室外取付型/室内取付型/室外・室内両用 注2

発光色：赤色

電球の数及び種類

特殊電源による光源への印可電圧

追加される電源供給システムの有無 有/無 注2

電源供給システムの説明

交換電源 : サイクル: ピーク電圧: 有効電圧:

光源モジュール 有/無 注2

光源モジュールの固有の識別記号

幾何学的取付位置及び取付方法の条件 (該当する場合)

取付け高さが地上750mm以下に 限定される/限定されない 注2

Concise description: 3/

By category of lamps:

For mounting either outside or inside or both 2/

Colour of light emitted: red /selective yellow / white 2/

Number and category(ies) of filament lamp(s):

Special supply voltage:Volts

Application of additional supply system yes/no 2/

Specification of this supply system

Switched power supply:

Duty cycle: peak to peak voltage: and/or effective

voltageVolts

Light source module yes/no 2/

Light source module specific identification code.....

Geometrical conditions of installation and relating variations ; If any:

Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/ no 2/

10. 型式指定番号等の表示位置.....

Position of the approval mark:

11. (略)

Date of test report:

8. 試験成績書番号.....

Number of test report

9. 簡単な説明:

該当する特定装置の表示灯による種類の記載

取付位置類

発光色：赤色

電球の数及び種類

定格電圧 (非電球交換型灯火の場合)

追加される電源供給システムの有無

電源供給システムの説明

変圧器 : サイクル、ピーク電圧、有効電圧、

特記事項等

装置の取り付け高さが地上750mm以上/以下

Concise description: 3/

By category of lamps:

For mounting either outside or inside or both 2/

Colour of light emitted: red /selective yellow / white 2/

Number and category of filament lamp(s):

Special supply voltage:Volts

Application of additional supply system yes/no 2/

Specification of this supply system

Switched power supply:

Duty cycle: peak to peak voltage: and/or effective

voltageVolts

Geometrical conditions of installation and relating variations

If any:

Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/ no 2/

10. 型式指定番号の位置.....

Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定／変更承認／指定の拒否／指定の取消し 注 2

Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

13. ～15. (略)

16. 型式指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
これは、要望があれば交付する。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注 1～注 2 (略)

注 3 非交換式光源を使用する灯火は、光源の数と総ワット数を記載する。

3/For lamps with non-replaceable light sources indicate the number and the total wattage of the light sources.

別紙 3 型式指定番号等の表示例

後部上側端灯

1. (略)

2. (略)

3. 光源モジュール

MD E 4 3 1 7 3 2 5

上記の識別記号を表示した光源モジュールは、日本国 (43) で17325という指定番号によって指定された装置と共に指定された光源モジュールを示している。

別紙 4～7 (略)

別添 3 2 側方灯

1. (略)

2. 定義

12. 型式指定／変更／拒否／取消し (注 2)

Approval granted/refused / extended/withdrawn: 2/

13. ～15. (略)

16. 指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。要望があれば入手できる。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注 1～注 2 (略)

別紙 3 型式指定番号等の表示例

後部上側端灯

1. (略)

2. (略)

別紙 4～7 (略)

別添 3 2 側方灯

1. (略)

2. 定義

2.1.～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、側方灯が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。
なお、電球の色又はフィルターの色のみが異なるものは同一型式と見なす。

2.6.1. (略)

2.6.2. 光学システムの特性 (光度レベル、配光角度及び使用する電球又は光源モジュールの種類等)

2.7. (略)

2.8. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2.～3.2.1. (略)

3.2.2. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を、光源モジュールにあつては固有の識別記号を明記するものとする。

3.2.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 非電球交換型以外の装置にあつては、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号又は光源モジュールの固有の識別記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型又は光源モジュールの装置には、定格電圧及び定格電力を表示する

2.1.～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、側方灯について既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。

2.6.1. (略)

2.6.2. 光学システムの特性 (光度レベル、配光角度及び使用する電球の種類等)

2.7. (略)

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2.～3.2.1. (略)

3.2.2. 構造及び性能を記載した書面1部。

な、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を明記するものとする。

3.2.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 電球交換型の装置には、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型の装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

ものとする。

4.5. 光源モジュールには、次の4.5.1.から4.5.3.までの記号を表示するものとする。

4.5.1. 申請者の商号又は商標の表示。ただし、明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法によること。

4.5.2. 光源モジュールの固有の識別記号。

識別記号は、「MODULE」を表す「MD」の文字に型式指定番号を続けたものとする。識別記号は3.2.2.項に規定する図面に示すものとする。

なお、光源モジュールの型式指定番号と光源モジュールが使用される装置の型式指定番号は同一である必要はないが、同一の申請者によるものとする。

4.6.3. 定格電圧及び定格消費電力

5. (略)

6. 一般規定

6.1.~6.2. (略)

6.3. 光源モジュール

6.3.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

6.3.2. 光源モジュールは、改造防止対策が施された構造でなければならない。

7. 配光特性

7.1. 側方灯の配光特性は、側方灯の種別に応じ、次の表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

		SM1	SM2
7.1.1.	最小光度	4.0cd	0.6cd
	基準軸上		
	上記以外の所定の配光表内	0.6cd	0.6cd
	最大光度	25.0cd	25.0cd
	所定の配光表内(注)		
7.1.2.	配光表	±45°	±30°
7.1.3.	水平		
	垂直	±10°	±10°

5. (略)

6. 一般規定

6.1.~6.3. (略)

7. 配光特性

7.1. 側方灯の配光特性は、側方灯の種別に応じ、次の表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

		SM1	SM2
7.1.1.	最小光度	4.0cd	0.6cd
	基準軸上		
	上記以外の所定の配光表内	0.6cd	0.6cd
7.1.2.	最大光度	25.0cd	25.0cd
7.1.3.	配光表	±45°	±30°
	水平		
	垂直	±10°	±10°

(注)赤色の側方灯の場合においては、車両前部に向かって水平方向に60° から90° までの垂直方向に±20° の角視野では、最大光度は0.25cd以下とする。

7.1.4. ~7.3. (略)

8. (略)

9. 試験手順

9.1. ~9.2. (略)

9.3. 見かけの表面は灯火装置の基準軸方向により決定する。

10~13. (略)

別紙1 (略)

別紙2

} (略)

型式指定番号.....

Approval No

変更承認番号.....

Extension No

1. 装置の商号又は商標.....

Trade name or mark of the side-marker lamp

2. 装置の型式.....

Manufacturer's name for the type of side-marker lamp

3. (略)

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地 (該当する場合).....

If applicable, name and address of the manufacturer's representative

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....

Date of test report

7.1.4. ~7.3. (略)

8. (略)

9. 試験手順

9.1. ~9.2. (略)

10~13. (略)

別紙1 (略)

別紙2 通知

} (略)

指定番号.....

Approval No

変更承認番号.....

Extension No

1. 装置の商号又は商標.....

Trade name or mark of the device

2. 装置の型式.....

Manufacturer's name for the type of device

3. (略)

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地.....

If applicable, name and address of the manufacturer's representative:

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....

Date of test report issued by that service

8. 試験成績書番号.....
Number of test report

9. 簡単な説明：^{3/}
Concise description: 3/
灯火の色：橙色／赤色^{2/}
Colour of light emitted: amber / red: 2/
電球の数及び種類.....
Number and category (ies) of filament lamp(s):
光源モジュール 有／無^{2/}
Light source module yes/no 2/
光源モジュールの固有の識別記号.....
Light source module specific identification code
幾何学的取付位置及び取付方法の条件（該当する場合）.....
Geometrical conditions of installation and relating variations ; If any:

10. 型式指定番号等の表示位置.....
Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定／変更承認／指定の拒否／指定の取消し^{2/}
Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

13. ～15. (略)

16. 型式指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
これは、要望があれば交付する。
The list of documents deposited with the Administrative Service which has
granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1～注2 (略)

注3 非交換式光源を使用する灯火は、光源の数と総ワット数を記載する。
3/For lamps with non-replaceable light sources indicate the number and
the total wattage of the light sources.

別紙3 型式指定番号等の表示例

8. 試験成績書番号.....
Number of test report issued by that service

9. 簡単な説明：^{3/}
灯火の色：橙色／赤色^{2/}
Colour of light emitted: amber / red: 2/
電球の数及び種類.....
Number and category of filament lamp(s):
取付け高さが地上750mm未満に限定される灯火器であるか否か^{2/}
Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/ no 2/
幾何学的取付条件及び関連する多様性（該当する場合）
Geometrical conditions of installation and relating variations ; If any:

10. 型式指定番号の位置.....
Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定／変更／拒否／取消し（注2）
Approval granted/refused / extended/withdrawn: 2/

13. ～15. (略)

16. 指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
要望があれば入手できる。
The list of documents deposited with the Administrative Service which has
granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1～注2 (略)

別紙3 型式指定番号等の表示例

側方灯

{ (略)

2. (略)

例 4

光源モジュール

MD E 4 3 1 7 3 2 5

上記の識別記号を表示した光源モジュールは、日本国 (43) で17325という指定番号によって指定された装置と共に指定された光源モジュールを示している。

別紙 4 (略)

別紙 5

橙色：緑色方向の限界： $y \leq x - 0.120x$

赤色方向の限界： $y \geq 0.39$

白色方向の限界： $y \geq 0.790 - 0.670x$

{ (略)

別紙 6～別紙 7 (略)

別添 3 3 後部霧灯の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1.～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、車幅灯が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。

なお、電球の色又はフィルターの色のみが異なるものは同一型式と見なす。

2.6.1 (略)

側方灯

{ (略)

2. (略)

別紙 5

橙色：緑色方向の限界： $y \leq x - 0.120x$

赤色方向の限界： $y \geq 0.39$

白色方向の限界： $y \leq 0.790 - 0.670x$

{ (略)

別紙 6～別紙 7 (略)

別添 3 3 後部霧灯の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1.～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、車幅灯が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.3.までの点において本質的に同一のものとする。

2.6.1. (略)

2.6.2. 光学システムの特性（光度レベル、配光角度及び使用する電球又は光源モジュールの種類等）

2.7. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を、光源モジュールにあつては固有の識別記号を明記するものとする。

3.2.2. (略)

3.2.3. (略)

3.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 非電球交換型以外の装置にあつては、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号又は光源モジュールの固有の識別記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型又は光源モジュールの装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.5. 光源モジュールには、次の4.5.1.から4.5.3.までの記号を表示するものとする。

4.5.1. 申請者の商号又は商標の表示。ただし、明瞭に読みとることができ、かつ、容

2.6.2. 光学システムの特性

2.6.3. 使用する電球の種類

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を明記するものとする。

3.2.2. (略)

3.2.3. (略)

3.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 電球交換型の装置には、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型の装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

易に消すことができない方法によること。

4.5.2. 光源モジュールの固有の識別記号。

識別記号は、「MODULE」を表す「MD」の文字に型式指定番号を続けたものとする。識別記号は3.2.2.項に規定する図面に示すものとする。

なお、光源モジュールの型式指定番号と光源モジュールが使用される装置の型式指定番号は同一である必要はないが、同一の申請者によるものとする。

4.5.3. 定格電圧及び定格消費電力

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.2. (略)

6.3. 光源モジュール

6.3.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

6.3.2. 光源モジュールは、改造防止対策が施された構造でなければならない。

7. (略)

8. 試験手順

8.1. (略)

8.2. 見かけの表面は灯火装置の基準軸方向により決定する。

9.～14. (略)

別紙1

{ (略)

後部上側端灯の装置型式指定基準に基づく後部上側端灯に係る
型式の指定
指定の変更承認
concerning:2/ APPROVAL GRANTED
APPROVAL EXTENDED

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.2. (略)

7. (略)

8. 試験手順

8.1. (略)

9.～14. (略)

別紙1

{ (略)

後部上側端灯の装置型式指定基準に基づく後部上側端灯に係る
型式の指定
指定の変更承認
concerning:2/ APPROVAL GRANTED
APPROVAL EXTENDED

指定の拒否
指定の取消し
生産の中止
について^{註2}

APPROVAL REFUSED
APPROVAL WITHDRAWN
PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED

of a type of rear fog lamp for power-driven vehicles and their trailers pursuant to Regulation No. 38

型式指定番号:.....

変更承認番号:.....

Approval No.

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称及び所在地.....
Manufacturer's name and address

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地 (該当する場合).....
If applicable, name and address of the manufacturer's representative

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....
Date of test report issued by that service

8. 試験成績書番号.....
Number of test report issued by that service

9. 簡単な説明: 注3
電球の数及び種類
特殊電源による光源への印可電圧
光源モジュール 有/無 注2
光源モジュールの固有の識別記号
幾何学的取付位置及び取付方法の条件 (該当する場合)

Concise description: 3/

Number and category(ies) of filament lamp(s):

Light source module yes/no 2/

Light source module specific identification code.....

Geometrical conditions of installation and relating variations:

If any:

10. 型式指定番号等の表示位置.....
Position of the approval mark:

指定の拒否
指定の取消し
生産の中止
について^{註2}

APPROVAL REFUSED
APPROVAL WITHDRAWN
PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED

of a type of pursuant to Regulation No. 38

指定番号:.....

変更承認番号:.....

Approval No.

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称と所在地.....
Manufacturer's name and address

4. 指定製作者等の代理人の名称と所在地.....
If applicable, name and address of the manufacturer's representative

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....
Date of test report

8. 試験成績書番号.....
Number of test report

9. 簡単な説明:
電球の数及び種類: (1×P21W)
定格電圧 (非電球交換型灯火の場合)

幾何学的な取付位置及び関連変更事項 (該当する場合)

Number and category of filament lamp(s):

Geometrical conditions of installation and relating variations

If any:

10. 型式指定番号の位置.....
Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定／変更承認／指定の拒否／指定の取消し 注2

Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

13. ～15. (略)

16. 型式指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
これは、要望があれば交付する。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1～注2 (略)

注3 非交換式光源を使用する灯火は、光源の数と総ワット数を記載する。

3/For rear fog lamps with non-replaceable light sources indicate the number and the total wattage of the light sources.

別紙2 型式指定番号等の表示例

後部霧灯

} (略)

2. (略)

図3

光源モジュール

MD E 4 3 1 7 3 2 5

上記の識別記号を表示した光源モジュールは、日本国 (43) で17325という指定番号によって指定された装置と共に指定された光源モジュールを示している。

別紙3～5 (略)

別添3 4 駐車灯の装置型式指定基準

1. (略)

11. (略)

12. 型式指定／変更／拒否／取消し (注2)

Approval granted/refused / extended/withdrawn: 2/

13. ～15. (略)

16. 指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
要望があれば入手できる。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1～注2 (略)

別紙2 型式指定番号等の表示例

後部霧灯

} (略)

2. (略)

別紙3～5 (略)

別添3 4 駐車灯の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1. ~2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、駐車灯が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.2.までの点において本質的に同一のものとする。
なお、電球の色又はフィルターの色のみが異なるものは同一型式と見なす。

2.6.1 (略)

2.6.2. 光学システムの特性 (光度レベル、配光角度及び使用する電球又は光源モジュールの種類等)

2.7. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を、光源モジュールにあつては固有の識別記号を明記するものとする。

3.2.2. (略)

3.2.3. (略)

3.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

2. 定義

2.1. ~2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、駐車灯が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.3.までの点において本質的に同一のものとする。

2.6.1. (略)

2.6.2. 光学システムの特性

2.6.3. 使用する電球の種類

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を明記するものとする。

3.2.2. (略)

3.2.3. (略)

3.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 非電球交換型以外の装置にあつては、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号又は光源モジュールの固有の識別記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. 非電球交換型又は光源モジュールの装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.4. (略)

4.5. 光源モジュールには、次の4.5.1.から4.5.3.までの記号を表示するものとする。

4.5.1. 申請者の商号又は商標の表示。ただし、明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法によること。

4.5.2. 光源モジュールの固有の識別記号。

識別記号は、「MODULE」を表す「MD」の文字に型式指定番号を続けたものとする。識別記号は3.2.2.項に規定する図面に示すものとする。

なお、光源モジュールの型式指定番号と光源モジュールが使用される装置の型式指定番号は同一である必要はないが、同一の申請者によるものとする。

4.5.3. 定格電圧及び定格消費電力

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.2. (略)

6.3. 光源モジュール

6.3.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

6.3.2. 光源モジュールは、改造防止対策が施された構造でなければならない。

7. (略)

8. 試験手順

8.1. (略)

4.2. 電球交換型の装置には、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. 非電球交換型の装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.4. (略)

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.2. (略)

7. (略)

8. 試験手順

8.1. (略)

8.3. 見かけの表面は灯火装置の基準軸方向により決定する。

9. ~14. (略)

別紙1

} (略)

後部上側端灯の装置型式指定基準に基づく後部上側端灯に係る	
型式の指定	concerning:2/ APPROVAL GRANTED
指定の変更承認	APPROVAL EXTENDED
指定の拒否	APPROVAL REFUSED
指定の取消し	APPROVAL WITHDRAWN
生産の中止	PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED
について ^{注2}	

of a type of rear fog lamp for power-driven vehicles and their trailers pursuant to Regulation No. 77

型式指定番号:.....

変更承認番号:.....

Approval No.

Extension No.

1. (略)

2. 装置の商号又は商標.....

Trade name or mark

3. 指定製作者等の名称及び所在地.....

Manufacturer's name and address

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地 (該当する場合).....

If applicable, name and address of the manufacturer's representative

5. 指定申請日.....

Submitted for approval on

9. ~14. (略)

別紙1

} (略)

後部上側端灯の装置型式指定基準に基づく後部上側端灯に係る	
型式の指定	concerning:2/ APPROVAL GRANTED
指定の変更承認	APPROVAL EXTENDED
指定の拒否	APPROVAL REFUSED
指定の取消し	APPROVAL WITHDRAWN
生産の中止	PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED
について ^{注2}	

of a type of pursuant to Regulation No. 77

指定番号:.....

変更承認番号:.....

Approval No.

Extension No.

1. (略)

2. 電球の種類 ^{注3}

Category of filament lamps 3/

3. 灯光の色.....

Manufacturer's name and address

4. 装置の商号又は商標.....

Trade name or mark

5. 指定製作者等の名称と所在地

Manufacturer's name and address

6. 指定製作者等の代理人の名称と所在地

If applicable, name and address of the manufacturer's representative

7. 指定申請日.....

Submitted for approval on

6. 指定試験の実施を担当する技術機関.....
Technical service responsible for conducting approval tests

7. 試験成績書発行日.....
Date of report issued by that service

8. 試験成績書番号.....
Number of report issued by that service

9. 簡単な説明：
灯火の色：赤色／白色／橙色 ^{注2}
電球の数及び種類
光源モジュール 有／無 ^{注2}
光源モジュールの固有の識別記号
幾何学的取付位置及び取付方法の条件（該当する場合）
Concise description:
Colour of light emitted: red /white /amber 2/
Number and category(ies) of filament lamp(s):
Light source module yes/no 2/
Light source module specific identification code.....
Geometrical conditions of installation and relating variations ,
If any:

10. 簡単な説明：
幾何学的取付位置及び取付方法の条件（該当する場合）
Concise description:
Geometric conditions of installation and relating variations, if any: 2/

11. 取付け高さが地上750mm以下に 限定される／限定されない ^{注2}
Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground, yes/no 2/

12. 型式指定／変更承認／指定の拒否／指定の取消し 注2
Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

13. 場所
Place

14. 日付
Date

8. 指定試験の実施を担当する技術機関.....
Technical service responsible for conducting approval tests

9. 試験成績書発行日.....
Date of test report

10. 試験成績書番号.....
Number of test report issued by that service

11. 簡単な説明：
幾何学的な取付位置及び関連変更事項（該当する場合）
Concise description:
Geometric conditions of installation and relating variations, if any:

12. 取付け高さが地上から750mm未満に限定される／限定されない ^{注2}
Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground, yes/no

13. 型式指定／変更／拒否／取消し ^{注2}
Approval granted/refused, extended/withdrawn

14. 場所
Place

15. 日付
Date

15. 署名

Signature

16. 添付図面（番号_____）は、装置の車両上での取付け位置を、装置の基準軸と基準中心について、示したものである。

The attached drawing No. _____ shows the geometrical position in which the device is to be mounted on the vehicle and the axis of reference and centre of reference of the device.

注1～注2 (略)

別紙2

型式指定番号等の表示例

} (略)

光源モジュール

MD E 4 3 1 7 3 2 5

上記の識別記号を表示した光源モジュールは、日本国（43）で17325という指定番号によって指定された装置と共に指定された光源モジュールを示している。

別紙3～7 (略)

別添3 5 後退灯の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1. ～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、後退灯が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1. 及び2.6.2. までの点において本質的に同一のものとする。

なお、電球の色又はフィルターの色のみが異なるものは同一型式と見なす。

2.6.1 (略)

16. 署名

Signature

17. 添付図面（番号_____）は、装置の車両上での取付け位置を、装置の基準軸と基準中心について、示したものである。

The attached drawing No. _____ shows the geometrical position in which the device is to be mounted on the vehicle and the axis of reference and centre of reference of the device.

注1～注2 (略)

別紙2

型式指定番号等の表示例

} (略)

別紙3～7 (略)

別添3 5 後退灯の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1. ～2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、後退灯が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1. 及び2.6.3. までの点において本質的に同一のものとする。

2.6.1. (略)

2.6.2. 光学システムの特性（光度レベル、配光角度及び使用する電球又は光源モジュールの種類等）

2.7. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を、光源モジュールにあつては固有の識別記号を明記するものとする。

3.2.2. (略)

3.2.3. (略)

3.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 非電球交換型以外の装置にあつては、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号又は光源モジュールの固有の識別記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型又は光源モジュールの装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.5. 光源モジュールには、次の4.5.1.から4.5.3.までの記号を表示するものとする。

4.5.1. 申請者の商号又は商標の表示。ただし、明瞭に読みとることができ、かつ、容

2.6.2. 光学システムの特性

2.6.3. 使用する電球の種類

3. 指定の申請

3.1. (略)

3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を明記するものとする。

3.2.2. (略)

3.2.3. (略)

3.3. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 電球交換型の装置には、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型の装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

易に消すことができない方法によること。

4.5.2. 光源モジュールの固有の識別記号。

識別記号は、「MODULE」を表す「MD」の文字に型式指定番号を続けたものとする。識別記号は3.2.2.項に規定する図面に示すものとする。

なお、光源モジュールの型式指定番号と光源モジュールが使用される装置の型式指定番号は同一である必要はないが、同一の申請者によるものとする。

4.5.3. 定格電圧及び定格消費電力

5. (略)

6. 一般規定

6.1. ~ 6.2. (略)

6.3. 光源モジュール

6.3.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

6.3.2. 光源モジュールは、改造防止対策が施された構造でなければならない。

7. (略)

8. 試験手順

8.1. (略)

8.2. 見かけの表面は灯火装置の基準軸方向により決定する。

9. ~ 14. (略)

別紙1

} (略)

後退灯の装置型式指定基準に基づく後部上側端灯に係る

型式の指定

指定の変更承認

concerning:2/ APPROVAL GRANTED

APPROVAL EXTENDED

5. (略)

6. 一般規定

6.1. ~ 6.2. (略)

7. (略)

8. 試験手順

8.1. (略)

9. ~ 14. (略)

別紙1

} (略)

後退灯の装置型式指定基準に基づく後部上側端灯に係る

型式の指定

指定の変更承認

concerning:2/ APPROVAL GRANTED

APPROVAL EXTENDED

指定の拒否
指定の取消し
生産の中止
について^{註2}

APPROVAL REFUSED
APPROVAL WITHDRAWN
PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED

of a type of rear fog lamp for power-driven vehicles and their trailers pursuant to Regulation No. 38

型式指定番号:.....

Approval No.

変更承認番号:.....

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称及び所在地.....
Manufacturer's name and address

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地 (該当する場合).....
If applicable, name and address of the manufacturer's representative

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....
Date of test report issued by that service

8. 試験成績書番号.....
Number of test report issued by that service

9. 簡単な説明: 注3
電球の数及び種類
特殊電源による光源への印可電圧
光源モジュール 有/無 注2
光源モジュールの固有の識別記号
幾何学的取付位置及び取付方法の条件 (該当する場合)

Concise description: 3/

Number and category(ies) of filament lamp(s):

Light source module yes/no 2/

Light source module specific identification code.....

Geometrical conditions of installation and relating variations ;

If any:

10. 型式指定番号等の表示位置.....

Position of the approval mark:

指定の拒否
指定の取消し
生産の中止
について^{註2}

APPROVAL REFUSED
APPROVAL WITHDRAWN
PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED

of a type of pursuant to Regulation No. 38

指定番号:.....

Approval No.

変更承認番号:.....

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称と所在地.....
Manufacturer's name and address

4. 指定製作者等の代理人の名称と所在地.....
If applicable, name and address of the manufacturer's representative

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....
Date of test report

8. 試験成績書番号.....
Number test of report

9. 簡単な説明:
電球の数及び種類: (1 × P 2 1 W)
定格電圧 (非電球交換型灯火の場合)

幾何学的な取付位置及び関連変更事項 (該当する場合)

Number and category of filament lamp(s):

Geometrical conditions of installation and relating variations

If any:

10. 型式指定番号の位置.....

Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定/変更承認/指定の拒否/指定の取消し 注2

Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

13. ~15. (略)

16. 型式指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
これは、要望があれば交付する。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1 ~ 注2 (略)

注3 非交換式光源を使用する灯火は、光源の数と総ワット数を記載する。

3/For rear fog lamps with non-replaceable light sources indicate the number and the total wattage of the light sources.

別紙2 型式指定番号等の表示例

後退灯

{ (略)

図2 (略)

図3
光源モジュール

MD E 4 3 1 7 3 2 5

上記の識別記号を表示した光源モジュールは、日本国(43)で17325という指定番号によって指定された装置と共に指定された光源モジュールを示している。

別添36 前部反射器の装置型式指定基準

1. ~10. (略)

11. (略)

12. 型式指定/変更/拒否/取消し(注2)

Approval granted/refused / extended/withdrawn: 2/

13. ~15. (略)

16. 指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
要望があれば入手できる。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1 ~ 注2 (略)

別紙2 型式指定番号等の表示例

後退灯

{ (略)

図2 (略)

別添36 前部反射器の装置型式指定基準

1. ~10. (略)

別紙 1 (略)

別紙 2

{ (略)

型式指定番号:.....

Approval No.

変更承認番号:.....

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称及び所在地.....
Manufacturer's name and address

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地 (該当する場合).....
If applicable, name and address of the manufacturer's representative

5. ~8. (略)

9. 簡単な説明:
独立装置若しくは集合式、結合式又は兼用式の一部 (注2)

発光色: 白色

幾何学的取付位置及び取付方法の条件 (該当する場合)

Concise description: 3/

In isolation/part of an assembly of devices;2/

Colour of light emitted: white/red/amber: 2/

Geometric conditions of installation and relating variations, if any:

10. 型式指定番号等の表示位置.....
Position of the approval mark:

11. 変更の理由 (該当する場合)
Reason(s) for extension (if applicable):

12. 型式指定/変更承認/指定の拒否/指定の取消し (注2)
Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

13. ~15. (略)

16. 型式指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。

別紙 1 (略)

別紙 2

{ (略)

指定番号:.....

Approval No.

変更承認番号:.....

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称と所在地.....
Manufacturer's name and address

4. 指定製作者等の代理人の名称と所在地.....
If applicable, name and address of the manufacturer's representative

5. ~8. (略)

9. 簡単な説明:
独立装置若しくは集合式、結合式又は兼用式の一部 (注2)

発光色: 白色

取付位置関係等に複数の設定がある場合はその説明

Concise description: 3/

In isolation/part of an assembly of devices;2/

Colour of light emitted: white/amber: 2/

Geometric conditions of installation and relating variations, if any:

10. 型式指定番号の位置.....
Position of the approval mark:

11. 変更の理由
Reason(s) for extension (if applicable):

12. 型式指定/変更承認/拒否/取消し (注2)
Approval granted/refused / extended/withdrawn: 2/

13. ~15. (略)

16. 指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。

これは、要望があれば交付する。

The following documents, bearing the approval number shown above, are available on request:

注1～注2 (略)

別紙3～別紙6 (略)

別紙7 反射特性の測定方法

1. (略)

2. 反射特性を測定する場合には、製作者等の指定する反射器の反射部の最外部に接する面において直径200mmの円内に含まれる反射部のみを対象とし、反射部自体は100cm²を限度とする。ただし、反射光学ユニットの表面の面積が100cm²より小さくても良い。製作者等は、測定に使用する面積の範囲を指定するものとする。

3.～4. (略)

別紙8～別紙15 (略)

別添37 側方反射器の装置型式指定基準

1.～10. (略)

別紙1

別紙2

}(略)

型式指定番号:.....

Approval No.

変更承認番号:.....

Extension No.

1.～2. (略)

3. 指定製作者等の名称及び所在地.....
Manufacturer's name and address

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地(該当する場合).....
If applicable, name and address of the manufacturer's representative

要望があれば入手できる。

The following documents, bearing the approval number shown above, are available on request:

注1～注2 (略)

別紙3～別紙6 (略)

別紙7 反射特性の測定方法

1. (略)

2. 反射特性を測定する場合には、直径200mmの円内に含まれる反射部のみを対象とし、反射部自体は100cm²を限度とする。ただし、反射光学ユニットの表面の面積が100cm²より小さくても良い。製作者等は、測定に使用する面積の範囲を指定するものとする。

3.～4. (略)

別紙8～別紙15 (略)

別添37 側方反射器の装置型式指定基準

1.～10. (略)

別紙1

別紙2

}(略)

指定番号:.....

Approval No.

変更承認番号:.....

Extension No.

1.～2. (略)

3. 指定製作者等の名称と所在地.....
Manufacturer's name and address

4. 指定製作者等の代理人の名称と所在地.....
If applicable, name and address of the manufacturer's representative

5.～8. (略)

9. 簡単な説明：

独立装置若しくは集合式、結合式又は兼用式の一部（注2）

発光色：赤色又は橙色（注2）

幾何学的取付位置及び取付方法の条件（該当する場合）

Concise description: 3/

In isolation/part of an assembly of devices;2/

Colour of light emitted: white/red/amber: 2/

Geometric conditions of installation and relating variations, if any:

10. 型式指定番号等の表示位置.....

Position of the approval mark:

11. 変更の理由（該当する場合）

Reason(s) for extension (if applicable):

12. 型式指定／変更承認／指定の拒否／指定の取消し（注2）

Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

13.～15. (略)

16. 型式指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。

これは、要望があれば交付する。

The following documents, bearing the approval number shown above, are available on request:

別紙3～4 (略)

別紙6

} (略)

橙色：緑色方向の限界： $y \leq x-0.120x$

赤色方向の限界： $y \geq 0.39$

白色方向の限界： $y \geq 0.790-0.670x$

5.～8. (略)

9. 簡単な説明：

独立装置若しくは集合式、結合式又は兼用式の一部（注2）

発光色：赤色又は橙色（注2）

取付位置関係等に複数の設定がある場合はその説明

Concise description: 3/

In isolation/part of an assembly of devices;2/

Colour of light emitted: white/amber: 2/

Geometric conditions of installation and relating variations, if any:

10. 型式指定番号の位置.....

Position of the approval mark:

11. 変更承認の理由

Reason(s) for extension (if applicable):

1/ Distinguishing number of the country which has granted/extended/refused/withdrawn approval (see approval provisions in the Regulation).

2/ Strike out what does not apply.

12. 型式指定／変更／拒否／取消し（注2）

Approval granted/ refused / extended /withdrawn: 2/

13.～15. (略)

16. 指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。

要望があれば入手できる。

The following documents, bearing the approval number shown above, are available on request:

別紙3～4 (略)

別紙6

} (略)

橙色：緑色方向の限界： $y \leq x-0.120x$

赤色方向の限界： $y \geq 0.39$

白色方向の限界： $y \leq 0.790-0.670x$

{ (略)

別紙7 反射特性の測定方法

1. (略)

2. 反射特性を測定する場合には、製作者等の指定する反射器の反射部の最外部に接する面において直径200mmの円内に含まれる反射部のみを対象とし、反射部自体は100cm²を限度とする。ただし、反射光学ユニットの表面の面積が100cm²より小さくても良い。製作者等は、測定に使用する面積の範囲を指定するものとする。

3. (略)

別紙8～15 (略)

別添38 後部反射器の装置型式指定基準

1. (略)

2.～2.14. (略)

2.15. 反射器は、その配光特性にしたがって、等級IA又はIB、等級ⅢA又はⅢBの2等級に分類するものとする。

2.16. 等級IB及びⅢBの反射器は、別紙8の1.1.の規定に適合する防水性能がなく、かつ、車両の車体と一体化した他の灯火と結合した装置である。

3.～6. (略)

7. 性能要件

7.1. 後部反射器は、別紙5から別紙11までに定める形状及び寸法の規定、色度特性の規定、反射特性の規定、物理的及び機械的要件の規定に適合しなければならないものとする。

試験手順は、別紙2(等級IA及びⅢA)及び別紙13(等級IB及びⅢB)に定める。

7.2. (略)

8.～10. (略)

別紙1 (略)

{ (略)

別紙7 反射特性の測定方法

1. (略)

2. 反射特性を測定する場合には、直径200mmの円内に含まれる反射部のみを対象とし、反射部自体は100cm²を限度とする。ただし、反射光学ユニットの表面の面積が100cm²より小さくても良い。製作者等は、測定に使用する面積の範囲を指定するものとする。

3. (略)

別紙8～15 (略)

別添38 後部反射器の装置型式指定基準

1. (略)

2.～2.14. (略)

2.15. 反射器は、その配光特性にしたがって、等級IA、IB及びⅢAの3等級に分類するものとする。

2.16. 等級IBの反射器は、別紙8の1.1.の規定に適合する防水性能がなく、かつ、車両の車体と一体化した他の灯火と結合した装置である。

3.～6. (略)

7. 性能要件

7.1. 後部反射器は、別紙5から別紙11までに定める形状及び寸法の規定、色度特性の規定、反射特性の規定、物理的及び機械的要件の規定に適合しなければならないものとする。

試験手順は、別紙2(等級IA、ⅢA)及び別紙13(等級IB)に定める。

7.2. (略)

8.～10. (略)

別紙1 (略)

別紙 2

{ (略)

型式指定番号:.....

Approval No.

変更承認番号:.....

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称及び所在地.....

Manufacturer's name and address

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地 (該当する場合).....

If applicable, name and address of the manufacturer's representative

5. ~8. (略)

9. 簡単な説明:

独立装置若しくは集合式、結合式又は兼用式の一部 (注2)

発光色: 赤色又は橙色 (注2)

車体と一体化した他の灯火と結合した装置である はい/いいえ (注2)

幾何学的取付位置及び取付方法の条件 (該当する場合)

Concise description: 3/

In isolation/part of an assembly of devices; 2/

Colour of light emitted: white/red/amber: 2/

Installation as an integral part of a lamp which is integrated into the body of a vehicle: yes/no 2/

Geometric conditions of installation and relating variations, if any:

10. 型式指定番号等の表示位置.....

Position of the approval mark:

11. 変更の理由 (該当する場合)

Reason(s) for extension (if applicable):

12. 型式指定/変更承認/指定の拒否/指定の取消し (注2)

Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

別紙 2

{ (略)

指定番号:.....

Approval No.

変更承認番号:.....

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称と所在地.....

Manufacturer's name and address

4. 指定製作者等の代理人の名称と所在地.....

If applicable, name and address of the manufacturer's representative

5. ~8. (略)

9. 簡単な説明:

独立装置若しくは集合式、結合式又は兼用式の一部 (注2)

発光色: 赤色又は橙色 (注2)

取付位置関係等に複数の設定がある場合はその説明

Concise description: 3/

In isolation/part of an assembly of devices; 2/

Colour of light emitted: red/amber: 2/

Geometric conditions of installation and relating variations, if any:

10. 型式指定番号の位置.....

Position of the approval mark:

11. 変更承認の理由

Reason(s) for extension (if applicable):

1/ Distinguishing number of the country which has granted/extended/refused/withdrawn approval (see approval provisions in the Regulation).

2/ Strike out what does not apply.

12. 型式指定/変更承認/拒否/取消し (注2)

Approval granted/ refused / extended /withdrawn: 2/

13.～15. (略)

16. 型式指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
これは、要望があれば交付する。

The following documents, bearing the approval number shown above, are available on request:

別紙3～4 (略)

別紙5 形状及び寸法の規定

II 等級ⅢA及びⅢBの後部反射器 (被牽引自動車用後部反射器)

1.～5. (略)

6. 等級ⅢA及びⅢBの反射器の反射部の一辺の長さは、150mm以上200mm以内とする。中空の三角形の装置の場合には、各辺の幅は、辺に対して直角に測定した場合において、反射部の両端の間の有効長の20%以上であること。

別紙5 一付録 等級ⅢA及びⅢB 被牽引自動車用後部反射器

等級ⅢA及びⅢB 被牽引自動車用後部反射器

別紙6 (略)

別紙7 反射特性の測定方法

1. (略)

2. 反射特性を測定する場合には、製作者等の指定する反射器の反射部の最外部に接する面において直径200mmの円内に含まれる反射部のみを対象とし、反射部自体は100cm²を限度とする。ただし、反射光学ユニットの表面の面積が100cm²より小さくても良い。製作者等は、測定に使用する面積の範囲を指定するものとする。

3. 光度係数

3.1. (略)

観測角	照射角(単位)		
	垂直角V	0°	±10°
水平角H	0°	0°	

13.～15. (略)

16. 指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。
要望があれば入手できる。

The following documents, bearing the approval number shown above, are available on request:

別紙3～4 (略)

別紙5 形状及び寸法の規定

II 等級ⅢAの後部反射器 (被牽引自動車用後部反射器)

1.～5. (略)

6. 等級ⅢAの反射器の反射部の一辺の長さは、150mm以上200mm以内とする。中空の三角形の装置の場合には、各辺の幅は、辺に対して直角に測定した場合において、反射部の両端の間の有効長の20%以上であること。

別紙5 一付録 等級ⅢA 被牽引自動車用後部反射器

等級ⅢA 被牽引自動車用後部反射器

別紙6 (略)

別紙7 反射特性の測定方法

1. (略)

2. 反射特性を測定する場合には、直径200mmの円内に含まれる反射部のみを対象とし、反射部自体は100cm²を限度とする。ただし、反射光学ユニットの表面の面積が100cm²より小さくても良い。製作者等は、測定に使用する面積の範囲を指定するものとする。

3. 光度係数

3.1. (略)

観測角	照射角(単位)		
	垂直角V	0°	±10°
水平角H	0°	0°	

IA	20'		300	200	100
IB	1° 30'		5	2.8	2.5
IIIA	20'		420	200	150
IIIB	1° 30'		12	8	8

3.2. (略)

4. (略)

別紙8 外部からの作用に対する耐性規定

1. 水及び塵埃の侵入に対する耐性

1.1. (略)

1.2. 等級IB及びIIIB装置用代替試験

1.2.1. ~ 5.3. (略)

別紙9 ~ 12 (略)

別紙13 等級IB及びIIIBの装置の試験手順

等級IB及びIIIBの反射器は別紙2に定める試験手順により、別紙10に定める順序にしたがって試験を行う。ただし、別紙6の1.1.による試験に代えて別紙6の1.2.に定める試験を行うことができる。

別紙14 ~ 15 (略)

別添45 方向指示器の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1. ~ 2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、方向指示器が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.3.までの点において本質的に同一のものとする。

IA	20'		300	200	100
IB	1° 30'		5	2.8	2.5
IIIA	20'		420	200	150
	1° 30'		12	8	8

3.2. (略)

4. (略)

別紙8 外部からの作用に対する耐性規定

1. 水及び塵埃の侵入に対する耐性

1.1. (略)

1.2. 等級IB装置用代替試験

1.2.1. ~ 5.3. (略)

別紙9 ~ 12 (略)

別紙13 等級IBの装置の試験手順

等級IBの反射器は別紙2に定める試験手順により、別紙10に定める順序にしたがって試験を行う。ただし、別紙6の1.1.による試験に代えて別紙6の1.2.に定める試験を行うことができる。

別紙14 ~ 15 (略)

別添45 方向指示器の装置型式指定基準

1. (略)

2. 定義

2.1. ~ 2.5.

2.6. 同一型式の範囲

型式指定において、同一型式として処理できる範囲は、方向指示器が既に型式指定を受けた灯火と次の2.6.1.及び2.6.4.までの点において本質的に同一のものとする。

なお、電球の色又はフィルターの色のみが異なるものは同一型式と見なす。

2.6.1 (略)

2.6.2. 光学システムの特性（光度レベル、配光角度及び使用する電球又は光源モジュールの種類等）

2.6.3.～2.6.4. (略)

2.7. 「光源モジュール」とは、1個以上の非交換式光源を含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができない装置固有の光学部品をいう。

3. 指定の申請

3.1.～3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を、光源モジュールにあつては固有の識別記号を明記するものとする。

3.2.2.～3.2.4. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 非電球交換型以外の装置にあつては、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号又は光源モジュールの固有の識別記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型又は光源モジュールの装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.5. 光源モジュールには、次の4.5.1.から4.5.3.までの記号を表示するものとする。

4.5.1. 申請者の商号又は商標の表示。ただし、明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法によること。

2.6.1. (略)

2.6.2. 光学システムの特性（光度レベル、配光角度等）

2.6.3.～2.6.4. (略)

3. 指定の申請

3.1.～3.2. (略)

3.2.1. 構造及び性能を記載した書面1部。

なお、当該装置が非電球交換型以外のものにあつては、協定規則第37号に定める電球の種類を明記するものとする。

3.2.2.～3.2.4. (略)

4. 特定装置の表示等

4.1. (略)

4.2. 電球交換型の装置には、協定規則第37号に規定する電球の種類を示す記号を明瞭に読みとることができ、かつ、容易に消すことができない方法により表示するものとする。

4.3. (略)

4.4. 非電球交換型の装置には、定格電圧及び定格電力を表示するものとする。

4.5.2. 光源モジュールの固有の識別記号。

識別記号は、「MODULE」を表す「MD」の文字に型式指定番号を続けたものとする。識別記号は3.2.2.項に規定する図面に示すものとする。

なお、光源モジュールの型式指定番号と光源モジュールが使用される装置の型式指定番号は同一である必要はないが、同一の申請者によるものとする。

4.5.3. 定格電圧及び定格消費電力

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.3. (略)

6.4. 光源モジュール

6.4.1. 光源モジュールは、暗い場所においても確実に取り付けることができるものでなければならない。

6.4.2. 光源モジュールは、改造防止対策が施された構造でなければならない。

7. (略)

8. 試験手順

8.1.～8.3. (略)

8.4. 見かけの表面は灯火装置の基準軸方向により決定する。

9.～13. (略)

別紙1 (略)

別紙2

} (略)

方向指示器の装置型式指定基準に基づく方向指示器に係る型式の指定^{※2}
指定の変更承認

5. (略)

6. 一般規定

6.1.～6.3. (略)

7.

8. 試験手順

8.1.～8.2.2. (略)

9.～13. (略)

別紙1 (略)

別紙2 通知

} (略)

方向指示器の装置型式指定基準に基づく方向指示器に係る型式の指定^{※2}
指定の変更承認

指定の拒否
指定の取消し

生産の中止 について 注2

concerning:2/ APPROVAL GRANTED
APPROVAL EXTENDED
APPROVAL REFUSED
APPROVAL WITHDRAWN
PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED

of a type of direction indicator pursuant to Regulation No. 6

型式指定番号.....

Approval No.

変更承認番号.....

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称及び所在地.....

Manufacturer's name and address:

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地 (該当する場合).....

If applicable, name and address of the manufacturer's representative:

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....

Date of test report issued by that service:

8. 試験成績書番号.....

Number of test report issued by that service:

9. 簡単な説明: 注3

種類 : 1、1a、1b、2a、2b、3、4、5、6 注2

電球の数及び種類

特殊電源による光源への印可電圧

追加される電源供給システムの有無 有/無 注2

光源モジュール 有/無 注2

光源モジュールの固有の識別記号

幾何学的取付位置及び取付方法の条件 (該当する場合)

取付け高さが地上750mm以下に 限定される/限定されない 注2

Concise description: 3/

指定の拒否
指定の取消し

生産の中止 について 注2

concerning:2/ APPROVAL GRANTED
APPROVAL EXTENDED
APPROVAL REFUSED
APPROVAL WITHDRAWN
PRODUCTION DEFINITELY DISCONTINUED

指定番号.....

Approval No.

変更承認番号.....

Extension No.

1. ~2. (略)

3. 指定製作者等の名称及び所在地.....

Manufacturer's name and address:

4. 指定製作者等の代理人の名称及び所在地.....

If applicable, name and address of the manufacturer's representative:

5. ~6. (略)

7. 試験成績書発行日.....

Date of test report issued by that service:

8. 試験成績書番号.....

Number of report issued by that service:

9. 簡単な説明: 注3

種類 : 1、1a、1b、2a、2b、3、4、5、6 注2

電球の数及び種類 (2 x P21W)

Concise description: 3/

Category: 1, 1a, 1b, 2a, 2b, 3, 4, 5, 6 2/

Number and category(ies) of filament lamp(s):

Light source module yes/no 2/

Light source module specific identification code.....

Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/ no 2/

Geometrical conditions of installation and relating variations ; If any:

10. 型式指定番号等の表示位置.....

Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定/変更承認/指定の拒否/指定の取消し 注2

Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

13. ~15. (略)

16. 型式指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。

これは、要望があれば交付する。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1~注2 (略)

注3 非交換式光源を使用する灯火は、光源の数と総ワット数を記載する。

別紙3 型式指定番号等の表示例

方向指示器

1. (略)

2. (略)

図3.

光源モジュール

MD E 4 3 1 7 3 2 5

Category: 1, 1a, 1b, 2a, 2b, 3, 4, 5, 6 2/

Number and category of filament lamp(s)

取付高さが地上750mm以下に限定される装置であるか否か2/

Only for limited mounting height of equal to or less than 750 mm above the ground yes/no

取付位置関係等に複数の設定がある場合はその説明

Geometric conditions of installation and relating variations, if any:

10. 型式指定番号の位置.....

Position of the approval mark:

11. (略)

12. 型式指定/変更/拒否/取消し 注2

Approval granted/ extended / refused /withdrawn: 2/

13. ~15. (略)

16. 指定を行った行政庁が保管している書類の一覧表を本通知書に添付する。

要望があれば入手できる。

The list of documents deposited with the Administrative Service which has granted approval is annexed to this communication and may be obtained on request.

注1~注2 (略)

注3 非電球交換型の装置は電球の数及び総電力示す。

別紙3 型式指定番号等の表示例

方向指示器

1. (略)

2. (略)

上記の識別記号を表示した光源モジュールは、日本国（43）で17325という指定番号によって指定された装置と共に指定された光源モジュールを示している。

別紙4

橙色：綠色方向の限界： $y \leq x - 0.120x$

赤色方向の限界： $y \geq 0.39$

白色方向の限界： $y \geq 0.790 - 0.670x$

） 以下 略

附 則

（経過措置）

別添8「側面衝突時の乗員保護装置の装置型式指定基準」について、平成19年8月11日以前に指定または変更の承認を受ける場合にあつては、本規程にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別紙4

橙色：綠色方向への限界： $y \leq x - 0.120x$

赤色方向への限界： $y \geq 0.39$

白色方向への限界： $y \geq 0.790 - 0.670x$

） 以下 略